

東京湾沿岸海岸保全基本計画

[東京都区間]

令和 5 年 3 月

東 京 都

東京湾沿岸海岸保全基本計画〔東京都区間〕の改定について

東京湾沿岸海岸保全基本計画は、海岸法第二条の三により、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、沿岸ごとに都道府県知事が定める計画であり、平成16年8月、東京都、神奈川県、千葉県の1都2県が共同して、「東京湾沿岸」の海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を策定した。

平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、東京都防災会議から新たな被害想定が示され、平成26年3月に基本計画〔東京都区間〕の変更を行った。

平成26年12月に改正された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることとなり、国が平成27年2月に「海岸保全基本方針」を変更したことから、平成29年3月に基本計画〔東京都区間〕の変更を行った。

この度、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、国が令和2年11月に「海岸保全基本方針」を変更したこと、及び、「TOKYO 強靱化プロジェクト」（令和4年12月）における今後の方向性の中で、気候変動がもたらす影響への対応方針が示されたことから基本計画〔東京都区間〕を改定するものである。

引き続き、「防護」の一層の強化を図るとともに、「環境」「利用」とも調和した海岸保全を推進していく。

目 次

■ 第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

1 海岸保全基本計画の目的と対象範囲	1-1
1-1 計画の目的	1-1
1-2 計画の対象範囲	1-2
2 海岸の概要	1-4
2-1 自然的特性	1-4
(1) 地 形	1-4
(2) 海 象	1-7
(3) 水質・底質	1-21
(4) 生物相	1-24
2-2 社会的特性	1-28
(1) 人口	1-30
(2) 産業及び土地利用	1-32
(3) 沿岸利用	1-35
(4) 海岸管理	1-39
2-3 関連する法規制	1-41
(1) 海岸法	1-42
(2) 環境基本法	1-42
(3) 港湾法	1-42
(4) 都市計画法	1-42
2-4 関連する諸計画	1-43
2-5 地元区の海岸に関する計画	1-45
3 海岸区分と海岸保全施設	1-47
3-1 海岸区分	1-47
(1) 東京港海岸	1-47
(2) 葛西海岸	1-47
3-2 海岸保全区域	1-48
3-3 海岸保全施設	1-50
3-4 海岸保全施設の整備の経緯	1-52
3-5 水門の遠隔制御システム	1-54
4 今後の課題	1-55
4-1 海岸の防護に関わる課題	1-55
(1) 高潮等による浸水被害から背後地の安全性を確保	1-55
(2) 津波から背後地の安全性を確保	1-55
(3) 豪雨災害への対応	1-55
(4) 市街化への対応	1-55
(5) 防災情報の共有	1-55
4-2 海岸環境の整備及び保全に関わる課題	1-56
(1) 良好な景観の創出	1-56

(2) 生物の生息環境の再生	1-56
(3) 環境の保全・再生	1-56
4-3 海岸における適正な利用に関わる課題	1-56
(1) レクリエーションの場の創造	1-56
(2) 遊歩道の連続化	1-56
(3) 運河利用の促進	1-57
(4) 背後地との一体的な利用の促進	1-57
5 海岸保全の方向性	1-58
5-1 基本理念	1-58
5-2 基本方針	1-59
5-2-1 海岸の防護に関する事項	1-59
(1) 耐震対策	1-59
(2) 津波対策	1-59
(3) 将来の気候変動を見据えた海岸保全施設の機能強化	1-62
(4) 新たな海岸保全区域の指定と海岸保全施設の整備	1-73
(5) 海岸保全施設の維持管理	1-73
(6) デジタルの力による防災力の向上	1-73
5-2-2 海岸環境の整備及び保全に関する事項	1-74
(1) 良好な景観形成	1-74
(2) 生物の生息環境の保全・再生	1-82
(3) 水際線緑地の拡充	1-82
5-2-3 海岸における適正な利用に関する事項	1-83
(1) 憩える快適な親水空間の創造	1-83
(2) 親水空間ネットワークの形成	1-83
(3) 背後地との一体的な利用や運河利用の促進	1-84
5-2-4 諸機関との連携	1-85
(1) 住民・NPOなどとの連携	1-85
(2) 海岸の管理における連携	1-85
(3) 事業者との連携	1-85
(4) 事業の必要性のPR	1-85
(5) 他の施策との連携	1-85

■ 第2編 海岸保全施設の整備に関する事項

1 整備に関する基本計画	2-2
2 東京都区間における海岸保全	2-2
3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	2-19
4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	2-21

■ 参考資料

■ 第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

■ 第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

1 海岸保全基本計画の目的と対象範囲

1-1 計画の目的

海岸保全基本計画とは、海岸法第二条の三に基づき、沿岸ごとに都道府県知事が海岸の保全に関する基本計画として定める計画である。

東京湾沿岸については、平成16年8月、東京都、神奈川県、千葉県が共同して策定した。

海岸保全施設の整備に当たっては、従来の「防護」だけでなく「環境」「利用」の視点も加え、これらが調和した海岸保全を推進することとしている。



「東京湾沿岸海岸保全基本計画」は、全体計画と3つの区間別計画から構成されている。本計画は、「東京都区間」について自然特性や社会的特性を踏まえた沿岸の長期的なあり方と海岸の防護・環境・利用に関する取組及び海岸保全施設の整備についての基本的な事項を示したものである。

図 1-1 東京都区間の範囲

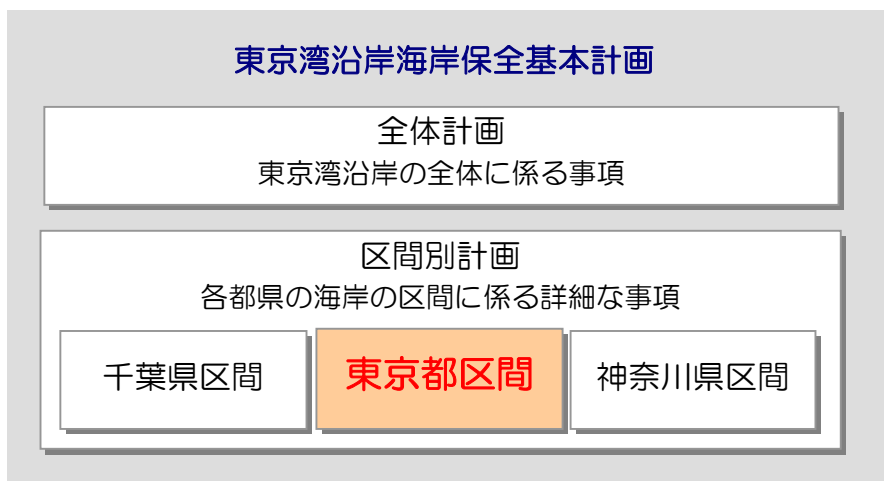


図 1-2 本計画の構成

1-2 計画の対象範囲

東京の海岸線は、図 1-3 のように旧江戸川～多摩川までの延長約 194km に及ぶが、本計画の対象範囲は、図 1-4 に示すように国土保全のため防護が必要な範囲として海岸保全区域^{*}に定められた海岸線とする。

また、海岸保全区域は、背後に広がる低地帯を高潮災害から守るために指定している。(低地帯:P1-6 図 2-4 に示す着色部)

なお、海岸保全区域以外の海岸線についても、今後の周辺土地利用の変化などに伴い、必要に応じて海岸保全区域を指定し、適切に対応できるようにしていく。



図 1-3 東京の海岸線
(伊豆諸島、小笠原諸島を除く)

今後、海岸保全区域への追加が想定される区域は、原則として下記のとおりである。

高潮による浸水被害が想定される区域や、国土保全の観点から、背後に住宅や事業所等が存在する区域。ただし、港湾の物流機能を阻害しないよう水際利用している港湾計画上の「ふ頭用地」「港湾関連用地」は原則として海岸保全区域は指定しない。

※ 海岸保全区域：国土保全ならびに高潮などの自然災害から人命や財産を守るために区域を管轄する都道府県知事が指定を行う区域。

なお、その区域の幅は、海岸線から原則として海側、陸側に 50m 以内で指定することができる。

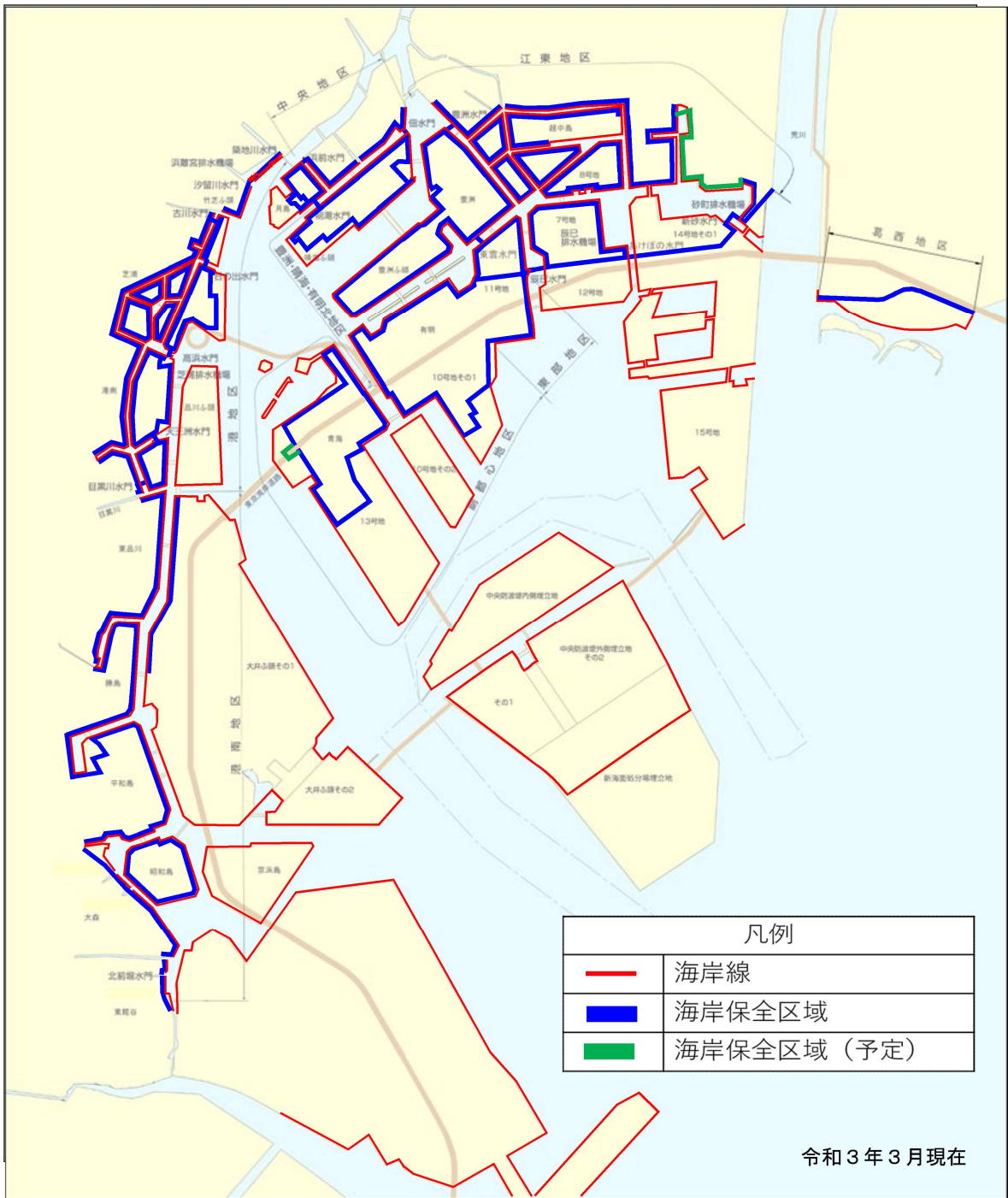


図 1-4 基本計画の対象範囲（海岸保全区域）

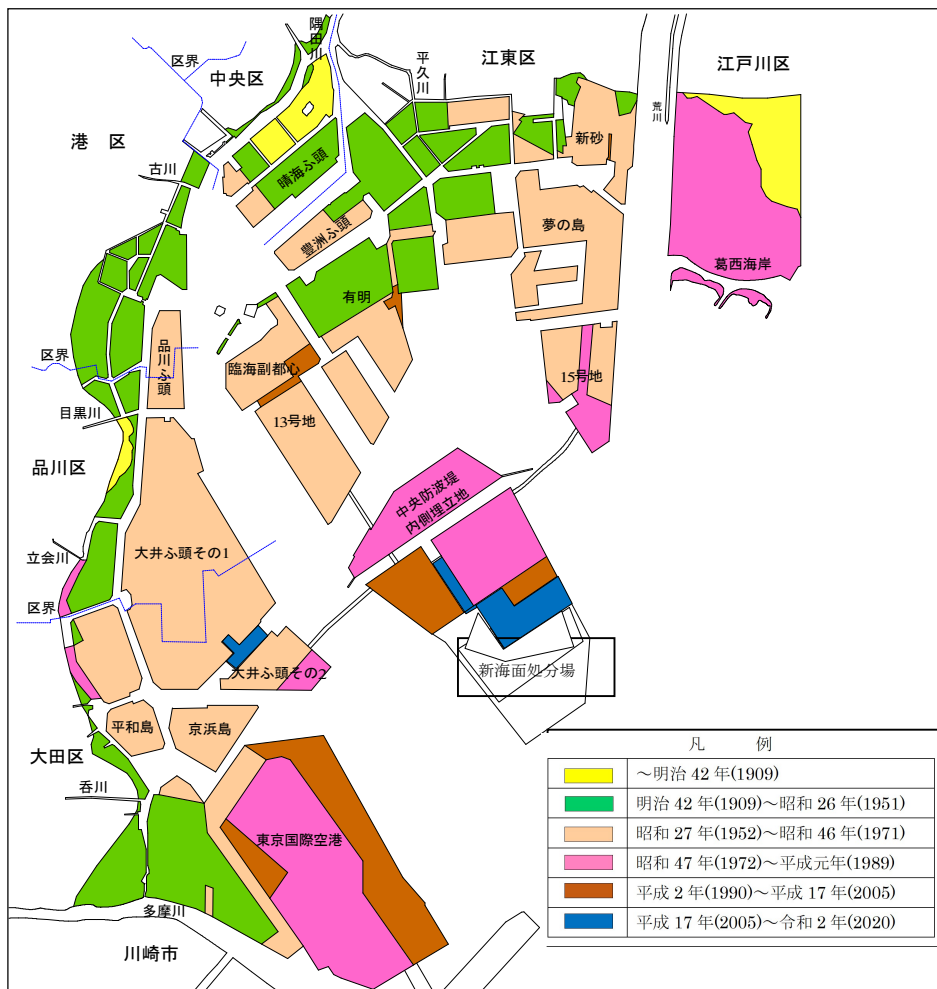
2 海岸の概要

2-1 自然的特性

(1) 地 形

- 東京港は、港の発展とともに沖合展開が行われ、高度成長期の昭和 40 年代中頃までには埋立てにより、羽田、新海面地区等を除いた地域に島状の造成地が形成された。
- 内陸側については、ゼロメートル地帯を含む低地帯が広範囲に広がっており、一部の地域では、大正 4 年から昭和 50 年にかけての地下水のくみ上げ等を原因として、著しい地盤沈下が発生した。こうした状況から、ひとたび高潮による浸水が発生した場合には甚大な被害を受ける可能性の高い地域であるといえる。

東京の海岸*の埋立ての変遷を図 2-1 に示す。

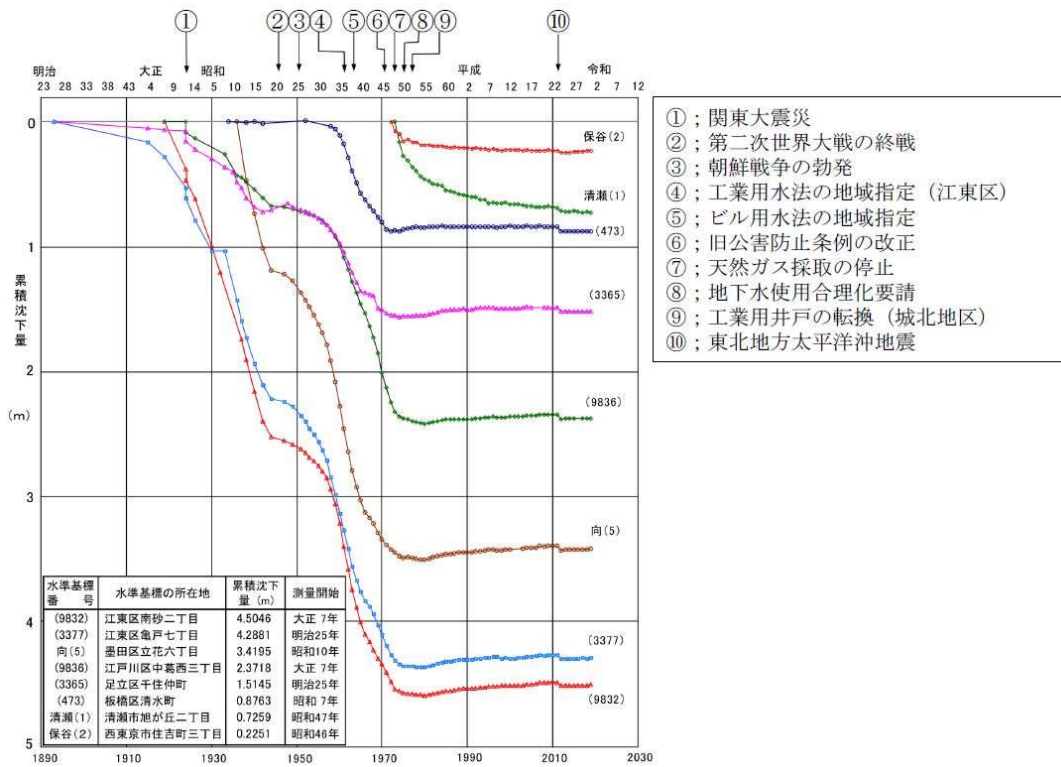


出典：国土交通省関東地方整備局ホームページより作成

※伊豆諸島、小笠原諸島を除く

図 2-1 埋立地の変遷

主要水準基標の累計変動量を図 2-2 に、水準基標位置図を図 2-3 に示す。



出典：平成 30 年地盤沈下調査報告書より作成

図 2-2 主要水準基標の累計変動量

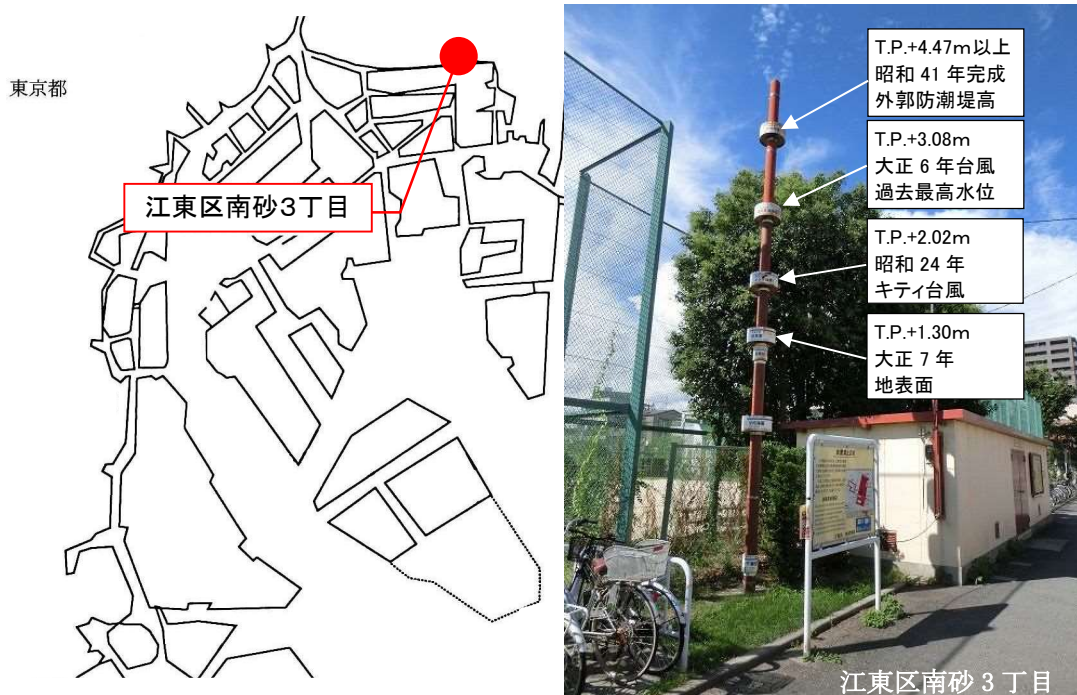


図 2-3 水準基標位置図

ゼロメートル地帯とは、満潮面 A.P. +2.1m以下の地域であり図 2-4 に示すピンク色の範囲である

防潮堤や水門など海岸保全施設がなければ、高潮等による浸水により、甚大な被害を受けることとなる。

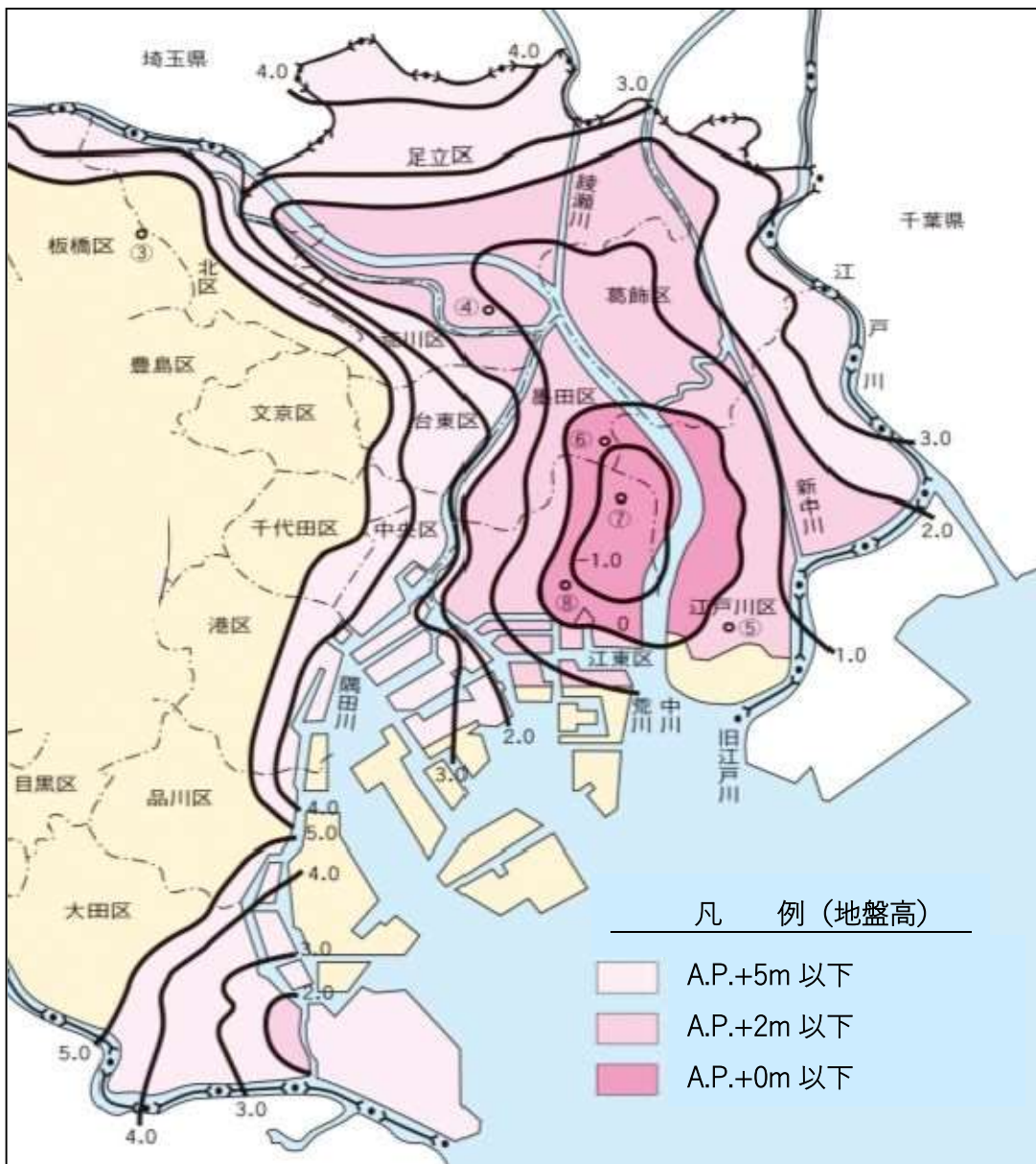
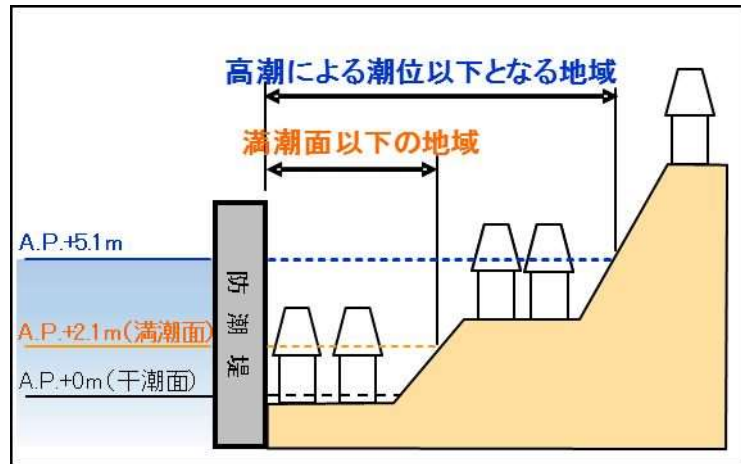


図 2-4 地盤高平面図

(2) 海 象

- 東京の海岸では、海岸保全施設整備前又は整備途上においては、キティ台風の来襲時（昭和24年8月～9月）などに、江東地区・葛西地区及び港南地区などのゼロメートル地帯において、浸水被害が発生した。なお、海岸保全施設の整備の進展により、近年では高潮による大きな被害を受けることはなくなった。
- 津波は、東京の海岸に大きな被害を与えていない。
- 最多風向はN（北）であり、10m/s以上の強風の最多風向はS（南）である。
- 朔望平均満潮位は、気象庁東京検潮所における1977～2020年の台風期（7月、8月、9月、10月）の朔望平均満潮位により、A.P.+2.10mを採用している。
- 最多波向はSE（南東）で、静穏（波高49cm以下）の割合が67%である。
- 異常潮位による水門閉鎖は過去10年間で24回あり、その中で最も閉鎖時間が長かったのは、4時間53分の閉鎖であった。

1) 高潮

東京都は、本州の中央部、太平洋に面する東京湾の湾奥に位置しているため、台風による水害を受けやすい。台風や低気圧が近づくと平常時よりも潮位が高くなる。この現象を高潮といい、主に次の原因からなる。

原因の一つ目としては、気圧低下による吸い上げがある。台風の中心気圧が低いと、その部分の空気が海面を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇する（気圧が1hPa（ヘクトパスカル）下がれば、約1cmの海面上昇が生じる）。

二つ目としては、風による吹き寄せがある。台風による強風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられ、海面が上昇する。東京湾のように南西に開口部をもち、比較的浅い湾の内湾では顕著にそれが現れる。

台風が東京の海岸の西側を北または北東方向に通過するとき、台風の強い南方向の風が吹き込み、風の吹き寄せ効果は著しくなる。昭和34年の伊勢湾台風^{*1}は甚大な被害をもたらした。東京都の高潮水害では昭和24年のキティ台風^{*2}以降大きな被害は発生していない。東京都における主要水害を表2-1に示す。

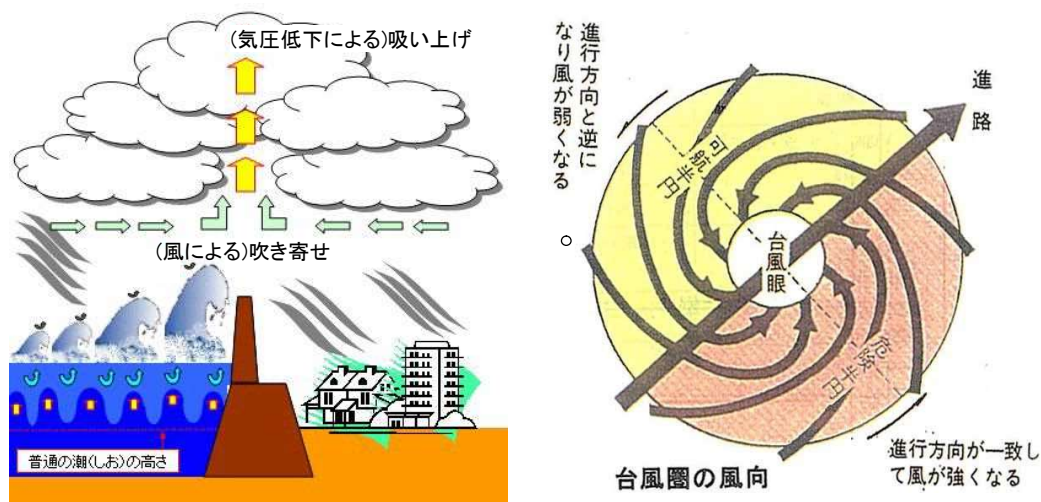


図 2-5 高潮と台風

※1：伊勢湾台風

昭和 34 年 9 月 26 日、名古屋地方を襲った台風 15 号は、平均風速 40m 以上、進行速度 70km/h と勢力が非常に強く、伊勢湾の入り口から奥に向かって強い風が吹き、気圧低下とともに高潮が発生した。高潮は、名古屋港の貯木場にあった 20 万トンの木材と共に 15km も陸地側に押し寄せ、住宅地や工場地帯に被害をもたらした。

また、高潮が襲ってきたのは午後 8 時ごろで、暴風のため夕方から停電していたため、台風情報も伝わらず、暗闇の中で避難や救助活動が困難を極めた。

全国で死者・行方不明合わせて約 5000 人もの犠牲者がでるなど、被害は全国に及ぶが、名古屋を中心とした伊勢湾沿岸一帯に甚大な被害が出たことから「伊勢湾台風」と名付けられた。

※2：キティ台風

昭和 24 年 8 月 31 日夕から関東地方、上越山岳部を襲った台風。上陸時刻と東京湾の満潮が重なり、豪雨と高潮で、荒川に通ずる運河が決壊した。荒川河口の一帯は、地盤の低いゼロメートル地帯であり、戦後の急造住宅地が多く、ほとんどが平屋であった。このため、ほとんどの家屋が冠水した。

出典：東京の低地河川事業
東京都建設局



図 2-6 キティ台風による浸水状況

表 2-1 (1) 東京における主要水害記録

年月	明治 43 年 8 月 (1910)	大正 6 年 9~10 月 (1917)	昭和 13 年 8~9 月 (1938)	昭和 22 年 9 月 (1947)	昭和 23 年 9 月 (1948)	昭和 24 年 8~9 月 (1949)
災害種別	暴風雨 (洪水)	暴風雨 (高潮)	暴風雨 (高潮)	カスリーン 台風(洪水)	アイオン 台風(洪水)	キティ台風 (高潮)
気圧 (hPa)	995.2	952.7	978.6	992.3	971.9	985.6
時間最大雨量 (mm)	45.1	16.5	30.2	34.7	38.8	12.6
総雨量(mm)	283.9	161.6	144.1	166.8	158.0	66.0
潮位 (A. P. +m)		4.21	2.89	2.50	2.65	3.15
浸水面積(km ²)	201.43	86.60	77.90	114.32	28.64	92.01
床上浸水家屋 (戸)	133,307	131,334	42,867	80,041	529	73,751
床下浸水家屋 (戸)	44,750	49,004	65,703	45,167	16,516	64,127
死傷者・行方不 明者(人)	169	1524	38	11	24	122

年月	昭和 33 年 7 月 (1958)	昭和 33 年 9 月 (1958)	昭和 41 年 6 月 (1966)	昭和 54 年 10 月 (1979)	昭和 56 年 10 月 (1981)	昭和 57 年 9 月 (1982)
災害種別	第 11 号台風 (高潮)	第 22 号台風 (洪水)	第 4 号台風 (豪雨・洪水)	第 20 号台風 (洪水)	第 24 号台風 (洪水)	第 18 号台風 (洪水)
気圧 (hPa)	985.8	970.7	981.9	976.1	968.6	965.0
時間最大雨量 (mm)	17.9	76.0	29.0	47.0	51.0	65.0
総雨量(mm)	108.5	444.1	234.5	251.0	221.0	313.0
潮位 (A. P. +m)	2.89	2.91	-	3.55	1.86	2.67
浸水面積(km ²)	29.46	211.03	87.62	1.46	19.59	16.16
床上浸水家屋 (戸)	13,459	123,626	16,159	180	6,854	7,574
床下浸水家屋 (戸)	22,970	340,404	86,737	1,550	35,167	16,712
死傷者・行方不 明者(人)	133	203	9	99	4	-

表 2-1 (2) 東京における主要水害記録

年月	平成元年 8月 (1989)	平成3年 9月 (1991)	平成5年 8月 (1993)	平成11年 8月 (1999)	平成17年 9月 (2005)	令和元年 10月 (2019)
災害種別	集中豪雨 (洪水)	第18号台風 (洪水)	第11号台風 (洪水)	集中豪雨 (洪水)	集中豪雨 (洪水)	令和元年 東日本台風 (洪水)
気圧 (hPa)	-	989.1	979.1	-	-	966.8
時間最大雨量 (mm)	70.0	60.0	76.0	115.0	112.0	72.0
総雨量(mm)	276.0	376.0	345.0	128.0	263.0	650.0
潮位(A. P. +m)	-	2.11	1.74	-	-	2.79
浸水面積(km ²)	0.82	1.78	3.42	1.54	1.72	0.85
床上浸水家屋 (戸)	1,929	561	2,454	2,900	3,374	740
床下浸水家屋 (戸)	2,755	3,120	5,079	2,193	2,453	583
行方不明者 (人)	-	1	-	-	-	-

明治43年8月災害・・・東京市史稿変災篇第3
 大正6年9、10月災害・・・東京市史稿港湾篇第1
 昭和13年8、9月災害・・・内務省東京土木出張所
 「昭和13年大洪水」による。
 昭和22年9月災害・・・東京都水災誌

昭和23年以降災害・・・東京都建設局調べ
 昭和24年キイ台風(最低気圧)・・・気象庁HP
 昭和33年7月災害・・・気象庁ヒアリング
 昭和36年～平成11年水害・・・水害統計調査(建設省)
 平成17年以降水害・・・東京都建設局
 「過去の水害記録」による。

2) 津波

大規模な海底地震の発生に伴い、海底の広範囲にわたる地域がかなり急激な隆起または沈降を起こし、それにより海底の変動区域の上にある海水が持ち上げられたり、落ち込んだりして海水に波動が生じ、それが四方に拡がったものが津波である。海底地震の場合、津波を生じさせるのは、上下断層型の地震であり、横ずれ断層型の場合には、津波が起こりにくいとされている。

東京の海岸で想定される津波は、東京湾外を震源とする場合と、直下型地震の場合が考えられる。

また、表 2-2 のとおり、これまで津波は東京の海岸に大きな被害を与えていない。

表 2-2 東京近郊で被害が発生した主な地震

西暦(年)	年号	規模 (マグニチュード)	震度	被害
1855	安政2年	6.9	6	江戸、壊焼屋 14,346、壊土蔵 1,404、町人死 4,293 (又は 3,895)
1856	安政3年	6.0~6.5		江戸、壁の落剥、その他の被害あり
1880	明治13年	5.9		横浜、煙突倒壊、壁の亀裂あり
1884	明治17年			東京で壁の亀裂、家屋瓦落下、土蔵の鉢巻の落下あり
1889	明治22年	6.0		東京湾周辺で壁に亀裂が入り、物が倒れたりした
1892	明治25年	6.2		東京で家屋破損5、土蔵破損24、その他小被害
1894	明治27年	7.0	5~6	東京で死24、傷157、全半壊90、破損家屋4,922、特に下町で被害が大きかった
1894	明治27年	6.7		東京で壁の落剥あり、近県でも小被害。
1895	明治28年	7.2	4	利根川沿岸で被害大、東京で死傷32、家屋破損数100、震災地を通じて死傷74、全半壊114。
1906	明治39年	6.4		土蔵の壁が落ち、煉瓦塀に亀裂、山手で振動大、その他東京湾周辺で小被害
1922	大正11年	6.8	4	東京湾沿岸で家屋、土蔵の破損多く、土地の陥没、亀裂あり
1923	大正12年	7.9	6	関東大震災死99,331、傷103,733、不明43,476、家屋被害70万戸、大規模な地変あり
1924	大正13年	7.3	4	神奈川県、死19、傷638、東京で振幅2寸弱で小被害あり
1929	昭和4年	6.3		東京市内で微少被害、神奈川県ではところどころ地割れ、壁の亀裂等があった
1992	平成4年	5.9	5	東京湾南部震央、東京都で負傷者22、やや深い地震
1993	平成5年	7.1	4	東海道はるか沖震央、死者1、重傷者2、軽傷者2
2011	平成23年	9.09	7	三陸沖震央、東京都で死者7、重傷者18、軽傷97
2021	令和3年	5.9	5強	千葉県北西部、負傷者5

出典：平成23年「東京都の災害」、「東京都に被害を及ぼした主な地震」（地震調査研究推進本部）等より作成

3) 風況

東京港波浪観測所（東京灯標）における風の統計結果（2010年～2020年）を図 2-7 に示す。

最多風向はN（北）であり、10m/s以上の強風の最多風向はS（南）である。

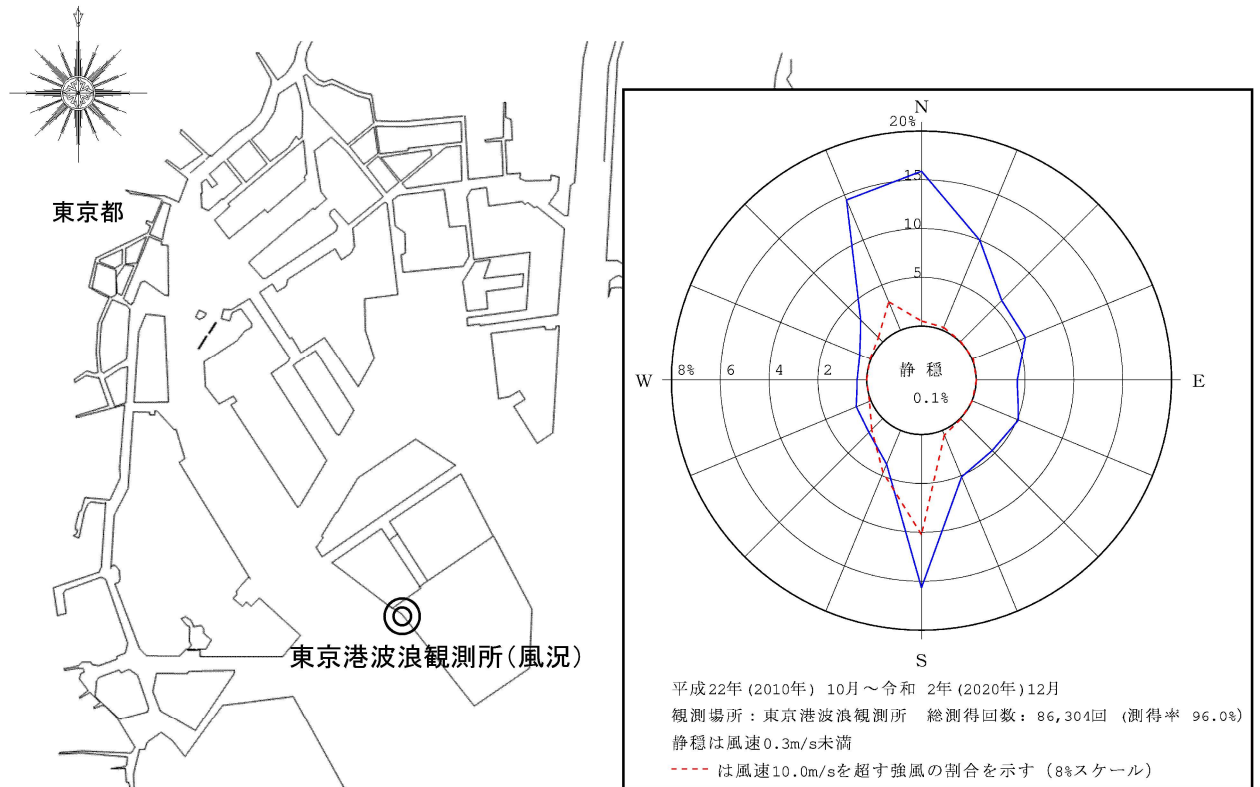


図 2-7 風配図（統計期間:2010年～2020年）

4) 潮位

気象庁東京検潮所（以下、「東京検潮所」という。）と東京港波浪観測所（潮位）の5年間の朔望平均満潮位は、東京検潮所の方が高い値を示している。海岸保全施設の計画条件に使用する朔望平均満潮位^{※1}（A.P.+2.10m）との比較では、どちらの観測所の値とも低い。

東京検潮所、東京港波浪観測所（潮位）の潮位実況図を図 2-9 に、東京検潮所における潮位（2020年）を表 2-3、図 2-10 に示す。

また、観測位置（東京港波浪観測所（潮位）、東京検潮所）を図 2-8 に示す。

※1: 朔望平均満潮位 (H.W.L.): 新月 (朔) 又は、満月 (望) の前後に観測された最高の潮位を平均したもの

朔望平均干潮位 (L.W.L.): 新月 (朔) 又は、満月 (望) の前後に観測された最低の潮位を平均したもの

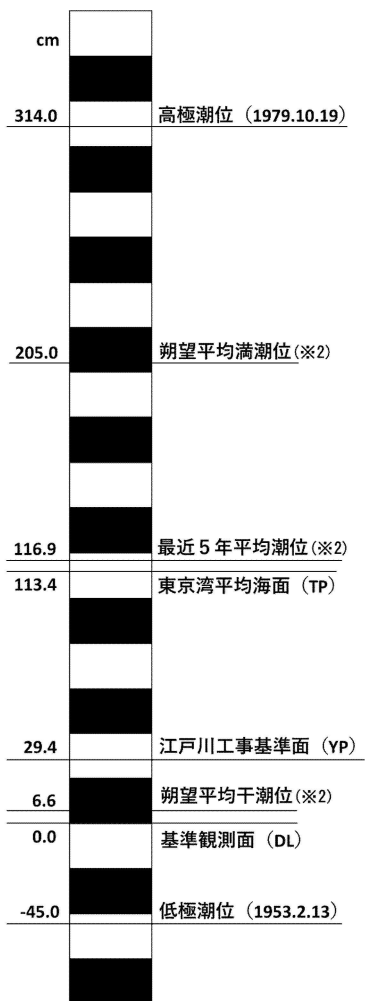
※1: P1-17 「5) 朔望平均満潮位」も参照

・観測基準面 (DL) は、荒川工事基準面 (AP) である。

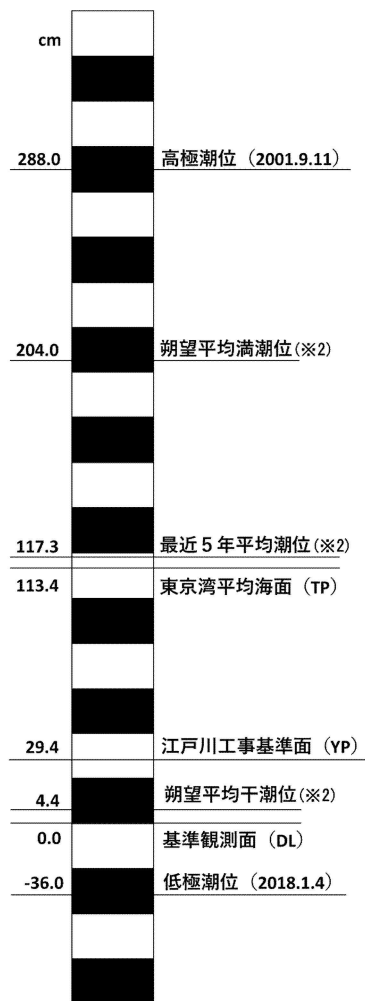


図 2-8 観測位置

東京(晴海)検潮所の潮位実況図



東京港波浪観測所の潮位実況図



(※2) 朔望平均潮位及び最近5年平均潮位の統計期間

東京検潮所：2015年～2019年、東京港波浪観測所（潮位）：2016年～2020年

出典：東京港波浪観測調査報告書 東京都港湾局
気象庁ホームページ

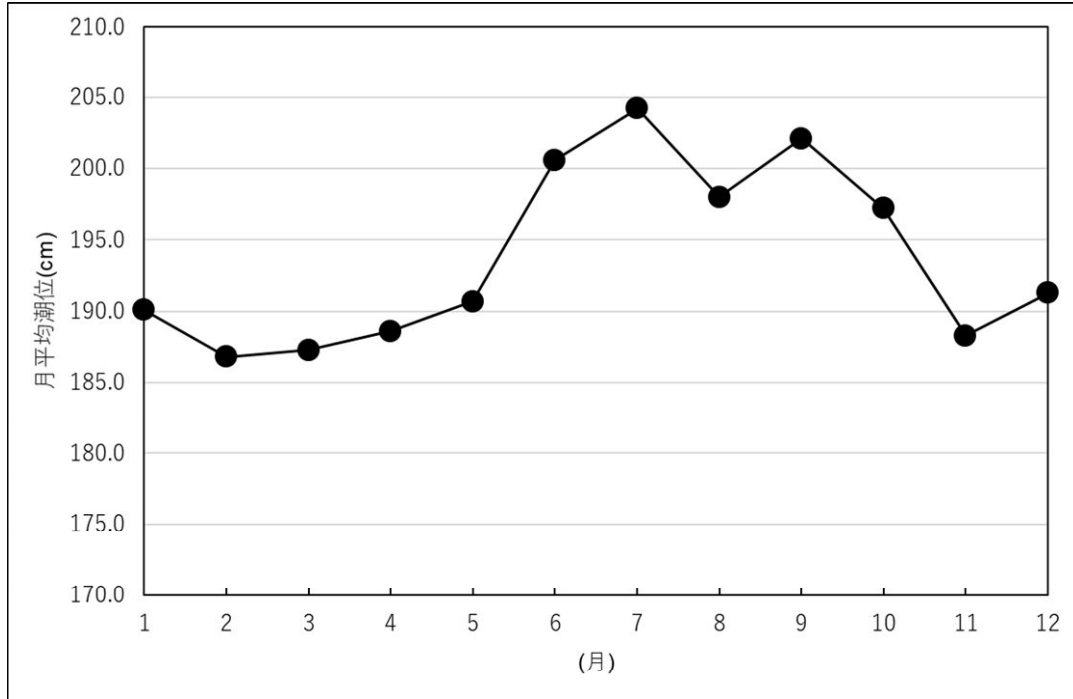
図 2-9 潮位実況図

表 2-3 月平均潮位（2020年） 東京検潮所

単位 cm : A. P. +0.0cm を基準とした潮の高さ

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年統計値
2020年	190.1	186.8	187.3	188.6	190.7	200.6	204.2	198	202.1	197.2	188.3	191.3	193.8

出典：気象庁ホームページ資料より作成



出典：気象庁ホームページ資料より作成

図 2-10 月平均潮位の月別変化（2020年） 東京検潮所

5) 朔望平均満潮位

東京湾沿岸における朔望平均満潮位は、沿岸の各潮位観測地点における潮位観測記録を基に設定することとしている。

東京都においては、高潮を引き起こす大きな気象要因である台風の来襲時期を考慮し、東京検潮所における1977年～2020年までの台風期（7月～10月）の潮位観測記録を基に、朔望平均満潮位をA.P.+2.1mとした。

表 2-4 台風来襲時期（7月～10月）の朔望平均満潮位（東京検潮所；1977～1986）

(A. P. +cm)

年	7		8		9		10		平均
	朔	望	朔	望	朔	望	朔	望	
1977	194	224	209	211	223	210	213	202	211
1978	201	233	218	222	219	232	219	214	220
1979	203	233	211	212	214	226	222	243	221
1980	209	204	194	212	214	210	199	253	212
1981	198	190	212	222	207	207	207	222	208
1982	204	183	226	198	211	225	228	215	212
1983	210	204	222	203	221	212	219	214	213
1984	198	202	216	193	211	213	238	217	211
1985	207	214	202	199	210	202	229	202	208
1986	186	206	212	214	210	210	220	199	207
平均	206		210		215		219		212

出典：昭和62年度埋立地防災対策調査委託報告書、昭和63年3月
東京都港湾局・(財)沿岸開発技術研究センター

表 2-5 台風来襲時期（7月～10月）の朔望平均満潮位（東京検潮所；1987～2001）

(A. P. +cm)

年	7		8		9		10		平均
	朔	望	朔	望	朔	望	朔	望	
1987	204	218	212	212	225	221	198	211	213
1988	190	214	195	216	216	230	231	219	214
1989	197	195	225	213	200	217	220	206	209
1990	211	194	230	239	211	223	193	240	218
1991	202	211	214	212	227	215	212	202	212
1992	216	192	207	196	219	213	219	204	208
1993	200	196	218	199	219	215	204	232	210
1994	203	204	202	202	214	216	217	216	209
1995	196	211	214	200	207	212	227	200	208
1996	欠測	209	229	211	200	199	206	205	208
1997	201	203	207	225	212	227	206	206	211
1998	202	207	206	欠測	227	210	215	214	212
1999	209	216	220	223	221	264	219	229	225
2000	208	197	212	205	211	230	210	204	210
2001	196	195	232	191	231	216	217	213	211
平均	203		213		218		213		212

気象庁調べ

表 2-6 台風来襲時期(7月~10月)の朔望平均満潮位(東京検潮所; 2002~2020)

(A. P. +cm)

年 \ 月	7		8		9		10		平均
	朔	望	朔	望	朔	望	朔	望	
2002	224	210	215	223	228	222	250	220	224
2004	208	201	215	206	223	214	221	214	213
2004	210	209	225	226	213	253	215	211	220
2005	191	202	192	214	216	207	199	200	203
2006	188	203	191	213	207	227	212	271	214
2007	215	214	210	欠測	205	222	196	212	211
2008	205	199	220	210	204	208	218	203	208
2009	216	203	223	214	227	214	216	254	221
2010	228	224	239	195	231	217	227	214	222
2011	215	206	222	223	235	211	206	213	216
2012	190	204	208	207	223	252	219	215	215
2013	195	207	207	216	214	205	217	218	210
2014	199	213	196	237	220	236	201	233	217
2015	216	210	224	216	211	216	213	223	216
2016	191	196	200	226	233	218	201	213	210
2017	215	200	205	225	250	212	289	208	226
2018	欠測	203	221	212	225	204	217	208	213
2019	209	193	220	217	229	204	211	273	220
2020	203	208	207	189	221	203	225	203	207
平均	206		214		220		220		215

気象庁調べ

6) 異常潮位

2012年～2021年の過去10年間では、異常潮位[※]により浸水の恐れがあったため、24回水門が閉鎖されている。

また、水門閉鎖時間が最も長かったのは、2021年8月9日であり、4時間53分であった。

異常潮位発生時には水門を閉鎖することから、江東地区、中央地区、港地区の運河内を利用する船舶は、水門閉鎖により外海との入出航行が出来ない状態となる。

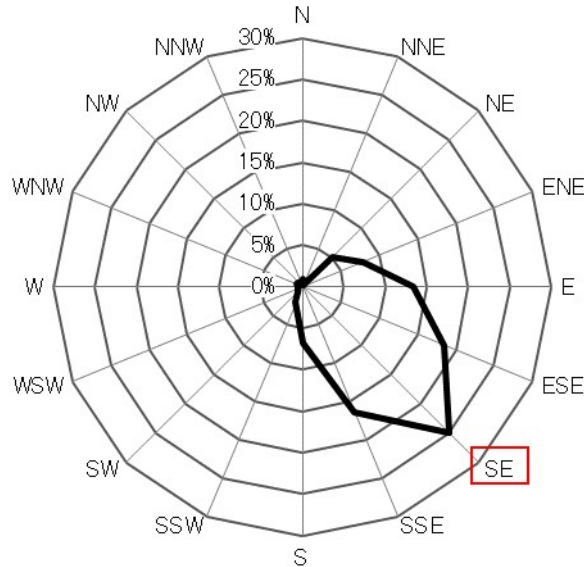
※ 異常潮位：異常潮位とは、台風による高潮、又は地震による津波以外の原因で、潮位が平常値と異なる現象が広範囲にわたり比較的長期間継続する現象のことを言う。異常潮位の発生要因としては、気圧配置が長期間低圧場となること、黒潮の蛇行、暖水塊の存在などが挙げられ、これらが複雑に重なり合っていることが多く、まだ学術的にも原因を特定することは困難である。

7) 波浪

東京の海岸は南北に長い東京湾の北西側湾奥部に位置するため、S E 寄りの波浪が支配的となる。

静穏（波高 49cm 以下）の割合は 67%となっている。

東京港波浪観測所における波向別の有義波高の出現頻度（10 年間統計：H22～R2）を図 2-11、表 2-7 に示す。



出典：東京港波浪観測調査報告書（東京都港湾局）より作成

図 2-11 波向別の有義波高出現頻度（統計期間：H22～R2）

表 2-7 波向別の有義波高出現頻度（統計期間：H22～R2）

波向 波高(cm)	規定回数 89,857																合計	85.7%
	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW		
50～75	36	5	171	271	466	635	772	487	210	67	27	18	18	26	26	21	3,256	85.7%
75～100	0	2	17	24	30	55	134	111	41	10	4	2	1	1	1	0	433	11.4%
100～125	0	1	2	3	5	7	26	14	6	1	0	1	0	0	0	0	66	1.7%
125～150	0	0	0	0	4	4	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0.7%
150～175	0	0	1	1	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0.3%
175～200	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.1%
200～225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
225～250	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
合計	36	8	191	299	508	702	948	625	257	78	31	21	19	27	27	21	3,798	
	0.9%	0.2%	5.0%	7.9%	13.4%	18.5%	25.0%	16.5%	6.8%	2.1%	0.8%	0.6%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%		

※ 静穏：波高 49cm 以下

出典：東京港波浪観測調査報告書(平成 22～令和 2 年版)

東京都港湾局より作成

(3) 水質・底質

- 東京の海岸は、荒川や多摩川など多くの流域人口を抱える河川が流入しているため、経済活動により発生する環境負荷の影響を受けやすい地域である。
- 沿岸一帯は、島状の埋立地と複雑に入り組んだ運河により構成されているため、閉鎖性の強い海域となっている。
- 沿岸一帯の水質（COD）は、概ね環境基準を満足しているが、ボラ、ノリ等の良好な生息環境（CODが3mg/ℓ以下）までには至っていない。
- 水質（COD）の経年的な変化では、内湾部については、長期的には穏やかに減少傾向を示すものの、平成7年度以降は横ばいの状況である。また、運河部では平成2年度以降ほぼ横ばいで推移している。

1) 水質

東京の海岸は、複雑に入り組んだ運河により閉鎖性の強い海域となっているため、海水の交換が滞りやすい。さらには、雨天時の合流式下水道^{※1}や多くの流域人口を抱える荒川や隅田川などの河川からの流入負荷の影響など、潜在的な水質・底質悪化の要因を抱えている。

沿岸域の水質(COD^{※2})は、中央防波堤を境に環境基準の類型指定^{※3}が分かれており、内側がC類型(国民の日常生活において不快感を生じない限度)、外側がB類型(ボラ、ノリ等の水産生物用)となっているが、中央防波堤外側は、環境基準を満たしていない状況となっている。

また、全域的にB類型の基準であるCODの基準(3mg/ℓ以下)を満足していない状況で、かつ、夏季に溶存酸素の低い貧酸素水塊や赤潮が発生するため、生物の生息環境として良好でない状況となっている。

地区別にみると羽田、新海面地区以外の海域は、C類型の指定区域となっており、C類型の環境基準を満足している。

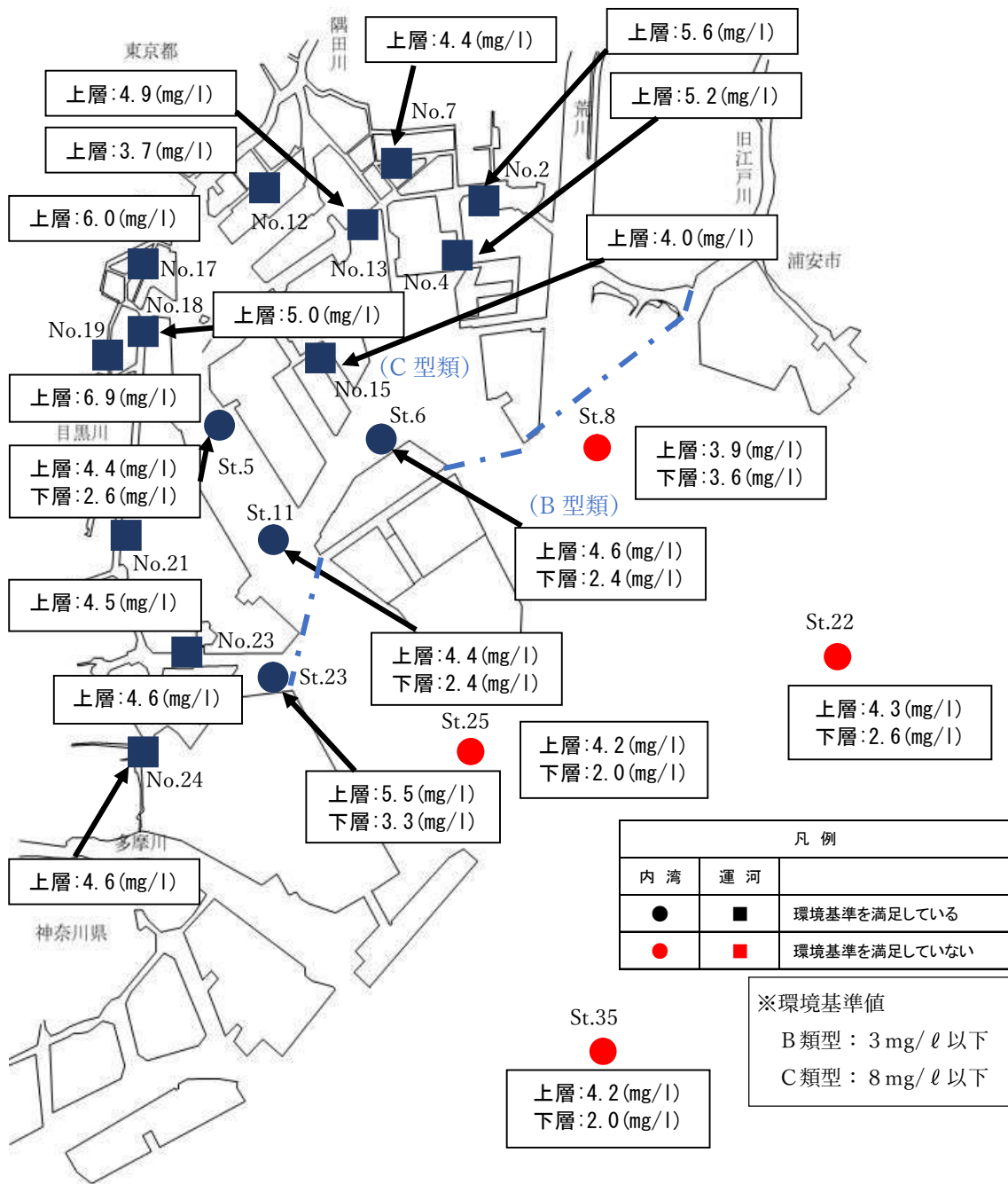
令和2年度の水質(COD)調査結果を、図2-12に示す。

※1 合流式下水道：家庭などから排出される汚水と雨水を同一の管きよで収集、排除する方式の下水道。区部は面積比で82%が合流式で整備。

※2 COD（化学的酸素要求量）：水の汚れの状況を見るための指標で、水中の汚物(有機物)を酸化して安定させるために必要な酸素の量で表す。CODの値が高いほど水が汚れていることを示す。

※3 類型指定（環境基本法第2条）：水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域の全てにつき、水域の利用目的や土地の利用状況などに留意して指定されている。海域の類型はABCの3種で、類型とCODの関係はおおむね以下のとおりである。

A類型	COD：2mg/ℓ以下 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用
B類型	COD：3mg/ℓ以下 ボラ、ノリの水産生物用
C類型	COD：8mg/ℓ以下 国民の日常生活において不快感を生じない限度



※●（内湾）、■（運河）の調査地点（公共用水域及び地下水の水質測定結果）は、上下層の年平均値について、上下層の一方でも基準値を満たしてなければ赤色とした。

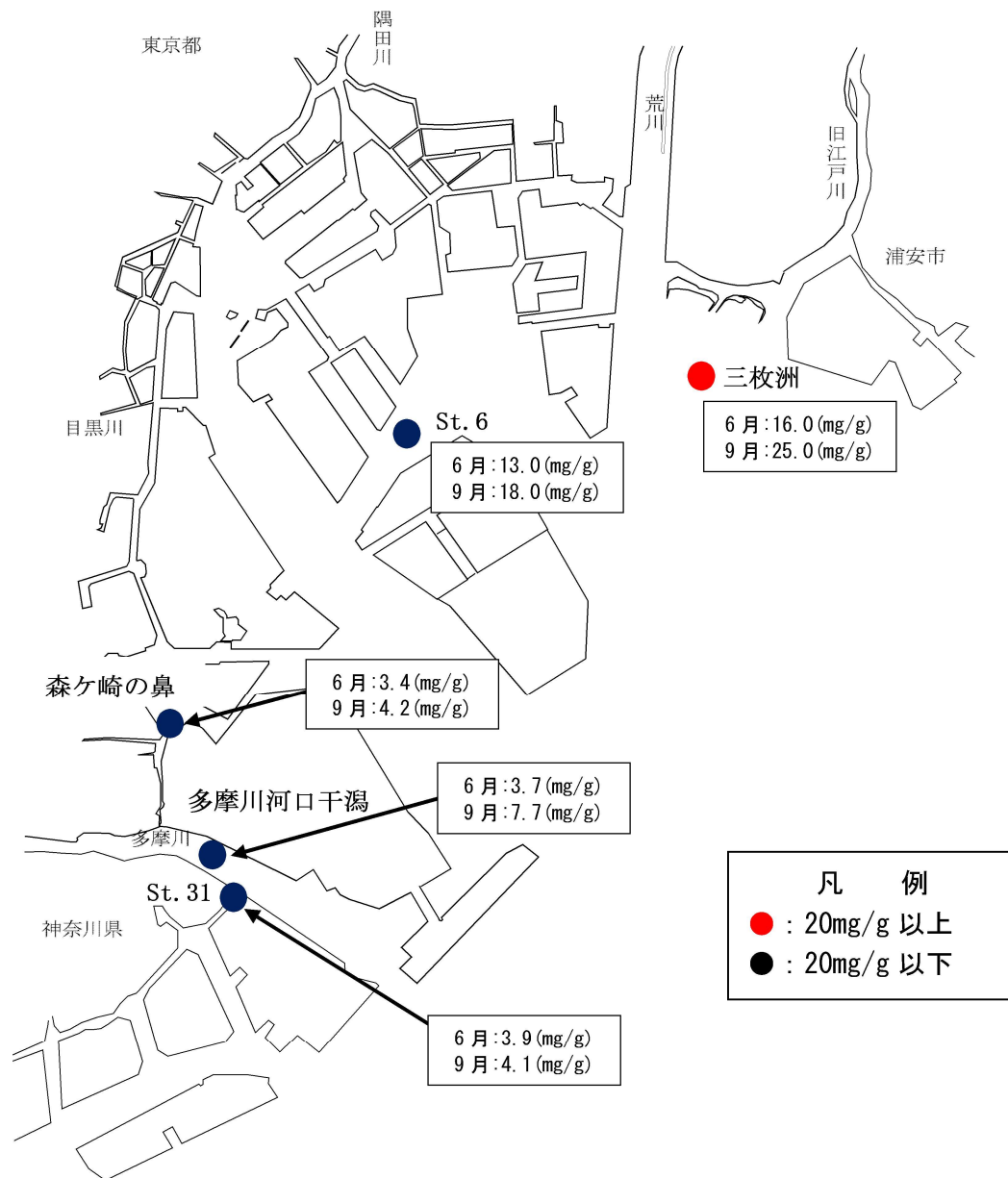
出典：令和2年度 公共用水域水質測定結果 東京都環境局 より作成

図 2-12 水質（COD）測定位置及び調査結果

2) 底質

底質のCODは三枚洲で最も高く（COD：16.0～25.0mg/g）、底生生物の生息地としては最も厳しい環境であったといえる。一方、森ヶ崎の鼻では低い値を示した（COD：3.4～4.2mg/g）。

東京の海岸の各観測地点における底質CODの濃度を図2-13に示す。



※底質は環境基準が定められていないが、(社)日本水産資源保護協会が定める水産用水基準(2005年版)が存在し、[CODが20mg/g以下、硫化物が0.2mg/g以下が正常な底質の基準値]としている。

出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局 より作成

図 2-13 底質CODの濃度

(4) 生物相

1) 鳥類

令和2年度の3地点の総出現種数は51種、総個体数は約1万2千個体であり、そのうち約47%が葛西人工渚に飛来している。経年でみると平成22年度から令和元年度までは44~63種で推移し、昨年度の63種から減少した。

種別ではカワウ、スズガモやウミネコなどが多く確認されている。

クロツラヘラサギ(種の保存法^{※1}、及び環境省レッドリスト^{※2}に該当)、ミサゴ、コアジサシ(環境省レッドリストに該当)といった貴重種の飛来も確認されている。

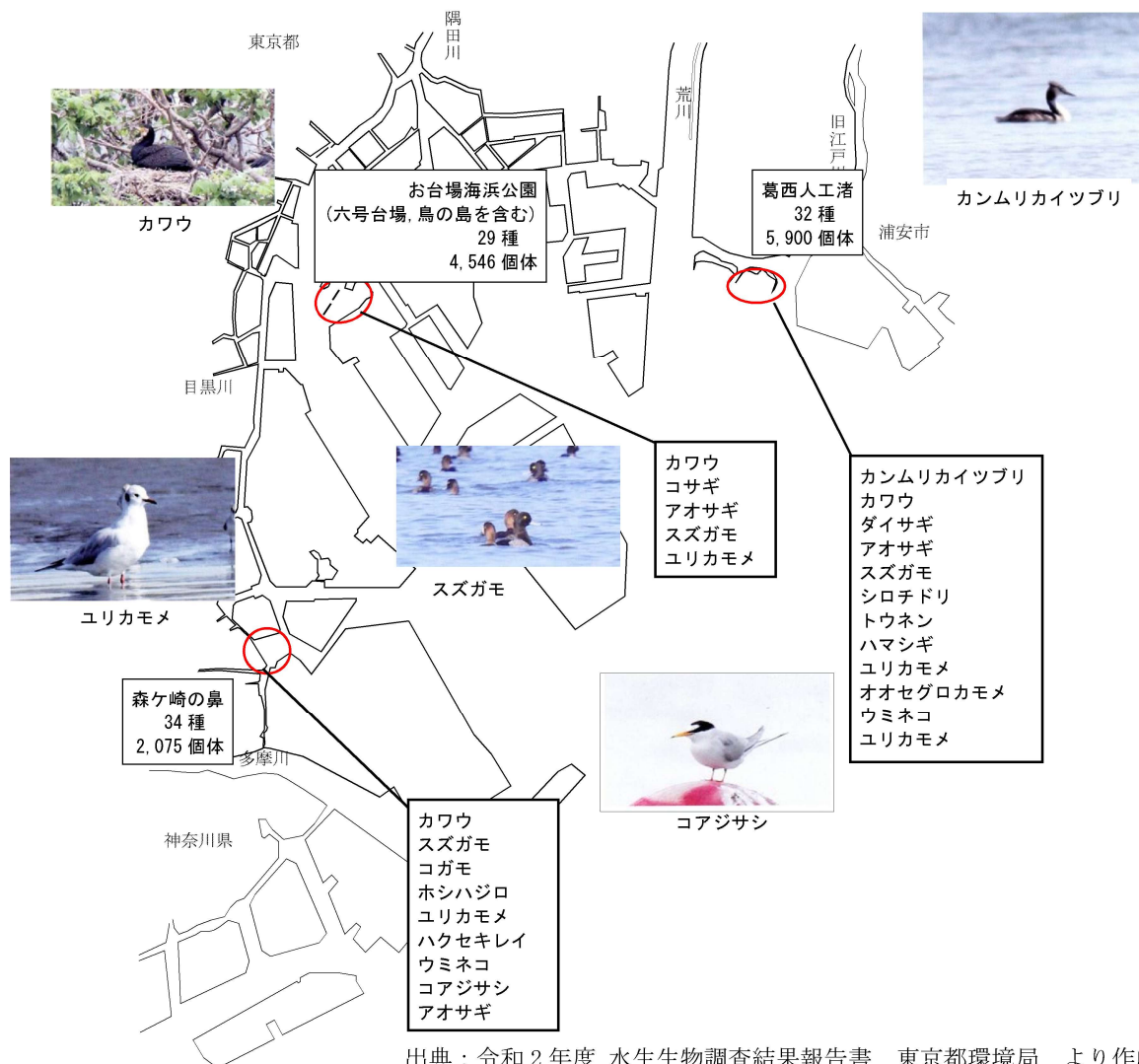
平成30年度には、葛西海浜公園の干潟がラムサール条約^{※3}湿地に登録された。

※1 種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることを目的とした法律

※2 環境省レッドリスト：日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト

※3 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

令和2年度の鳥類調査結果と主な出現種を図 2-14に示す。



出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書 東京都環境局 より作成

図 2-14 鳥類調査結果と主な出現種

2) 魚類

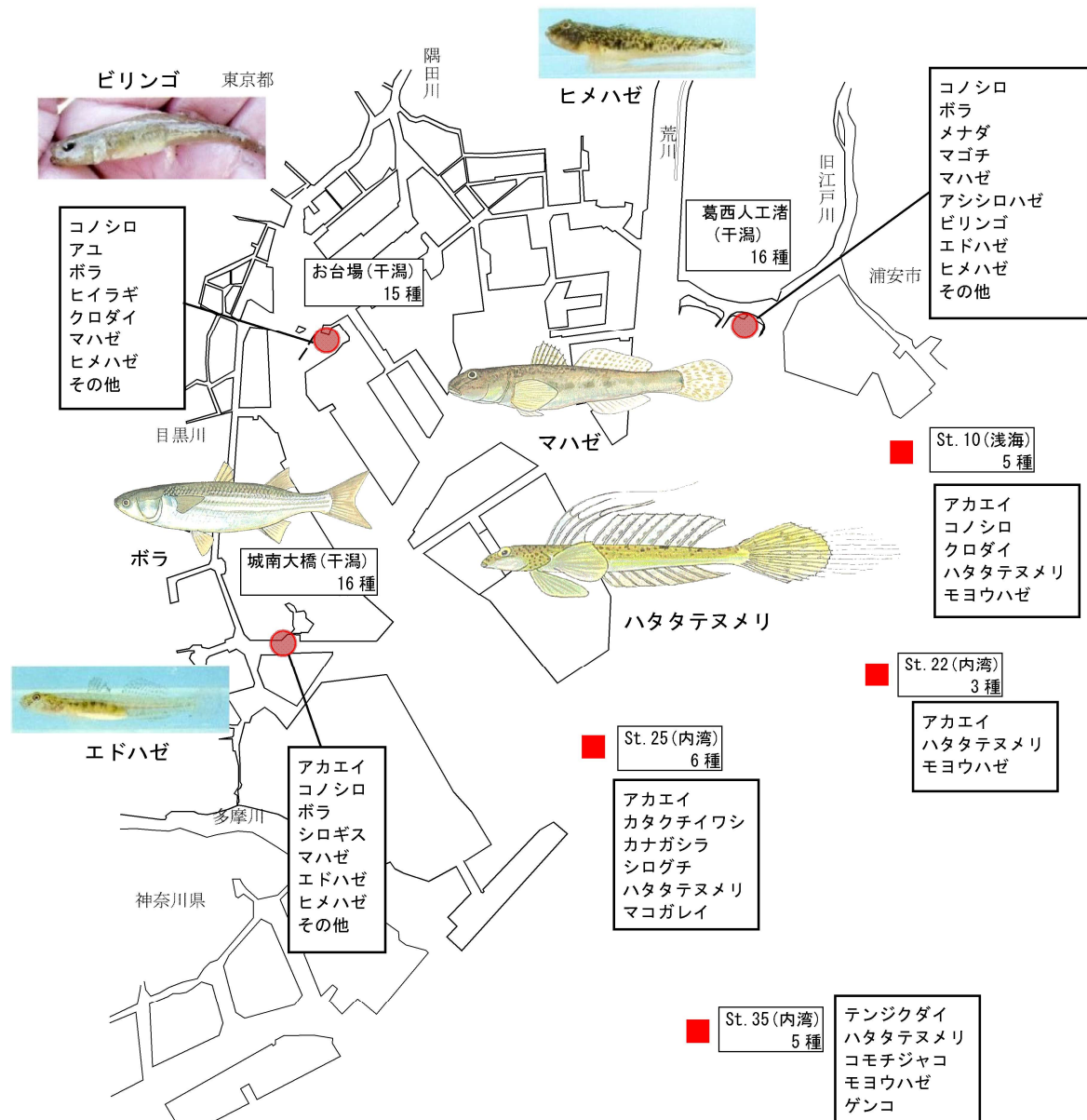
令和2年度の稚魚調査では総出現種数は22種で、各調査地点とも15～16種とほぼ同程度の出現種数であった。

人工海浜や干潟などの浅海域には、ニシンやマハゼなどのハゼ類の稚魚が多く、水深の深い地点 (St. 10、St. 22、St. 25、St. 35) では、ハタタテヌメリなどが確認されている。

東京の海岸の干潟は、貴重な生息場として魚類に利用されており、エドハゼ、アシシロハゼ (絶滅危惧Ⅱ類*) などの貴重種も生息している。

※ 絶滅危惧Ⅱ類：環境省レッドリスト (2019年版) 記載種

東京の海岸の魚類の主な生息状況を図 2-15 に示す。



図中の●(稚魚調査)、■(成魚調査)はR2年度の調査地点を示す。数字は出現種数を示す。

令和2年度 水生生物調査結果報告書 東京都環境局 より作成

図 2-15 魚類の生息状況

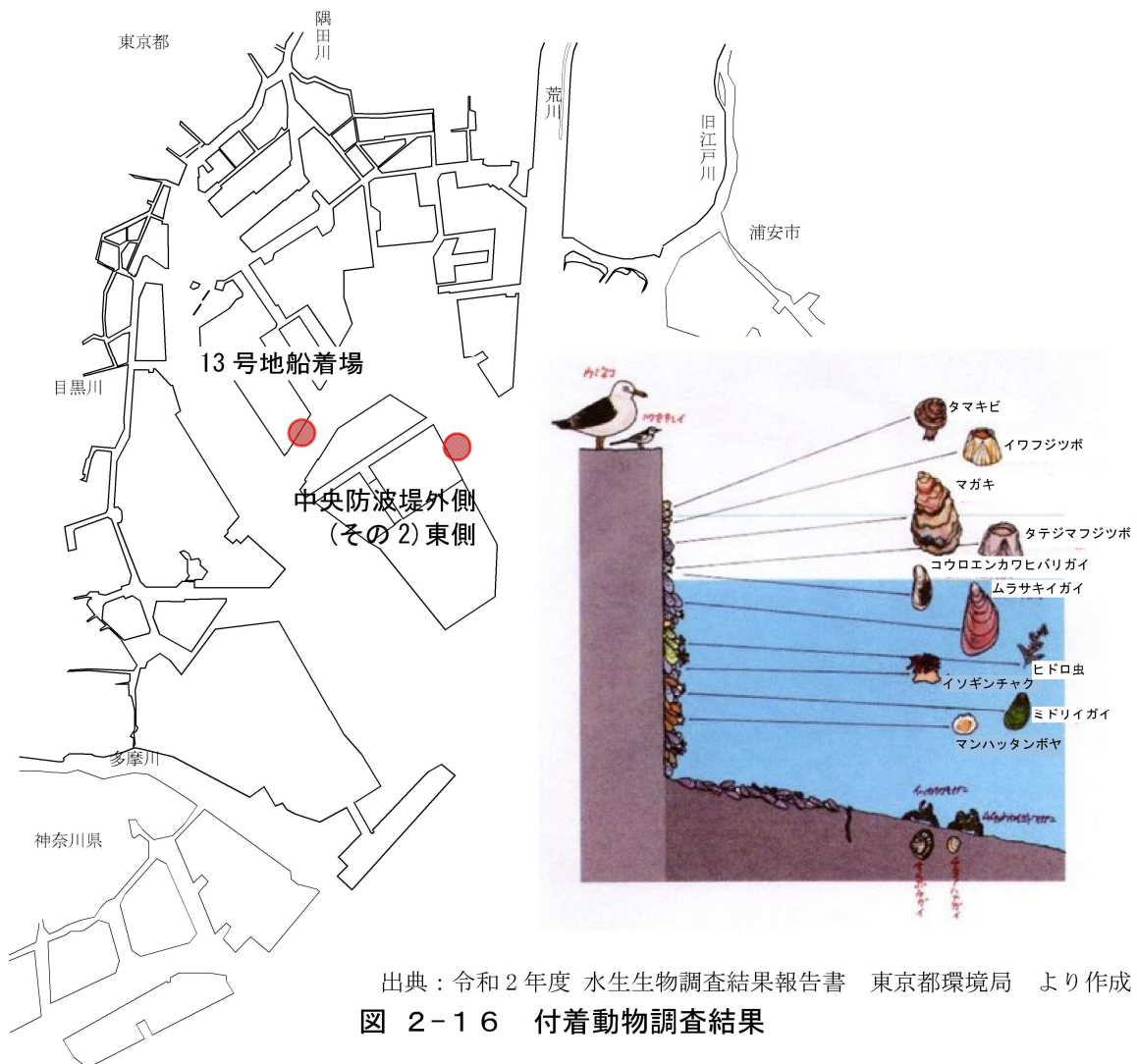
3) 付着生物

令和2年度に採取された付着動物は2調査地点合計で26目77種が確認され、このうち12種は外来種であった。

中央防波堤外側及び13号地船着場の潮間帯では、個体数でムラサキイガイが多いが、潮下帯ではヒメホウキムシが多く採取された。

東京湾内で採集される付着動物は、ムラサキイガイなどをはじめ、もともとは外国産である帰化動物が多くみられる。令和2年度の調査で外来種の比率は、種類数では15.6%、個体数では27.3%であったが、湿重量では60.4%と約6割を占めていた。

令和2年の付着動物調査結果を図2-16に示す。



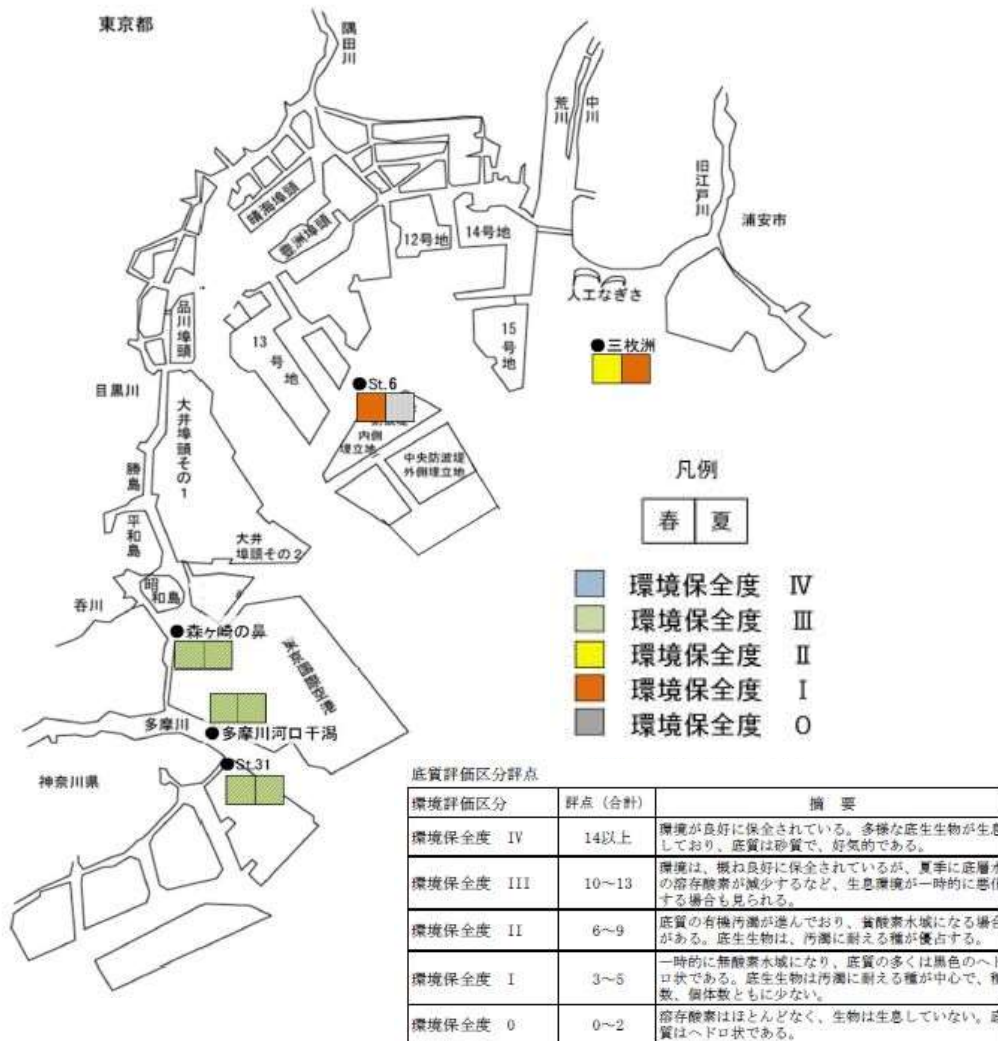
4) 底生生物

令和2年度に確認された底生生物は21目63種であった。

春季、夏季ともに、ほとんどの地点で軟体類（軟体動物）、多毛類（環形動物）が優占種となった。

東京湾内では、春季に種類数が多く、夏季に著しく減少する傾向にある。河口部では、他の地点に比べて出現種類数が多い傾向にあり、夏季でも比較的种类数が多い。浅海部の三枚洲では、平成16年度以前に比べ、平成18年度以降は低い水準で推移していることから、底質環境が変化している可能性がある。

令和2年度の底生生物の生息環境の状況を図2-17に示す。



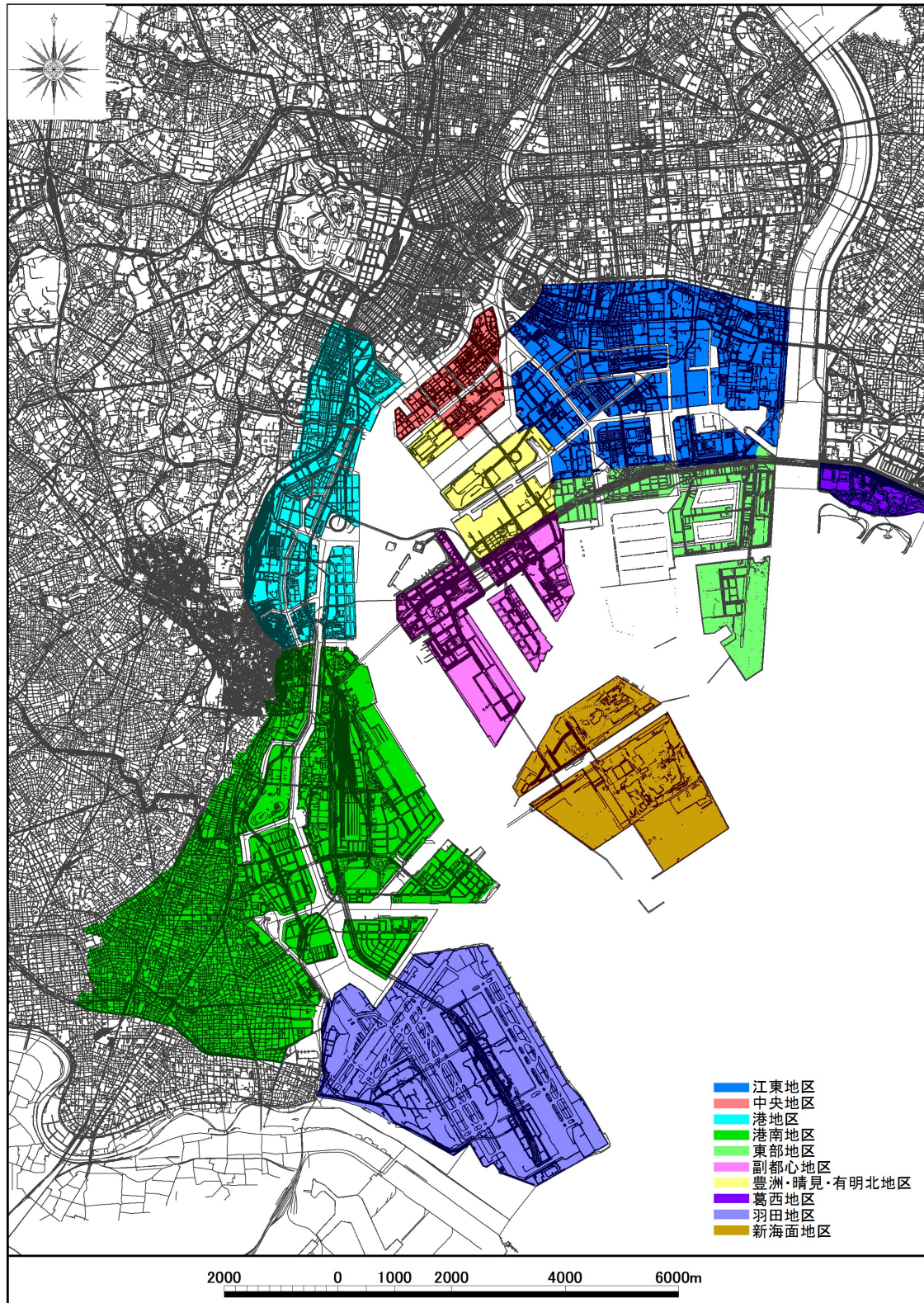
環境保全度：「東京湾における底生生物等による底質評価方法」に従い、底質の環境評価区分を5段階に分け、底生生物の総出現種類数など4項目で評点をつけ、評点の合計による評価。

出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書 東京都環境局

図 2-17 底生生物の生息環境の状況

2-2 社会的特性

社会的特性については、浸水のおそれのある区域（図 2-18 の着色部）においてデータの整理を行った。



※ 社会的特性における各地区の境界は、海岸保全施設整備計画における境界とは一部異なる。

図 2-18 東京の海岸の範囲

東京の海岸の現況写真を図 2-19 に示す。



撮影 令和3年1月

図 2-19 東京の海岸の現況写真

(1) 人口

- 昼間に活発な経済活動が営まれており、昼間の人口の集中度が高い。
- 江東、中央、港、港南地区は世帯数が多く、居住系土地利用の比率が高い地区である。

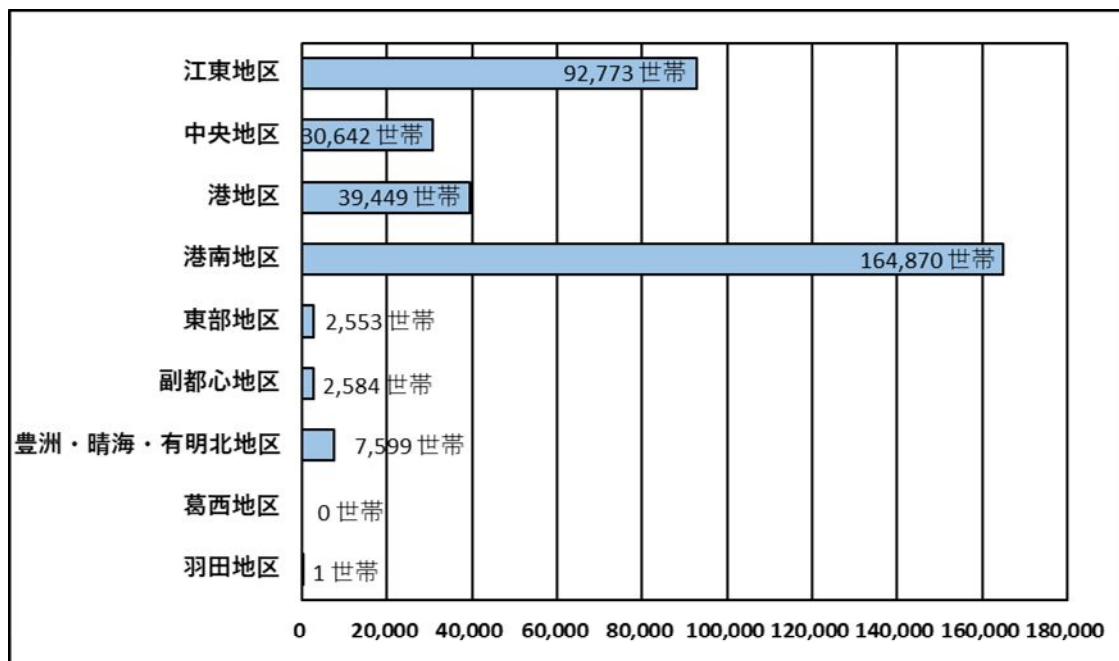
東京の海岸は、全般的に夜間より昼間の方が人口の集中度が高く、昼間に活発な経済活動が営まれている。

江東、中央、港、港南地区は世帯数が多く、居住系土地利用の比率が高い地区である。ただし、港地区は昼間人口の割合が特に多いことから、経済活動空間としての色合いが濃い地区である。

豊洲・晴海・有明北地区については、一部で再開発が進められており、沿岸域の新たな居住空間を創出している。

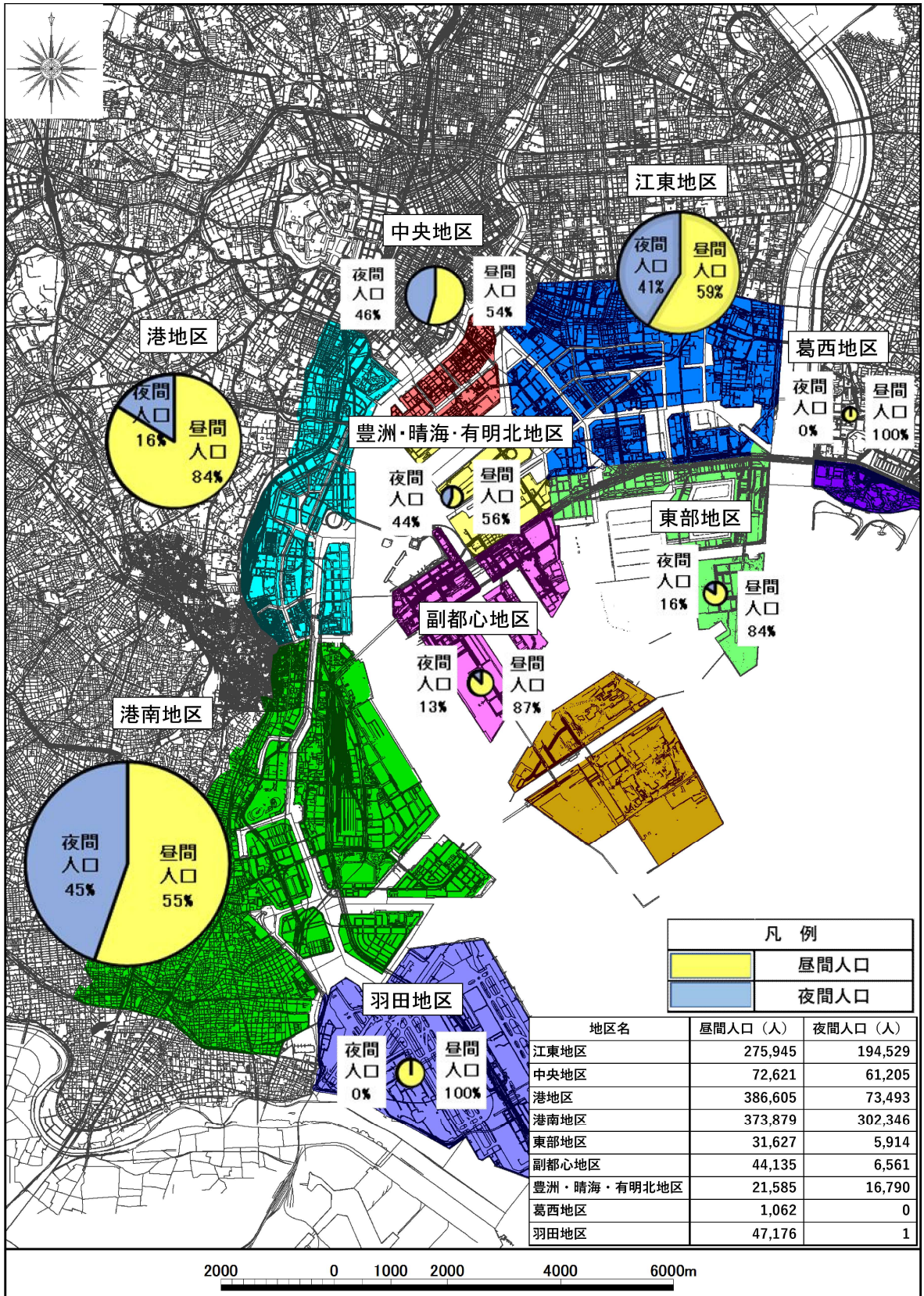
なお、葛西地区は公園、羽田地区は空港として利用されているため、昼間の利用がほとんどである。

東京の海岸における世帯数を図 2-20 に、昼間・夜間人口の分布を図 2-21 に示す。



出典：平成 27 年国勢調査より作成

図 2-20 東京の海岸の世帯数



出典：平成 27 年国勢調査、東京の土地利用（平成 28 年東京都区部）より作成

図 2-2 1 東京の海岸の昼間・夜間人口比率

(2) 産業及び土地利用

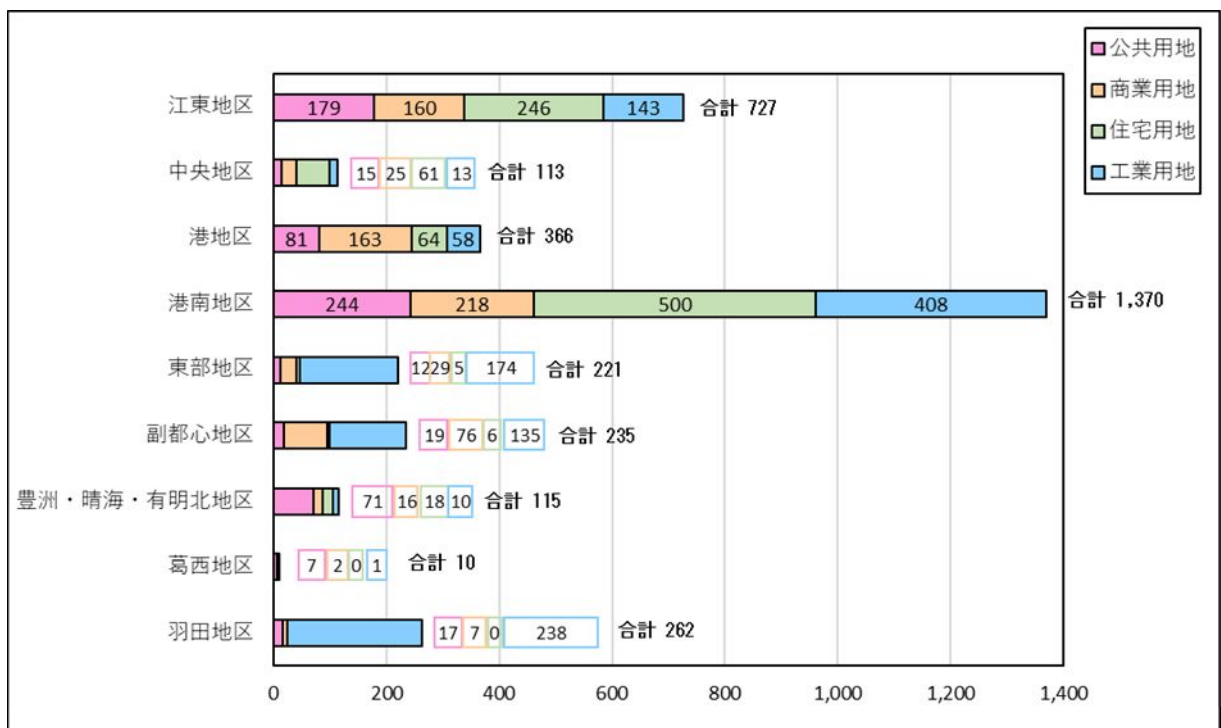
- 湾岸道路の外側は、ふ頭や倉庫など工業系の土地利用が主である。
- 湾岸道路の内側は、住宅系を含む複合的で稠密な土地利用が水際まで及んでいる。
- 今後、土地利用の転換により都市化する地区がある。

東京の海岸は、古くから貿易港として発展してきたため、工業系のふ頭や倉庫などの土地利用が多いが、外郭防潮堤内側（江東、中央、港、港南地区）では、公共、商業、住宅系の割合も多く、複合的な土地利用がみられる。

外郭防潮堤外側では、特にふ頭用地としての利用が多く、羽田、東部、副都心地区では、ふ頭用地等の工業系の比率が高い。

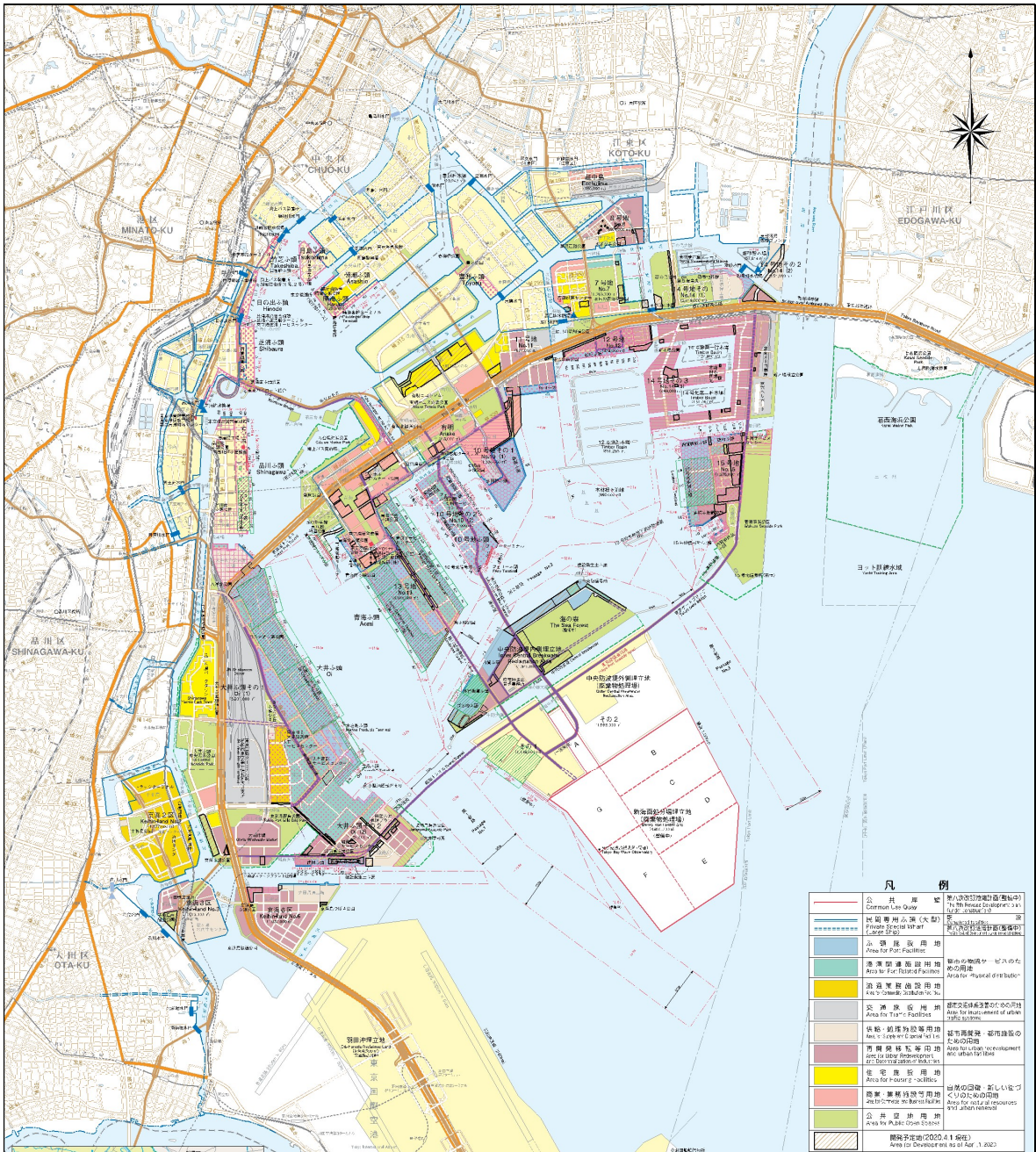
しかしながら、副都心、豊洲・晴海・有明北地区では、土地利用の転換が進行しており、住宅や商業系の複合都市として整備が進められている。

東京の海岸の土地利用状況を図 2-2 2 に、埋立地の土地利用計画を図 2-2 3 に、東京の海岸の都市計画用途地域図を図 2-2 4 に示す。



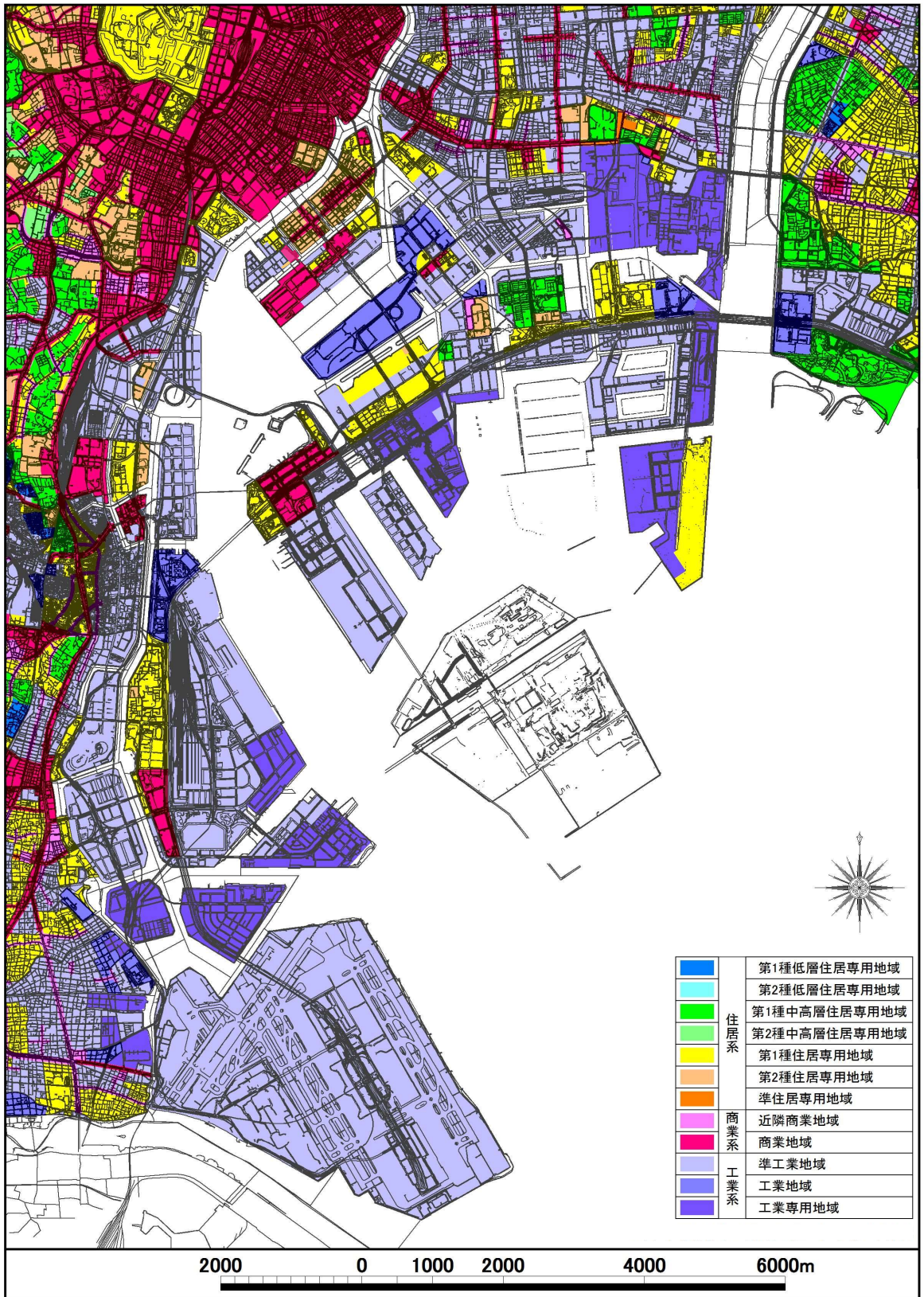
※農業用地、鉄道、道路等のその他用地は面積計上から除いている。
出典：平成 28 年度区部土地利用現況調査(H30.5 公表)より作成

図 2-2 2 東京の海岸の土地利用面積



出典：東京港便覧 2022

図 2-23 埋立地の土地利用計画



出典：令和3年時点 都市計画情報等インターネット提供サービス（東京都都市整備局）より作成
 ※ 住居系の用途地域：主に住居の環境を保護するために定められる地域
 商業系の用途地域：主に商業その他の業務の利便性を増進するために定められる地域
 工業系の用途地域：主に工業の利便性を増進するために定められる地域

図 2-24 都市計画図（用途地域等）

(3) 沿岸利用

- 京浜運河沿い周辺、お台場や葛西沖人工なぎさなど、緑豊かな水辺空間はレクリエーションの場として利用され、人々に心の平穏や癒しを与えている。
- 東京の海岸は、ヨット訓練などの海洋スポーツや、釣り、野鳥観察など環境学習の場として利用されており、多くの人々に海に親しむ機会を提供している。

東京の海岸のレクリエーション施設(主な海上公園等)の分布状況を図 2-25 に示す。



図 2-25 レクリエーション施設(主な海上公園等)の分布状況

1) 海岸におけるイベント

東京湾の水辺の魅力の向上に向け、東京都が推進し地域主体での取組が進められている「運河ルネサンス」では、運河を観光資源として地域の魅力や賑わいを創出するために各種イベント等が行われている。

また、「東京ベイ・クリーンアップ大作戦」といった海岸美化への啓発活動や、東京港野鳥公園や大井ふ頭中央海浜公園等の海浜公園での自然観察会や野鳥観察会、都内の小学校を対象とした海上バスによる東京港社会科見学などの学習活動も行われている。



運河クルーズ



カヌー・ボート体験



ナイトクルーズ



水上自転車

「運河ルネサンス」での主なイベント

写真：東京都港湾局資料



海浜の清掃



海底の清掃

東京ベイ・クリーンアップ大作戦

写真：公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団HP

※東京ベイ・クリーンアップ大作戦	：主催	東京ベイ・クリーンアップ 大作戦実行委員会
野鳥観察会	：主催	東京都、公益財団法人日本野鳥の会
東京港社会科見学	：主催	東京都港湾局

2) イベントや環境学習の広報

東京の海岸におけるレクリエーション施設の利用や、環境学習への参加申し込みなどは、東京都港湾局や東京港埠頭株式会社などのホームページにおいて幅広く紹介しており、一般都民のイベント参加や学習活動が気軽にできるようになっている。

東京港野鳥公園の例では、バードウォッチング、環境学習、自然観察など、学習への取り組みを紹介している。

各ホームページで紹介されている施設案内の抜粋を表 2-8 に示す。

表 2-8 (1) 主な海上公園の特色

公園名	交通	特色	駐車場	海岸に近づける	水を見られる	水に触れられる	海岸で遊べる
お台場海浜公園	新交通ゆりかもめ お台場海浜公園駅、台場駅下車 徒歩3分 海上バス（日の出桟橋⇄お台場海浜公園） お台場海浜公園下船	磯遊び ボードセーリング 景観	○	○	○	○	○
大井ふ頭中央海浜公園	モノレール 大井競馬場前下車 徒歩8分 京急バス（大森駅東口⇄八潮パークタウン） 中央公園下車徒歩5分	各種スポーツ（有料） 磯遊び・釣り・自然観察・散策	○	○	○	○	○
東京港野鳥公園	モノレール 流通センター下車徒歩15分 JRバス（大森駅東口）または京急バス（大森駅東口） 森 24, 32, 36, 41, 43, 45, 47 系統 東京港野鳥公園または野鳥公園下車 徒歩5分	有料公園 景観・散策・自然観察	○		○		
葛西海浜公園	JR 葛西臨海公園駅下車 徒歩 11分 都バス（葛西駅⇄葛西臨海公園駅）	砂浜遊び・釣り 「野鳥・自然観察」	○	○	○	○	○
城南島海浜公園	京急バス（JR 大森駅東口⇄城南島循環） 城南島四丁目下車 徒歩3分	キャンプ場（有料） 砂浜遊び・散策・景観	○	○	○	○	○

表 2-8 (2) 施設見学ガイド

施設名	内容	見学方法（問合せ先）	
		●対象	
東京港社会科見学船	海上バスに乗って港の施設や役割を紹介する。	●対象	都内の小学校4年生～中学校3年生
		●見学時間	1時間程度
		●受付方法	電話申し込み
		●連絡先	一般社団法人 東京都港湾振興会 (03-6380-7450)
東京港の行政視察	海上から東京港の物流拠点等の見学	●対象	15歳以上(中学生は除く)
		●料金	無料
		●所要時間	1.25時間
		●連絡先	東京都港湾局 総務部総務課広報・国際 (03-5320-5524)

3) 清掃活動

東京港野鳥公園や大井ふ頭中央海浜公園、城南島海浜公園、お台場海浜公園では、ボランティアによる海浜清掃が行われている。

水域については、清掃船6隻、運搬母船1隻により、約5,500万平米（東京ディズニーランド敷地面積の約100個分）を海上や運河に浮遊する塵の収集作業を行っている。

その他、海域の浄化能力の向上のため磯浜や浅場の造成等や、航路及び運河部の汚泥浚渫なども行っている。



大井ふ頭中央海浜公園なぎさの森

ビーチクリーンアップ in 城南島 2019

各海浜公園でのボランティアによる清掃活動

(写真：東京都港湾局HP、東京港南部地区海上公園ガイドホームページ)



清掃船による浮遊ゴミの回収

清掃船で回収したごみ

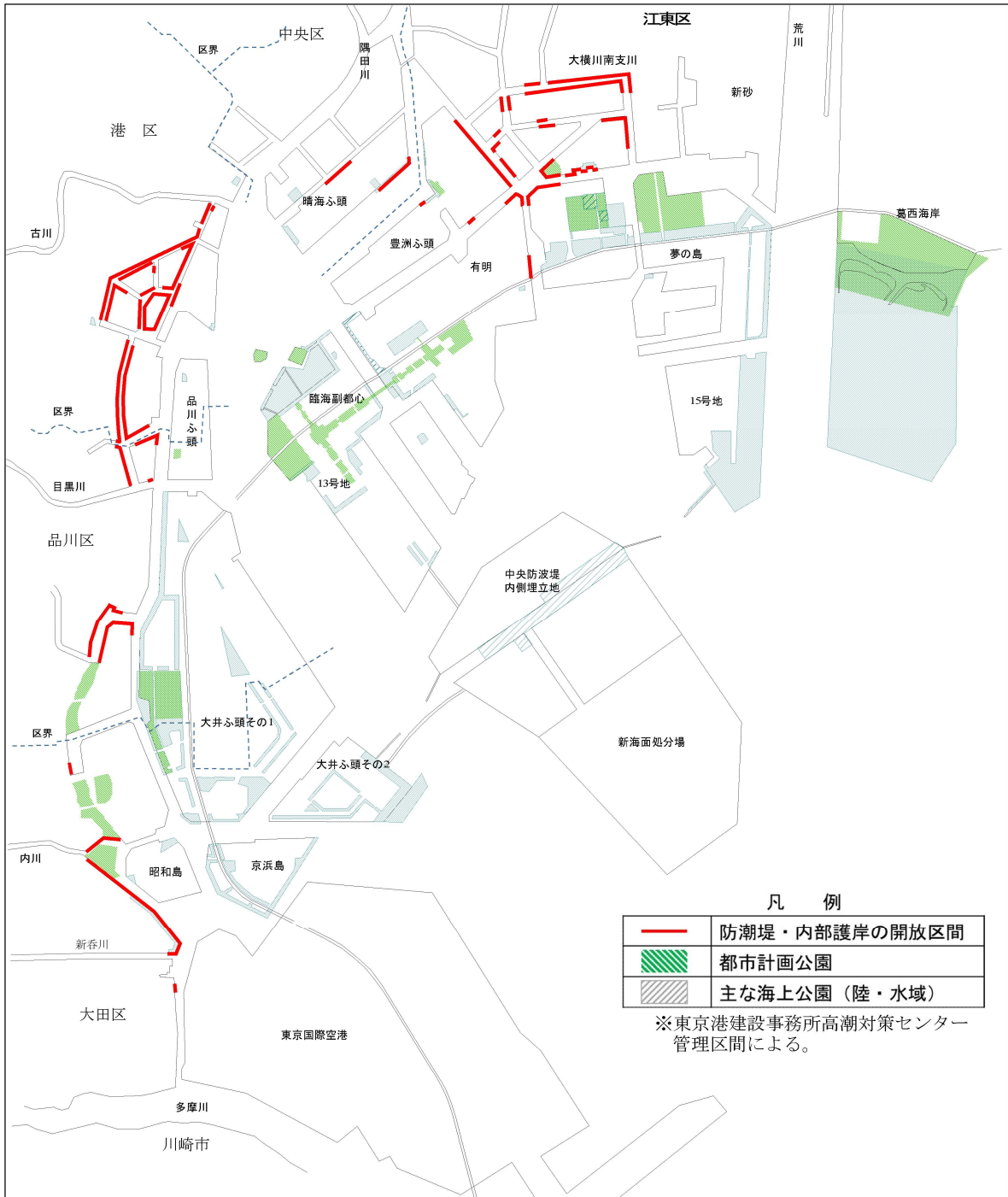
(写真：東京港埠頭株式会社ホームページ)

(4) 海岸管理

- 防潮堤等の天端については、3～5年に一度、定期点検を行い、水準測量により防潮堤等の高さを確認している。
- 水門、排水機場等の施設については、定期的な点検、整備を行っているとともに、防潮堤や内部護岸は、日常巡視により、亀裂や目地開きなどの有無の確認を行っている。
- 護岸上部の遊歩道は、地元区と維持管理協定を締結し、各地区の特徴に配慮し、水辺空間へアクセスできるよう護岸の開放に取り組んでいる。

都が護岸本体整備を行い、護岸上部の遊歩道などは、地元区と維持管理協定を結び、植栽などの表面整備は地元区で対応し各地区で都民利用に配慮した護岸の開放に取り組んでいる。

護岸の開放状況、海上公園及び都市公園部のアクセス状況を図 2-26 に示す。



出典：海上公園計画図等(令和4年4月1日現在)より作成

図 2-26 護岸の開放状況

2-3 関連する法規制

海岸に関する法律とその概要を表 2-9 に示す。

表 2-9 海岸に関する法律とその概要

法律名	概要	適用範囲		
		海岸線	海域	陸域
国土保全関係	海岸法	○	○	○
	河川法			○
	森林法	○		○
	災害対策基本法	○	○	○
	水防法			○
	津波防災地域づくりに関する法律	○	○	○
環境保全関係	環境基本法	○	○	○
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	○	○	○
	自然公園法	○	○	○
	自然環境保全法	○	○	○
	都市緑地法	○		○
	水質汚濁防止法	○	○	○
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	○	○	
利用関係	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○		○
	港湾法	○	○	○
	水産基本法		○	
	漁港漁場整備法		○	
	沿岸漁場整備開発法		○	
	漁業法		○	
	水産資源保護法		○	
	海上交通安全法		○	
	海上衝突予防法		○	
	公有水面埋立法		○	
関係	国土利用計画法	○		○
	都市計画法	○		○
	総合保養地域整備法	○		○

(1) 海岸法

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的としている。都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。

(2) 環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境の恵沢の享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進などを掲げている。

(3) 港湾法

港湾法は、港湾の秩序ある整備、運営や航路の保全等を目的としている。港湾の管理は法に基づき設立された港務局や地方公共団体であるが、管理する区域として、国土交通大臣又は都道府県知事の許可により港湾区域が定められる。

この港湾区域又は港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する港湾隣接地域内において指定重量をこえる建造物の建設等をする場合には、港湾管理者の長の許可が必要である。

なお、公有水面埋立法に基づき免許を受けたものは除外される。

また、都市計画において定められた臨港地区のほか、港湾管理者は、都市計画区域外の地域について、国土交通大臣の許可により臨港地区を定めることができるとしている。臨港地区内において、工場や廃棄物処理施設などの建設又は改良を行う場合は、港湾管理者の長に届出なければならない。

(4) 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限の基に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めている。

2-4 関連する諸計画

- 海岸に関わる国の主な計画としては、国の防災について定めている防災基本計画や海岸保全基本方針がある。この基本方針では、気候変動の影響を踏まえて適切な防護水準を確保する方向性が示された。その他、将来的にも良好自然環境が保全されるように定めた環境基本計画がある。
- 都の計画には、都政の新たな羅針盤となる「『未来の東京』戦略」や東京都の防災に関する計画である「東京都地域防災計画」等がある。また、沿岸6区では、都の計画を踏まえ地域のあり方を長期的な視点から基本構想などで定めている。

主な関連計画を表 2-10 に示す。

表 2-10 関連計画等

＜ 国 の 計 画 等 ＞	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 閣議決定）」 ・「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和 3 年 5 月一部変更 中央防災会議） ・海岸保全基本方針（令和 2 年 11 月 農林水産省、国土交通省） ・第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 環境庁） ・河川整備計画（海岸保全施設に接続する河川）
＜ 都 の 計 画 等 ＞	
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針（平成 24 年 8 月） ・東京都国土強靱化地域計画（平成 28 年 1 月） ・東京都地域防災計画（風水害等編：令和 3 年修正、震災編：令和元年修正） ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月） ・TOKYO 強靱化プロジェクト（令和 4 年 12 月） ・河川整備計画（海岸保全施設に接続する河川） ・東京港海岸保全施設整備計画（令和 5 年 3 月） ・高潮浸水想定区域図（令和 4 年 4 月）
＜ 関 連 区 総 合 計 画 等 ＞	
江東区	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（平成 21 年 3 月） ・長期計画（令和 2 年 3 月） ・都市計画マスタープラン（令和 4 年 3 月） ・江東区地域防災計画（令和 2 年度修正） ・江東区国土強靱化地域計画（令和 4 年 3 月）
中央区	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（平成 29 年 6 月） ・基本計画 2018（平成 30 年 3 月） ・環境行動計画 2018（平成 30 年 3 月） ・緑の基本計画（平成 31 年 3 月） ・水辺利用の活性化に関する方策（平成 18 年 4 月） ・中央区地域防災計画（令和 3 年修正） ・国土強靱化地域計画（令和 4 年 3 月）
港区	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（平成 14 年 12 月） ・基本計画・実施計画（令和 3 年 1 月） ・港区まちづくりマスタープラン（平成 29 年 3 月改定） ・港区地域防災計画（令和 4 年 3 月修正） ・港区緑と水の総合計画（令和 3 年 2 月）
品川区	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（平成 20 年 4 月） ・品川区まちづくりマスタープラン（平成 25 年 2 月） ・長期基本計画（令和 2 年 4 月） ・総合実施計画（令和 4 年 4 月） ・品川区地域防災計画（平成 29 年度修正※令和 2 年度一部修正） ・品川区強靱化計画（令和 4 年 3 月） ・品川区水とみどりの基本計画・行動計画（令和 4 年 3 月改定） ・品川区水辺利活用ビジョン（令和 2 年 5 月）
大田区	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（平成 20 年 10 月） ・大田区景観計画（平成 25 年 10 月） ・新おおた重点プログラム（令和 4 年 3 月） ・大田区都市計画マスタープラン（令和 4 年 3 月） ・大田区地域防災計画（令和 4 年修正）
江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川区都市計画マスタープラン（平成 31 年 3 月） ・2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）（令和 4 年 8 月） ・2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン）（令和 4 年 8 月） ・江戸川区地域防災計画（令和 3 年度修正）

関連計画

2-5 地元区の海岸に関する計画

- 地元区の計画において、防災面では海岸保全施設の整備や震災対策等の他、運河を利用した物資輸送や救助活動等が計画されている。
- 環境面では、運河沿いに緑道や公園を整備し、水辺と緑のネットワーク化を図る計画が多く、その他、下水道から流出する未処理水対策などの水質改善等が計画されている。
- 利用面では、運河に遊歩道等を整備し、水辺の魅力を高めるとともに、運河の景観や運河利用と一体となったレクリエーションの場の拡充などが計画されている。

東京の海岸6区の海岸に関する主な計画を表 2-11 に示す。

表 2-1 1 東京の海岸の海岸に関する主な計画

区名	防災に係わる計画	環境に係わる計画	利用に係わる計画
江東区	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、堤防・水門等の整備、耐震・耐水対策を促進する 	<ul style="list-style-type: none"> 潮風の散歩道の整備等により、水辺と緑のネットワークの形成を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 運河ルネサンス制度を活用し、運河等の水域利用や賑わいの創出など水辺空間の魅力向上を図る
中央区	<ul style="list-style-type: none"> 首都直下地震をはじめ、風水害や大規模事故等の災害に対し、「自助」「共助」の取組を積極的に支援するとともに、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 朝潮運河等の護岸整備に合わせ、自然環境や周辺環境との調和にも配慮した水辺空間を創出する 	<ul style="list-style-type: none"> 河川や運河沿いの水辺空間の活性化を図るため、親水性や水辺の回遊性に配慮した水辺環境を整備する
港区	<ul style="list-style-type: none"> 大型台風や集中豪雨等による浸水被害に備え、浸水想定区域にある区有施設について、城南地区河川流域(古川)・荒川・隅田川及び新河岸川流域の浸水想定と、高潮による浸水想定をもとに、浸水規模を踏まえた対策を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 大小様々な緑と水辺をつなぐエコロジカルネットワークを形成しながら、住む人、働く人、訪れる人、生きものとともに快適に過ごすことのできる、水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にするまちの実現をめざす 	<ul style="list-style-type: none"> 運河を魅力ある空間としていくため、東京都や芝浦運河ルネサンス協議会、区民、事業者と連携、協働して、運河沿緑地における花や緑の育成、運河沿緑地やこれと一体となったオープンスペースの活用など、運河に沿った空間の活用を進める。 運河や海辺を区民が一層ふれあえる場としていくため、区民・事業者と連携、協働して清掃活動や環境学習の場としての活用を進める。 都市と海が融合した貴重な海辺景観を保全、活用するとともに、台場などの歴史的資源、橋りょうや運河などのランドマークを生かした景観形成を進める。
品川区	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害等防止に向けた対策とあわせて、円滑な降雨・水位等の情報周知体制強化や避難勧告等の基準明確化、訓練による防災力向上等の早期の避難体制の構築など、豪雨災害へのソフト対策の充実を図る 都和連携しながら、未整備の護岸等の整備を進め、高潮および津波からの被害軽減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 生物の貴重な生息・生育空間となっている、まとまりのあるみどりを有する公園・緑地や干潟、砂浜などの保全・再生を進める 水とみどりの厚みのある軸の形成に向け、河川や運河の護岸緑化、街路樹の整備を進める 近隣自治体や東京都とも連携しながら、より効果的な水質改善対策を実施することにより、人がふれあい生き物が生息できる、豊かな水環境の実現を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地や河川空間などのオープンスペースについて、従来通りの使い方だけではなく、民間等と連携しながら柔軟に活用し、居心地が良いまちなかに、サードプレイスを形成する 勝島運河は、しながわ花海道といった地域主体の取り組みによる四季を感じることのできる護岸整備がされているとともに、旧東海道も近接しているため、こうした地域資源を活かした回遊性の向上を図る。また、入江となった運河の形状を活かして、動力船と水上アクティビティの棲み分けを行うなどして、運河に親しむことができる空間を確保する
大田区	<ul style="list-style-type: none"> 近年頻発する集中豪雨・台風に対応するため、河川の堤防や護岸の耐震化、下水道の整備、防潮施設の整備など、国や東京都と連携し総合的な治水対策を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 公園や緑地における緑化の推進や、崖線の樹林地・河川敷などの区内に残る貴重な自然環境を保全し、脱炭素が進む都市づくりを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 区民の生活環境の向上や都市の魅力向上に加えて、区民のレクリエーション、健康増進、子育て支援、生物多様性確保などを支えるため、水と緑のネットワークづくりを推進する
江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> 水門施設の信頼性の確保と適切な維持管理を実現するために、施設改修や点検を実施 情報伝達体制の整備及び区民への津波防災知識の普及啓発などの対策を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> 葛西海浜公園がラムサール条約登録湿地であることの認知度向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな水辺を維持するため、葛西海浜公園西なぎさと東なぎさや荒川河川敷でのクリーン活動や環境フェアなどのイベント・広報活動を行い、水辺の利用を促進する

出典：各区の総合計画等より作成

3 海岸区分と海岸保全施設

3-1 海岸区分

東京の海岸線※は、そのほとんどが埋立てによる造成地で形成されており、海岸線は、防潮堤や護岸、岸壁、人工海浜などの人工構造物からなっている。大別すると、東京港海岸と葛西海岸に分けられる。

東京の海岸区分とその延長を表 3-1 に示す。

※：伊豆諸島・小笠原諸島を除く

表 3-1 東京の海岸区分とその延長

海岸区分	該当区	海岸線延長	海岸保全区域延長
東京港海岸	江東区、中央区、港区、品川区、大田区	191.8km	106.0km
葛西海岸	江戸川区	2.0km	2.0km
合計		193.8km	108.0km

(1) 東京港海岸

東京港は、産業活動や住民の生活に必要な物資の流通を担う都市型商業港湾として発展し、東京圏や北関東、甲信越、南東北など広範囲な地域で生産され、消費される貨物を国内・海外各地へ円滑に一貫輸送するための海陸の結節点として広域的輸送ターミナルの役割を果たしている。このため、背後地はふ頭機能を補完する倉庫や物流センターなどの工業系を中心とし、さまざまな経済活動が営まれている。

東京港海岸は、基本的に東京港の港湾区域及び港湾隣接区域からなっている。なお、隅田川や荒川などの河川については、本計画の対象外である他、羽田空港については、国土交通省の所管となっている。

(2) 葛西海岸

葛西海岸は、昭和 60 年代に東京都が実施した土地区画整理事業を行うなかで、防潮堤が築造された。あわせて、この地区では葛西臨海公園や葛西臨海水族園なども整備され、都民が水際に親しみ、憩える空間を提供している。ここには、水族園、鳥類園、宿泊施設、大観覧車、海上バス発着所などがあり、水域部の葛西海浜公園の人工なぎさと共に一体的に利用され、多くの来園者で賑わっている。人工なぎさには、一般に公開された西なぎさと非公開の東なぎさがあり、西なぎさは水遊びや砂遊びの場として、東なぎさはバードサンクチュアリとして利用されている。

3-2 海岸保全区域

- 東京都は、高潮・波浪等の自然災害から、都民の生命や財産を守るため、東京の海岸に総延長 108.0km の海岸保全区域を指定している。
- 海岸保全区域は、高潮・波浪等から背後地域を直接防護する外郭防潮堤や堤外地防潮堤設置箇所及び、運河部等において内水面の上昇から背後地域を防護する内部護岸設置箇所に指定している。

海岸保全区域延長を表 3-2 に、東京の海岸線と海岸保全区域を図 3-1 に示す。

表 3-2 海岸保全区域延長

単位:Km

海岸区分		海岸保全区域
東京 港 海 岸	外郭防潮堤	39.8
	堤外地防潮堤	20.6
	内部護岸	45.6
	小計	106.0
葛 西 海 岸	外郭防潮堤	2.0
	小計	2.0
合計		108.0

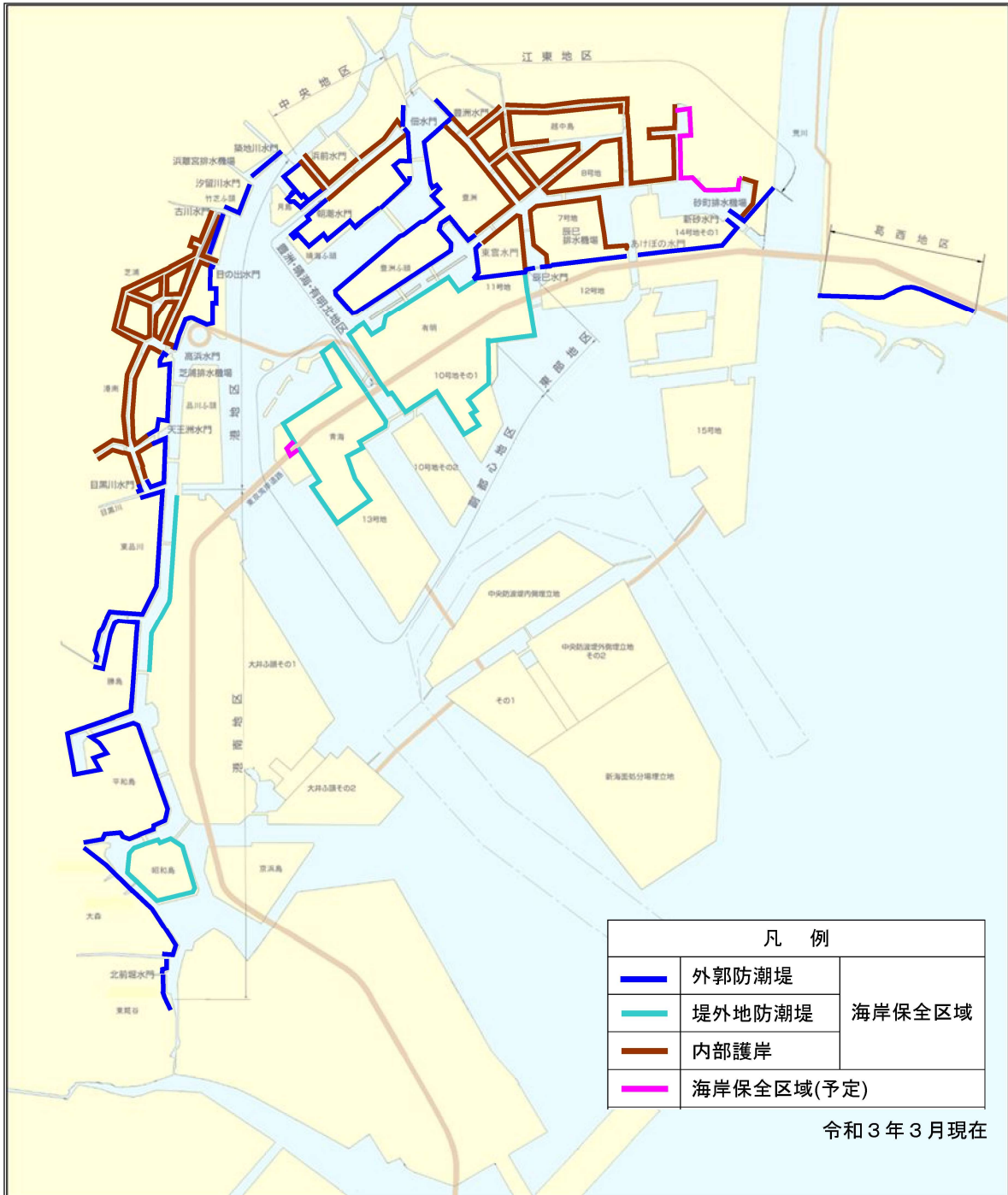


図 3-1 東京の海岸保全区域

- ※ 外 郭 防 潮 堤：伊勢湾台風を契機に、本格的な高潮対策事業を開始した当時の既成市街地等を高潮などから防護するための第一線の防潮堤
- 堤外地防潮堤：外郭防潮堤外側の埋立地（堤外地という）を高潮等から防護するための防潮堤
- 内 部 護 岸：防潮堤や水門の内側にある埋立地を浸水等から防護するための護岸

3-3 海岸保全施設

- 海岸保全施設は、高潮や津波から海岸を防護し、国土の保全に資することを目的とし、東京都では防潮堤、水門、排水機場、陸こう及び堤内の運河部にある内部護岸からなっている。
- 外郭防潮堤や水門、排水機場、陸こうは、伊勢湾台風(昭和34年)級の台風を想定した高潮から背後地域を防護している。
- 内部護岸は、台風等の高潮時に水門を閉鎖した後の降雨・下水等の内水域(運河部等の水域)への流入による内水面上昇から背後地域を防護している。内水面上昇に対しては、排水機場により外郭防潮堤の外側へ強制的に排水することにより、水位上昇を抑えている。
- 外郭防潮堤外側で、新たに防護すべき必要性が生じた地区については、堤外地防潮堤を整備し、防護している。

水門や陸こうは、高潮等から背後地を防護するために、運河や道路を横切って設けている施設である。通常は開放しているが、高潮時等には閉鎖し、外郭防潮堤と同様な役割を果たす。

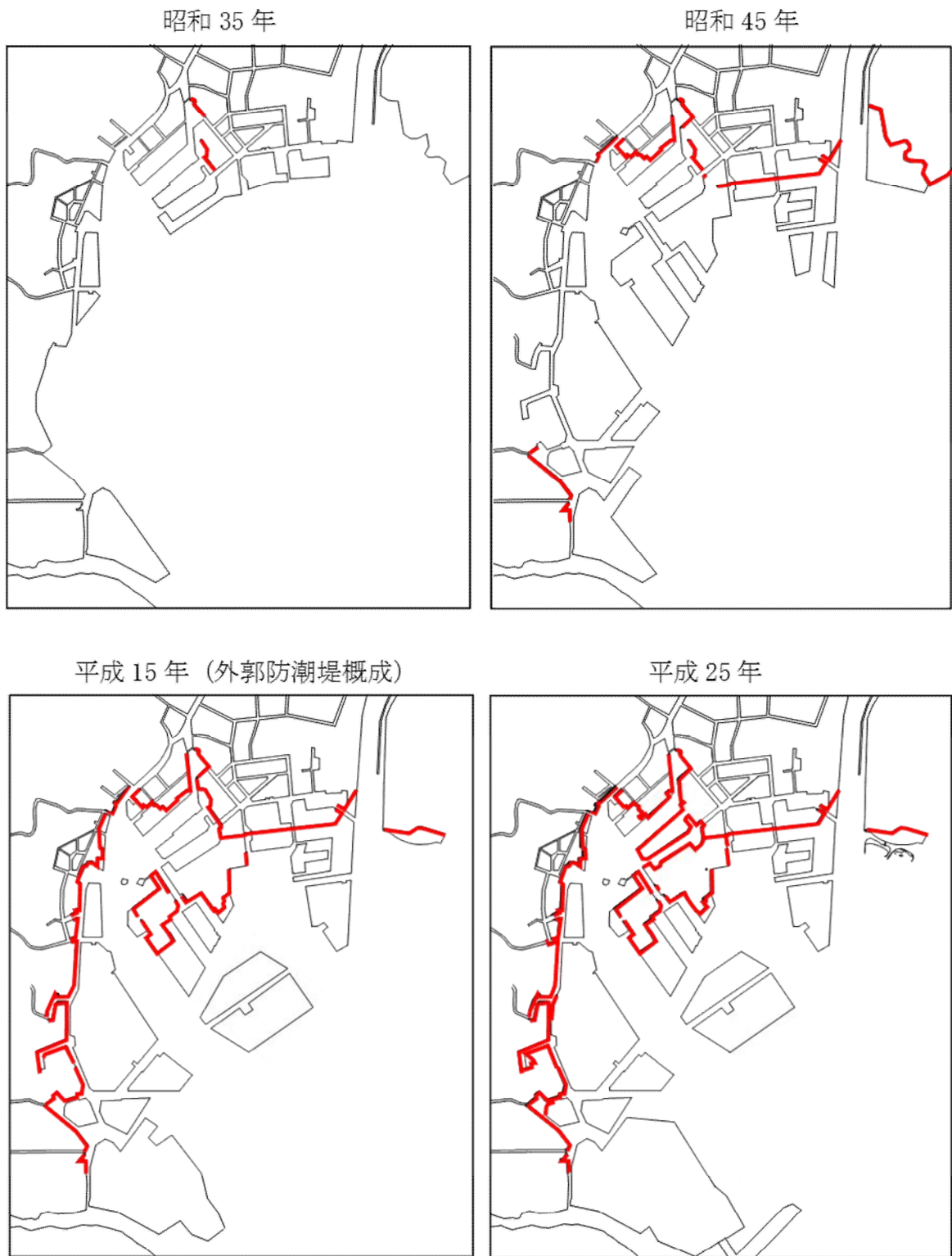
高潮からの防護方法の模式図を図3-2に、東京の海岸保全施設の配置(伊豆諸島、小笠原諸島を除く。)を図3-3に示す。



図 3-2 高潮防護の模式図



図 3-3 海岸保全施設の配置



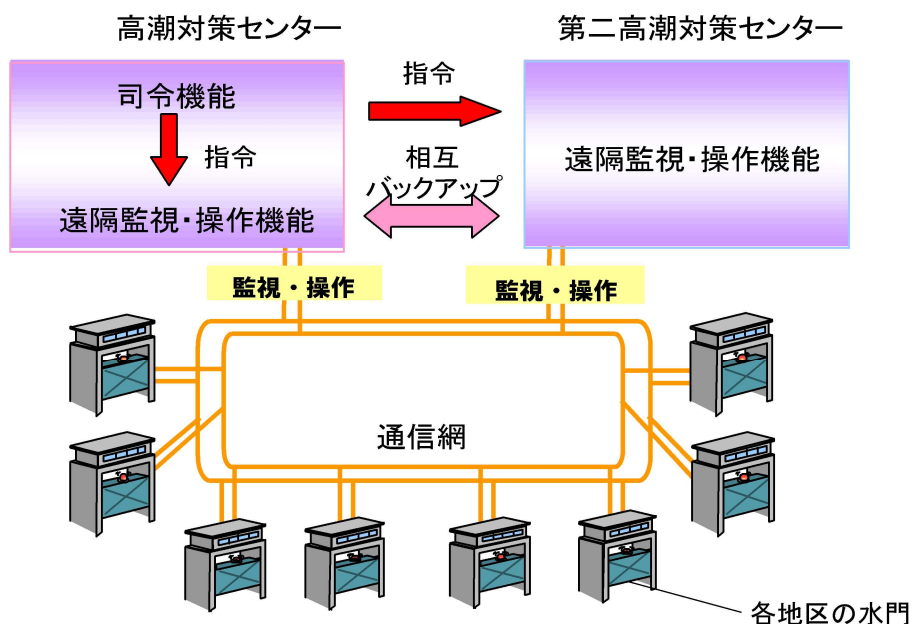
※ 赤線が防潮堤を示す。

図 3-4 海岸保全施設（防潮堤）の経年変化

3-5 水門の遠隔制御システム

- 津波、高潮などから都民の生命を守るため、都内には港湾局の施設として15の水門を設置している。
- 東京港には昭和54年から「遠隔制御システム」が導入され、情報の集中管理、指揮・命令系統の一元化及び水門操作等の迅速化を図ってきた。
- 現在、東京港の東部地域に位置する江東区辰巳の「高潮対策センター」に加え、港区に「高潮対策センター」と同等の機能をもった「第二高潮対策センター」の整備が完了し、平成27年4月より運用を開始している。二拠点化を実現することにより、相互バックアップの体制が強化され、信頼性がより向上した。
- 開閉操作訓練については、水門・排水機場については毎月2回、陸こうについては毎月1回行っている。さらには、災害対策用資機材(土のう、砂等)や防災無線の点検などの日常的管理を行い、防災体制に万全を期している。

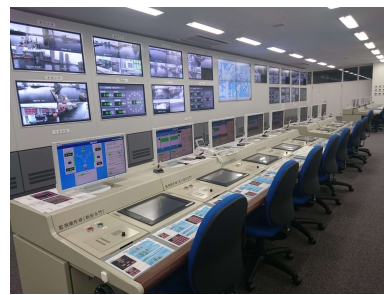
(2拠点化)



高潮対策センター（江東区）



第二高潮対策センター（港区）



高潮対策センター（操作室）

4 今後の課題

前項までに取りまとめた東京都海岸の特性を考慮し、防護、環境、利用の観点から整理した具体的な課題を次に示す。

4-1 海岸の防護に関わる課題

(1) 高潮等による浸水被害から背後地の安全性を確保

東京の海岸は、人口・資産の集積度が非常に高く、高潮等による浸水の被害は極めて甚大なものとなる。現在、防潮堤は概ね整備が完了しているが、内部護岸には要整備区間が残されている。

このため、要整備区間の整備を一層推進し、高潮等による浸水被害から背後地の安全性を確保することが重要である。

また、気候変動の影響による海面上昇等の長期的な自然条件の変化についても適切に防護水準へ反映させ、将来を見据えた整備を推進していく必要がある。

(2) 津波から背後地の安全性を確保

最大級の地震が発生した場合でも津波等による浸水を防ぐよう防潮堤、水門等の耐震対策を実施するとともに、水門・排水機場の電気・機械設備の耐水対策等を実施してきた。

引き続き整備を推進し、津波等による浸水被害から背後地の安全を確保することが重要である。

(3) 豪雨災害への対応

国土交通省「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言では、台風が大型化し、降雨量が増加すると予測されている。このため、将来の降雨量の増大に備えた排水機場の機能強化が必要となる。

(4) 市街化への対応

外郭防潮堤外側にある港湾物流に利用されている用地などについても、土地利用の転換により将来的には住居や商業施設の集積などが予想される。土地利用の状況等を踏まえ、必要に応じて、防護範囲を見直すことが必要である。

(5) 防災情報の共有

災害に対し住民が事前に知識を有していることや、発生後の対応について理解していることは、防災・減災に大きく寄与することから、高潮に関する情報を積極的に提供し、住民の危機意識の向上を図っていくことが重要である。

4-2 海岸環境の整備及び保全に関わる課題

(1) 良好な景観の創出

現状の海岸保全施設の一部の箇所は、水門門扉の警戒色や防潮堤の無機質なコンクリートの壁面など、周辺の景観と調和がとれていない箇所が見受けられる。沿岸域への居住人口の増加や水辺空間の利用が進む中、より一層、周辺の景観への配慮が必要である。

また、遊歩道などの線的な緑と、海上公園や都市公園などの拠点的な緑との連続性を確保し、緑地のネットワーク化を目指していくことも必要である。

(2) 生物の生息環境の再生

東京の海岸には下水道や河川から汚濁負荷が流入し、また、運河部は海水が滞留しやすく、潜在的に水質・底質が悪化する要因を抱えている。

将来を見据えて自然環境の再生を図るため、関係行政機関の環境負荷の低減施策を講じるとともに、海岸保全施設整備の際には、水生生物の生息環境に配慮するよう努めていくことが必要である。

(3) 環境の保全・再生

東京の海岸では、主に海上公園の緑地や人工海浜が生物の生息環境となっている。東京港野鳥公園や葛西海浜公園の東なぎさは、鳥類など多様な生物の生息空間となっており、城南島海浜公園や葛西海浜公園の海浜、羽田沖の浅場等は、海が持つ本来の自然浄化機能と生態系を取り戻す重要な役割を果たしている。

海岸保全施設の整備の際にも、こうした生物の生息環境に配慮していくことが求められている。

4-3 海岸における適正な利用に関わる課題

(1) レクリエーションの場の創造

東京の海岸にある、お台場海浜公園や葛西海浜公園、若洲海浜公園などの水辺空間は、公園としての利便性を備えたレクリエーションの場として利用され、人々に潤いや安らぎを与えている。

海岸保全施設の整備にあたっては、利便性を考慮し、こうした広がりのある空間と連続させることにより、レクリエーションの場の質の向上を図ることが必要である。

(2) 遊歩道の連続化

護岸上部の遊歩道は、地元区との調整が整った箇所から開放しているが、背後地の道路から水際へのアクセスが取れない箇所や行き止まりとなっている箇所については開放していない場合が多い。

近年、公開空地の活用等で開放が進みつつあるが、橋梁部などにおいては、遊歩道が分断されている箇所がある。

引き続き、人々が水際へ自由・安全・快適に行き来し、水辺の魅力を楽しむことができるよう、地元区と連携し遊歩道の連続化を進めていく必要がある。

(3) 運河利用の促進

市街地まで入り組んだ運河は、古来、物流ルートとして利用されてきたが、近年では「観光資源」という視点を取り入れ、運河等の水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となり、地域の賑わいや魅力を創出する運河ルネサンス事業を一部の地域で実施している。

これまで、6地区を推進地区に指定し、各地区の主体的な取組みと水域占用許可の規制緩和により、地域の特色を活かした観光栈橋や水上レストランなどが設置され、様々なイベントも開催されている。

今後も、こうした水辺の魅力を高める運河の利用を促進していく必要がある。

(4) 背後地との一体的な利用の促進

運河部では、過去には、運河に背を向け、建築物が建てられた箇所が多く、運河の景観や水際線を生かしたまちづくりがなされていない場所がある。建築物の建替や再開発の機会を捉え、水際へのアクセスを確保するなど、背後地との一体性を確保したまちづくりを進める必要がある。

5 海岸保全の方向性

5-1 基本理念

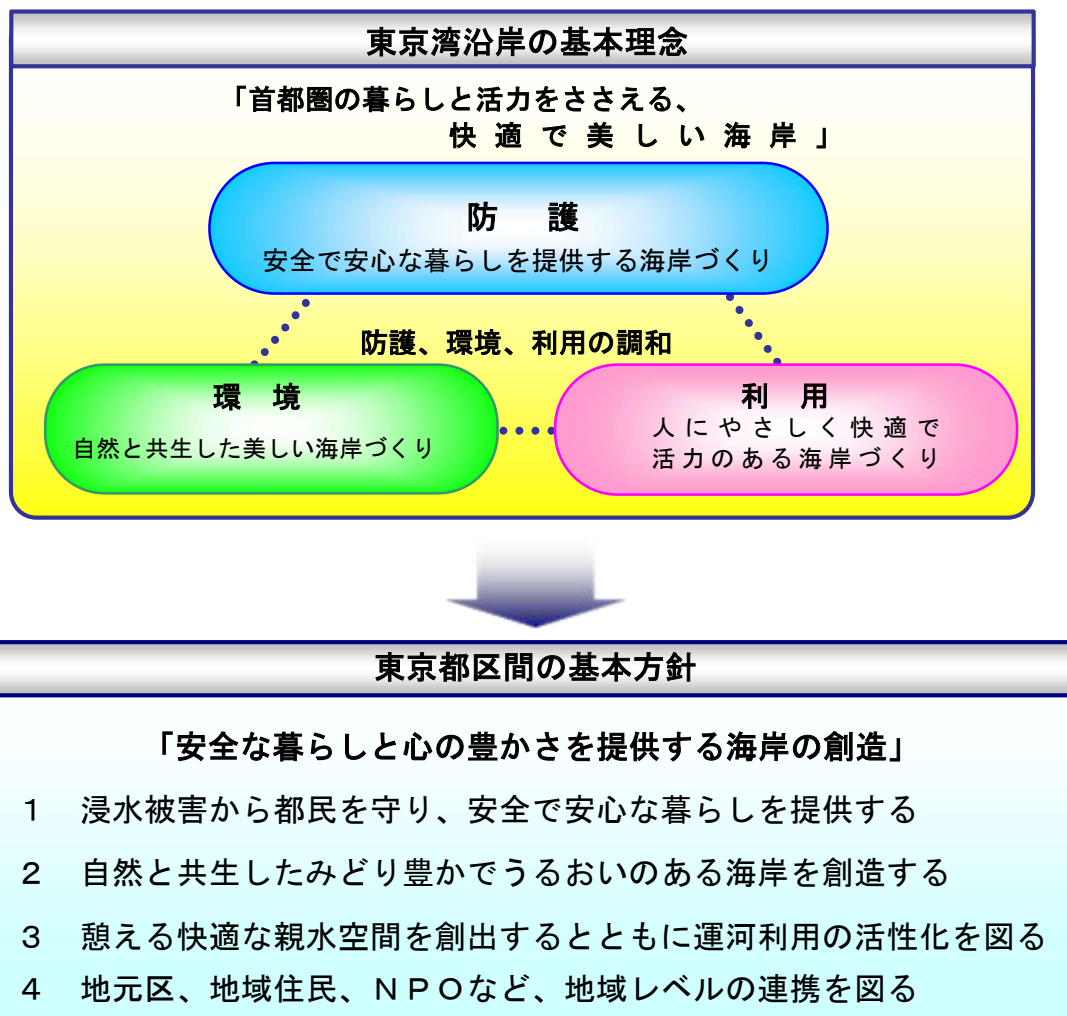
東京湾沿岸においては、「首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸」を次世代に継承していくことを、海岸保全の基本理念としている。

このうち、東京都区間では、「安全な暮らしと心の豊かさを提供する海岸の創造」を基本方針とし、防護・環境・利用が調和した海岸保全を目指していく。

沿岸部の区域では、海岸保全施設によって防護している人命や財産が非常に大きく、かつ、広範囲なものであるため、人命や財産の「防護」を第一とし、浸水被害から都民を守り、安全で安心な暮らしを提供できる海岸づくりを行う。

環境面では、次世代によりよい自然環境を引き継ぐために、生物の生息環境の保全・再生や、景観への配慮などにより、自然と共生したみどり豊かで潤いのある海岸を創造していく。

利用面では、日常生活や余暇において、海岸に接しやすいという特性を最大限に生かして、レクリエーションの場の質の向上や、水際の周辺景観などに配慮し、憩える快適な親水空間を創出するとともに運河利用の活性化を図っていく。



5-2 基本方針

5-2-1 海岸の防護に関する事項

基本方針1：浸水被害から都民を守り、

安全で安心な暮らしを提供する

防護水準

防護の目標とすべき海岸保全施設に作用する高潮や波浪などの外力水準は、以下のとおりとする。

1) 地震

想定される最大級の地震を対象として海岸保全施設を防護することを目標とする。

2) 津波

地域防災計画で想定される津波に対して防護することを目標とする。

3) 高潮

「朔望平均満潮位」に「想定される最大の偏差」を加えた計画高潮位に対して防護することを目標とする。

4) 波浪

50年再現確率相当の波浪に対して防護することを目標とする。

5) 海面水位の上昇

将来の気温上昇に伴い予想される海面水位の上昇に対して防護することを目標とする。

(1) 耐震対策

想定される最大級の地震が発生した後も高潮、津波による浸水を防ぐこととし、地域防災計画の想定地震や中央防災会議や地震調査研究推進本部等国の機関の想定地震を対象に、海岸保全施設の耐震性を確保し浸水被害を防ぐ。

(2) 津波対策

令和4年5月の東京都防災会議による被害想定では、大正関東地震及び南海トラフ巨大地震を対象として津波高が算出され、最大津波高は南海トラフ巨大地震によるもので、T.P. +2.63m (A.P. +3.76m) となった。

気候変動の影響を考慮した将来の防潮堤の天端高は、高潮や津波による潮位等を比較したうえで設定することを基本とする。

東京港では現時点で高潮を考慮し A.P. +4.6m～A.P. +8.0m の高さで防潮堤が整備されており、将来は気候変動の影響を加味し A.P. +5.6m～A.P. +8.0m の高さとなる。東京港で想定される高潮は、想定される津波を大幅に上回っていることから、防潮堤の天端高は高潮を用いて設定する。

今後、津波被害想定の見直し等が行われ、高潮と津波が近似するような状況が生じた際には、両条件においてシミュレーションを行い、必要天端高を確認するものとする。

※内部護岸については、地震による津波が到達する前に水門が閉鎖される。

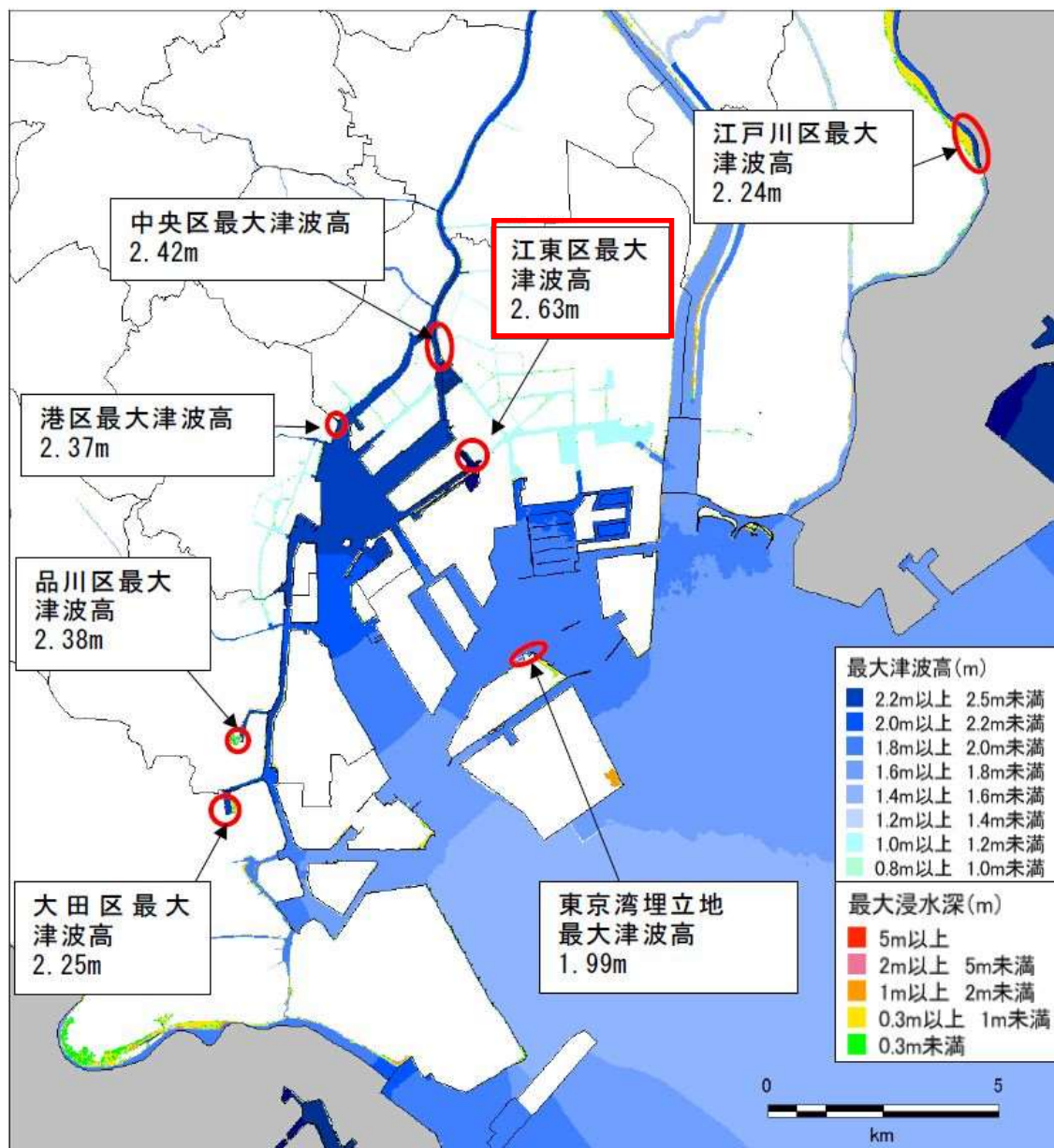


図 5-1 南海トラフ巨大地震（各メッシュにおける全5ケースの最大値）の各区における最大津波高とその場所

南海トラフ巨大地震（M9クラス）

- 計算条件：水門閉鎖、満潮時、地盤変動を考慮
- 最大想定津波高：T. P. +2.63m（A. P. +3.764m）
- 最大津波高の津波到達時間：地震発生後 200～240 分後

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年）



図 5-2 大正関東地震の各区における最大津波高とその場所

大正型関東地震 (M8クラス)

- 計算条件：水門閉鎖、満潮時、地盤変動を考慮
- 最大想定津波高：T.P.+2.22m (A.P.+3.354m)
- 最大津波高の津波到達時間：地震発生後 90~150 分後

▪ 出典：首都直下地震等による東京の被害想定 (令和4年)

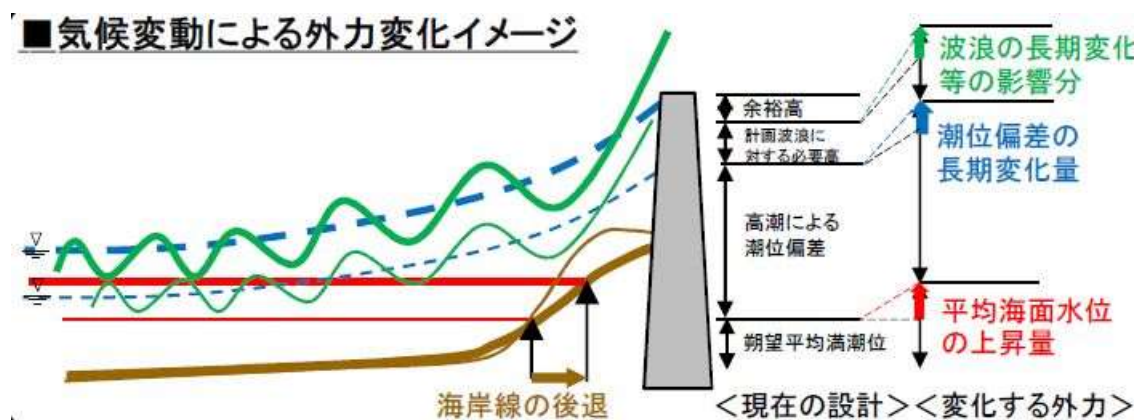
(3) 将来の気候変動を見据えた海岸保全施設の機能強化

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年11月20日に「海岸保全基本方針」が変更された。

基本方針では、気候変動の影響による高潮等に関する海岸保全施設の課題や対応について以下のように記載されている。

- ・気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されている
- ・気候変動の影響による外力の長期変化等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保する
- ・気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める
- ・潮位に比して背後地の地盤高が低いゼロメートル地帯等の地域や三大湾を始めとする

背後に人口・資産が特に集積した地域にあっては、過去の津波、高潮等による災害や気候変動の影響による外力の長期変化を十分勘案し、必要に応じ、より高い安全を確保することを目標とする。



出典：気候変動を踏まえた海岸保全あり方 提言

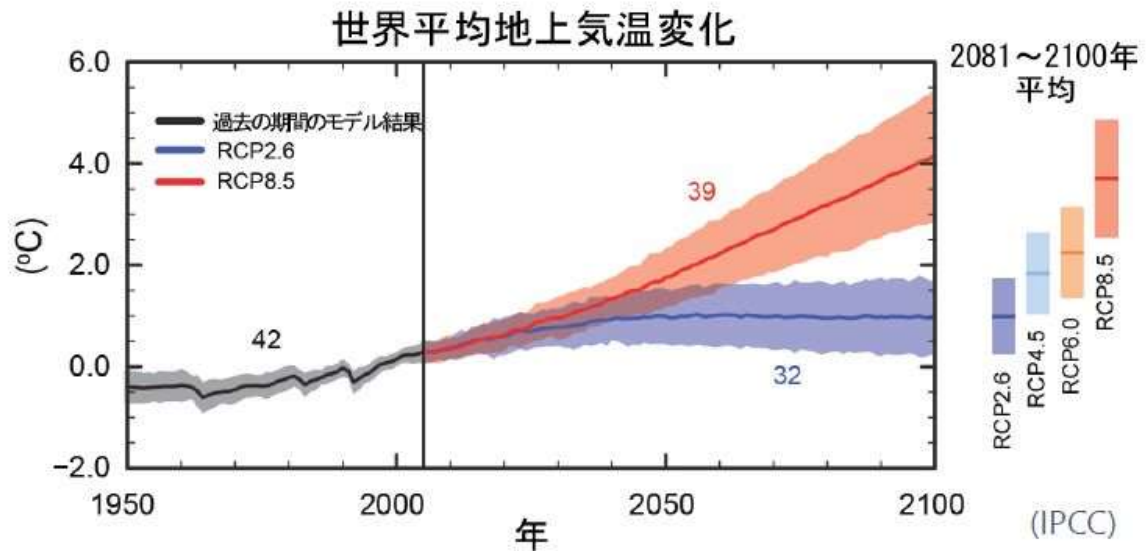
図 5-3 気候変動による外力変化イメージ

以上を受け、本計画ではこれまでの地震、津波への備えに加え、将来の気候変動を見据えた海岸保全施設の機能強化への取組を推進することとする。

1) 将来の気温上昇

RCP シナリオ^{*}では、21 世紀末頃には産業革命以前と比べて 2℃及び 4℃程度気温が上昇する予測となっているが、2040～2050 年頃には、いずれのシナリオでも 2℃程度上昇すると予測されている（産業革命以前と比べると、すでに 1℃程度気温が上昇）。

※「IPCC 海洋・雪氷圏特別報告書（SROCC）」で想定する 4 つのシナリオ



出典：IPCC, 2019：SROCC Full report (<https://www.ipcc.ch/srocc/download/>)

図 5-4 世界平均地上気温変化

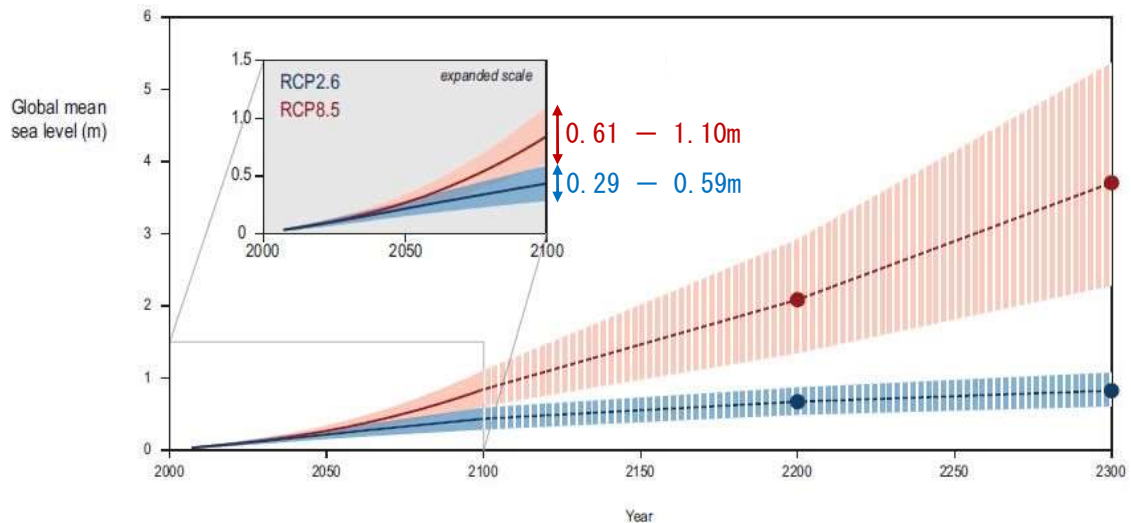
国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言においては、パリ協定の目標と整合する RCP2.6（2℃上昇に相当）を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進することが方向性として示されるとともに、令和 3 年 8 月には「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等」が通知され、その中では RCP2.6 シナリオ（2℃上昇相当）を基本とする方向性が示された。

これらを受け、本基本計画の気温変化については、RCP2.6 シナリオ（2℃上昇相当）を設定することとし、この気候変動の影響に対する対策を講じることとする。

2) 気候変動による外力の変化の考え方

(a) 海面上昇（潮位変化）

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」と報告された。また、海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書（SROCC）では、2100 年までの平均海面水位の予測上昇範囲が上方修正され、2100 年に 2℃上昇した場合、海面が最大で 0.59m 上昇すると予測された（図 5-5）。



出典：IPCC, 2019 : SROCC Full report (<https://www.ipcc.ch/srocc/download/>) に加筆

図 5-5 世界平均海面水位の予測上昇量

将来の海面上昇量については、RCP2.6 のシナリオにおける上限として 2100 年時点の 0.6m 上昇を設定する。

(b) 高潮偏差、波浪

「海岸保全基本方針」においては、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最高潮位又は記録や将来予測に基づき適切に推算した潮位に、記録や将来予測に基づき適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することを目標とすると示されている。また、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言においては、潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース（D4PDF）の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施とある。

これを踏まえ、将来の高潮偏差及び波浪については、以下の想定ケースのうち最大となるものとし、①気候変動を考慮した伊勢湾台風級を想定することとした。

① 気候変動を考慮した伊勢湾台風級を想定したケース

想定する伊勢湾台風級のモデル台風として、中心気圧については、将来の台風の強大化を考慮し、伊勢湾台風(940hPa)^{※1}を上回る、再現確認期間 100 年規模 (930 h Pa)^{※2}、進行速度及び台風半径については伊勢湾台風の値に設定した。想定経路については、T1 (大正 6 年台風コース)、I2 (伊勢湾台風コース)、K3 (キティ台風コース) の 3 コースを平行移動させた値のうち、最大値となるものとした。

※1 各地で観測された気圧から伊勢湾に最も接近した時の中心気圧を推算し設定

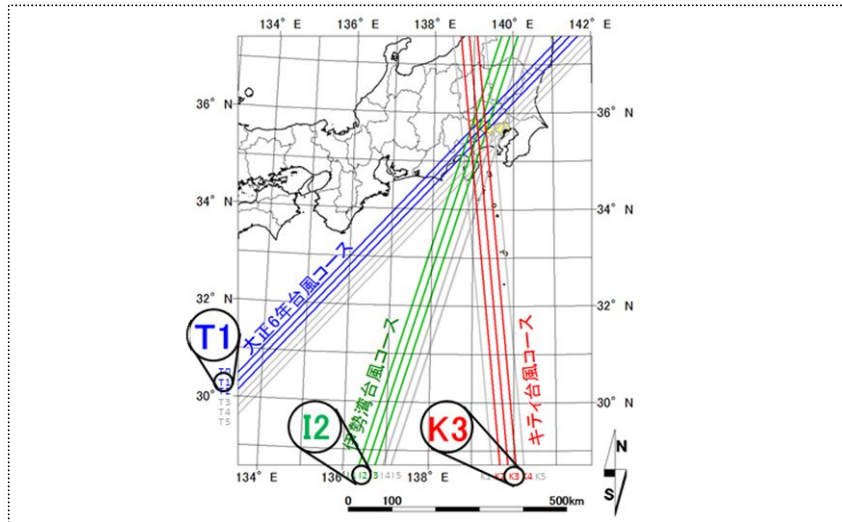


図 5-6 伊勢湾台風級の想定経路

※2 RCP2.6 シナリオにおける d2PDF の台風中心気圧は 936hpa (平均値)、RCP8.5 シナリオにおける d4PDF の台風中心気圧は 930hpa (平均値) である。海面水位時は RCP2.6 の上限値 (0.6m) としているため、台風中心気圧についても d4PDF と d2PDF の中間値である 933hpa を d2PDF の上限値とし、これに上振れリスク、背後地の重要度を考慮し、930hPa を設定した。

② 50 年確率相当の高潮・波浪のケース

過去の観測値 (東京検潮所) を基に算出した 50 年確率規模の高潮偏差、国土交通省が設定する設計沖波 (50 年確率) とした。

③ 既往 5 擾乱によるケース

各擾乱で観測 (東京検潮所) された高潮偏差、1979 年以降に東京港へ来襲した顕著な 5 擾乱により推算した波浪を基に設定した。

上記の海面上昇、高潮偏差、波浪の変化を考慮し防潮堤、水門、陸こうの計画天端高を以下のとおり設定する。

計画天端高	=	朔望平均満潮位	+	海面上昇量	+	偏差	+	波浪の要素	+	余裕高
A. P. +5. 6~8. 0m		A. P. +2. 1m		0. 6m		2. 1~3. 3m		0. 5~1. 7m		0. 3m

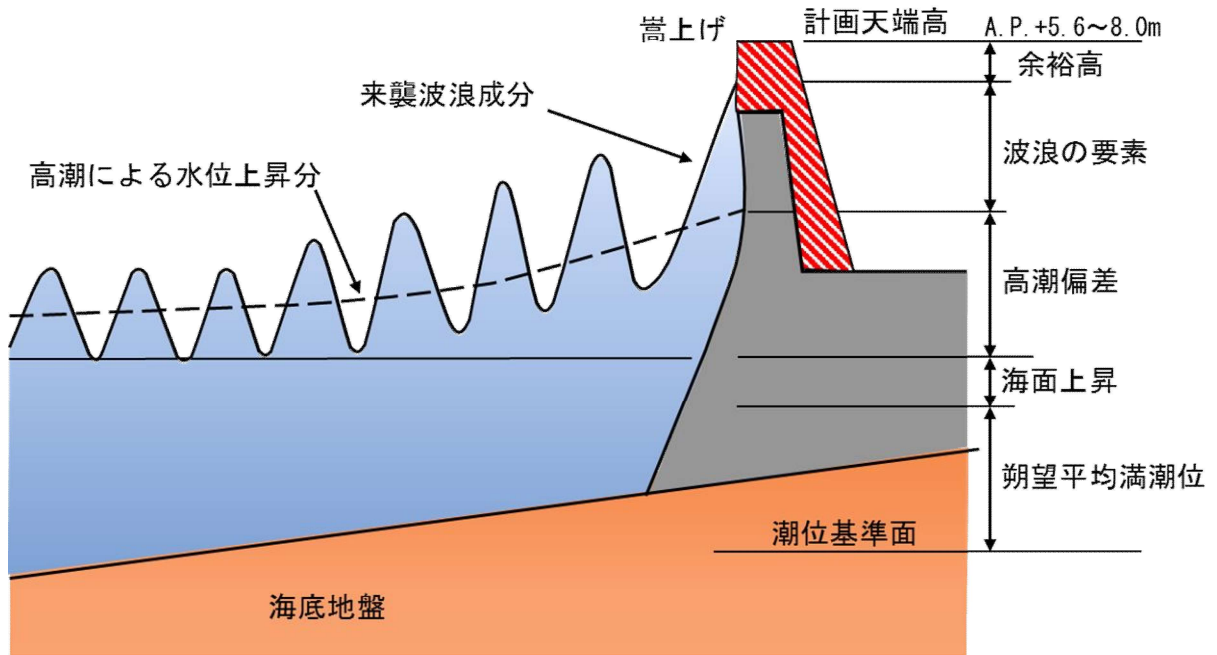


図 5-7 防潮堤計画天端高の設定方法の模式図

表 5-1 計画天端高（現在・将来）の比較

地区別	区間別	計画天端高	
		現在	将来(2100年)
		A.P.+m	A.P.+m
江東地区	越中島相生橋～豊洲水門	6.3	6.5
	豊洲臨海部	6.3	6.5
	豊洲陸上部	5.6	6.5
	東雲臨海部	6.1	6.5
	東雲陸上部	5.6	6.5
	辰巳	5.6	6.5
	14号地その1、2臨海部	8.0	8.0
	14号地その1、2陸上部	5.6	6.8
中央地区	中央地区臨海部	6.3	7.3
	中央地区陸上部	5.6	6.5
港地区	築地～古川臨海部	6.3	7.4
	築地～古川陸上部	5.6	6.5
	古川～目黒川臨海部	5.6	6.9
	古川～目黒川陸上部	5.1	6.1
港南地区	目黒川～内川、大井	4.6	5.9
	内川～南前堀、昭和島	4.6	5.6
副都心地区	青海地区(西・南側)	8.0	8.0
	青海地区(東側)	6.5	6.7
	台場地区	6.5	7.2
	台場地区(東京国際クルーズターミナル)臨海部	8.0	8.0
	台場地区(東京国際クルーズターミナル)陸上部	6.5	6.5
	有明南地区(東側国際展示場前)	7.5	7.5
	有明南地区	6.5	6.7
豊洲・晴海・有明北地区	有明北地区	6.5	6.8
	豊洲	6.5	7.1
	晴海	6.5	7.3
東部地区	11号地	6.0	7.4
葛西地区	葛西地区臨海部	8.0	8.0
	葛西地区陸上部	6.1	6.5

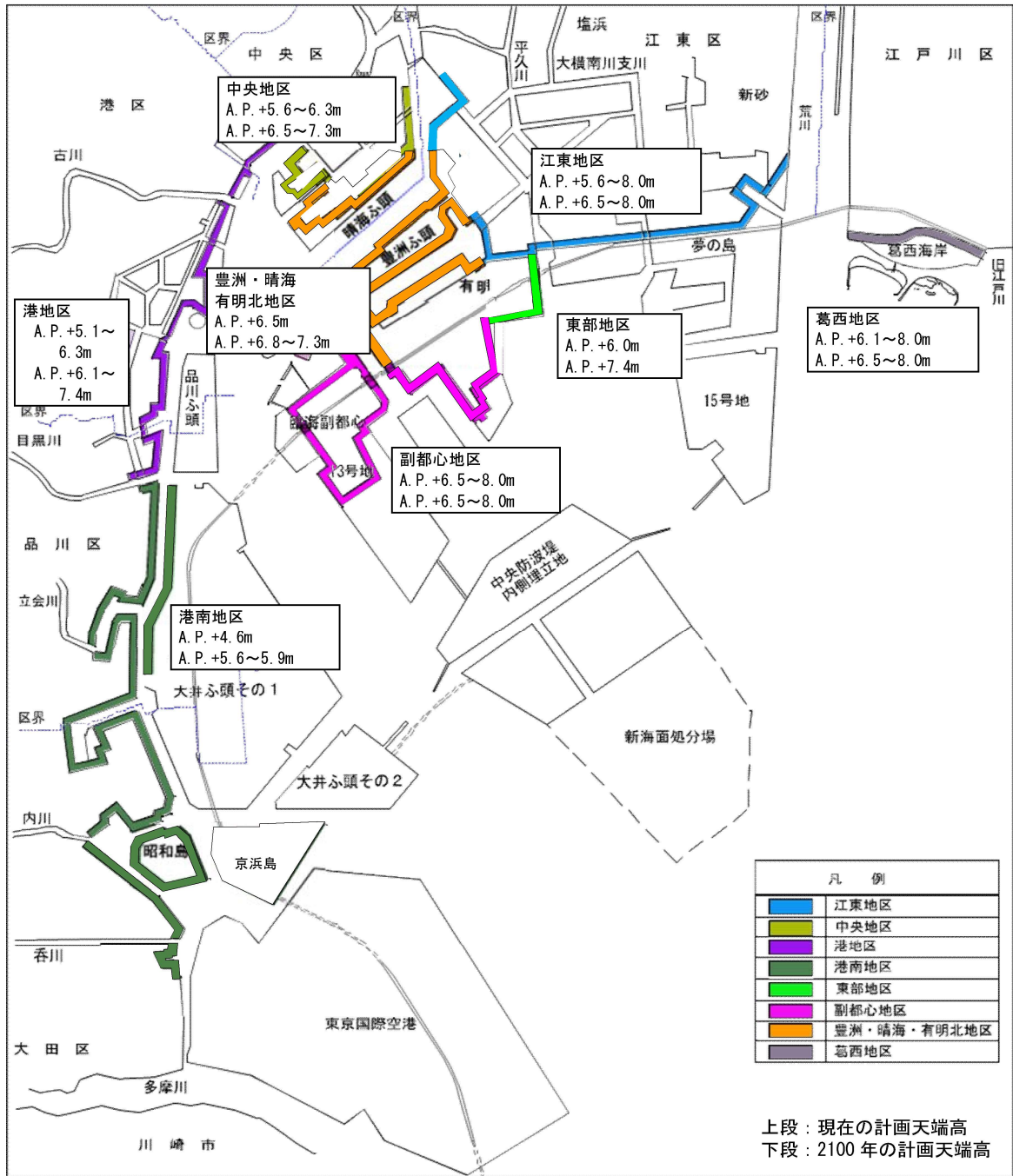


図 5-8 各地区の防潮堤の現在の計画天端高及び将来の計画天端高

(c) 防潮堤の嵩上げの考え方

気候変動の影響に対応した海岸保全施設の適応策や整備のあり方については、これまで、社会資本整備審議会や国土交通省が設置する各検討委員会等で数多くの検討が行われ、答申やマニュアルなどの形で国及び海岸保全施設を管理する海岸管理者が対応すべき指針が示されている。

このうち、「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）」（平成20年6月）においては、嵩上げの考え方として以下のように記載されている。

（高潮への段階的な対応及び進行する海岸侵食への対応の強化）

- ・海面水位の上昇や台風の激化に対応するため、高潮堤防等を的確に整備する必要があるが、高潮堤防等はコンクリート構造が多いことから、施設更新時などにあわせて、その時点で今後増大する外力を見込んで嵩上げを行い、浸水頻度を減少させる必要がある。
- ・今後の海面水位の上昇や台風の激化に係る研究の進捗を踏まえ、嵩上げは段階的に実施する。具体的には、今後の海面水位の上昇や台風の激化に係る研究の進捗を踏まえ、嵩上げは段階的に考え、嵩上げを実施する。

「海岸保全施設の更新等に合わせた地球温暖化適応策検討マニュアル（案）」（平成23年6月）においては、気候変動の影響による外力の変化を見込む期間として以下のように記載されている。

海面水位の上昇量や台風の強大化に伴う潮位偏差や波浪条件の設定においては、現時点での地球温暖化の影響に不確実性が含まれるが、検討時点から施設の耐用年数（例えばコンクリート構造物では50年）までを予測期間とし、耐用年数後の外力変化量を見込むものとする。

「IPCC 海洋・雪氷圏特別報告書（SROCC）」によれば、平均海面水位上昇は既にその現象が観測されており確信度が高いとされている。また、「日本の気候変動2020」によれば、東京湾での最大潮位偏差の増大についての確信度は中程度、日本沿岸での極端な高波の波高の増大についての確信度は低いとされている。

これらを踏まえ、防潮堤の嵩上げを以下の考え方に基づき実施していくものとする。

- ・気候変動の不確実性を考慮し、段階的な嵩上げを行う
- ・2100年の計画天端高を目指し、施設の耐用年数（例えばコンクリート構造物では50年）までを予測期間として、この期間の海面水位の上昇量に余裕高（30cm）を加えた高さで整備する。

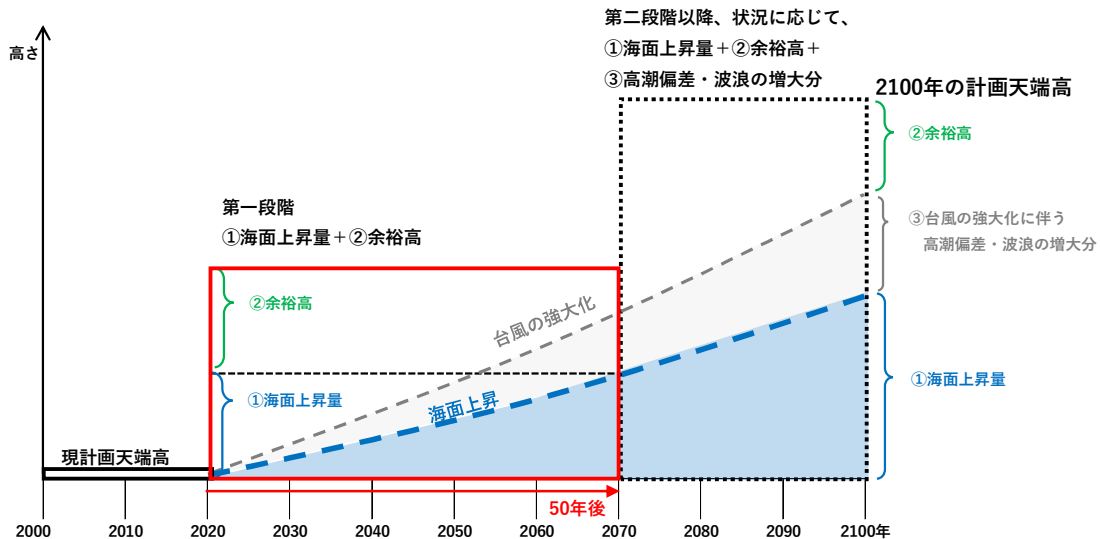


図 5-9 嵩上のイメージ

出典：「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会資料」を基に作成

また、気候変動には現在想定されているシナリオによる予測変動幅の違いや海面水位の上昇や台風の強大化には不確実性を含んでいることから、「海岸保全施設の更新等に合わせた地球温暖化適応策検討マニュアル（案）」においては、気候変動の不確実性への対応として以下のように記載されている。

- ・海面水位の上昇量や高潮偏差、波浪諸元等の地球温暖化による影響を受ける外力については、不確実性を含む部分もあるが、潮位のモニタリングや最新の知見等、社会情勢の変化も見据えながら対応して、適宜見直しを図っていく
- ・地球温暖化による海面上昇や台風の強大化による外力条件の確認を定期的に行い、一定程度の期間（10年程度）の間隔で見直す
- ・地球温暖化の影響による外力の変化は、将来の知見やモニタリング結果によって予測値が変わる場合があるため、必要天端高は供用開始から耐用年数までの間に適宜見直しを行う

今後、将来の知見やモニタリング結果により、外力の長期変化を定期的に確認し、必要に応じ適宜計画天端高の見直し等を行うものとする。

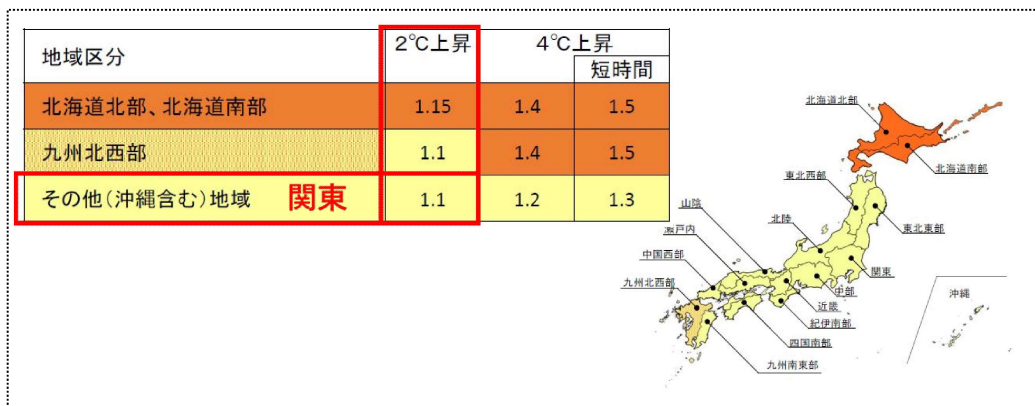
(d) 降雨量の増大

「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言（令和3年4月改訂）において、治水計画に反映させる外力の基準とするシナリオは、RCP2.6における平均的な外力の値を基本とすべきと記載があり、本基本計画の気温変化についてもRCP2.6シナリオを設定していることから、変化倍率は2℃上昇の1.1倍とする。

計画降雨量については、これまで、内水排除計画に基づき50年確率降雨量（254mm/日）を設定してきたが、近年の災害の激甚化等を踏まえ、100年確率降雨量（337mm/日）に見直す。

そのため、計画降雨量は100年確率降雨量（337mm/日）に変化倍率（1.1倍）を考慮した371mm/日とする。

排水機場の排水能力は、計画降雨量や下水道等の流入に対し、内水位が内部護岸の計画天端高を超えないよう、各排水地区における必要な排水量を設定する。



出典：気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言
（令和3年4月改訂、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会）

図 5-10 気候変動を踏まえた将来の降雨量の推定

【気候変動の影響を踏まえた排水能力】

地区	必要排水能力
江東	93m ³ /s
芝浦	69m ³ /s

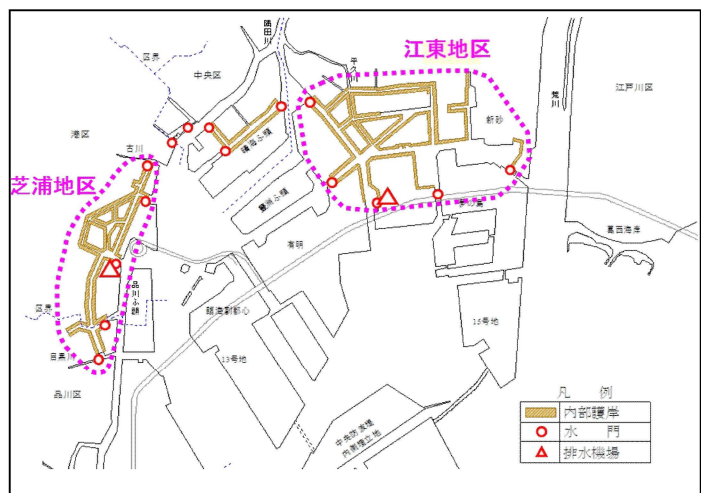


図 5-11 各地区の排水地区

(e) 水門・排水機場の耐水対策の考え方

万が一、地震により防潮堤等が損傷しその機能が復旧する前に高潮が発生する場合を想定し、防潮堤内側が浸水しても水門、排水機場の電気・機械設備が稼働するよう、耐水対策を実施する。耐水対策で必要とする高さは、気候変動を踏まえた計画高潮位とする。

■ 耐水の考え方

気候変動を踏まえた計画高潮位 A. P. +5.3~6.0m	=	朔望平均満潮位 A. P. +2.1m	+	海面上昇量 0.6m	+	偏差 2.6~3.3m
-----------------------------------	---	------------------------	---	---------------	---	----------------

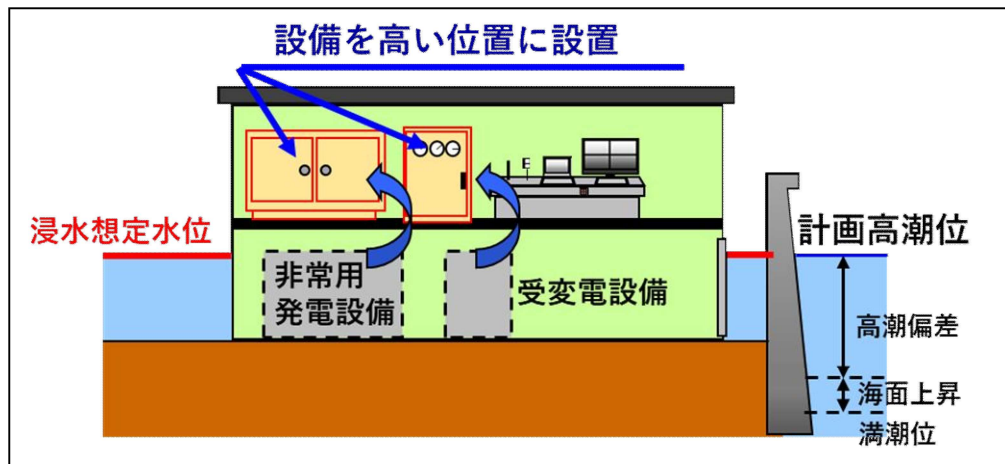


図 5-12 耐水対策のイメージ図

(4) 新たな海岸保全区域の指定と海岸保全施設の整備

臨海部の都市化の進展等に伴い防護が必要となる海岸については、新たに海岸保全区域に指定し防潮堤等の整備を行い、安全性の向上を図る。

また、老朽化が著しい護岸等についても必要に応じて、国土保全の観点から新たに海岸保全区域に指定し、海岸保全施設を整備していく。

(5) 海岸保全施設の維持管理

防潮堤等の計画天端高を維持することは、高潮や津波からの浸水を防ぐうえで重要であるため、引き続き継続的な定期点検を行い、防潮堤等の高さを確認していく。既存の海岸保全施設は日常の保守点検により、施設機能の低下や機能障害が生じないように適切に維持管理するとともに、予防保全型の管理手法により施設の長寿命化を図る。

(6) デジタル技術による防災力の向上

浸水の深さや継続時間をピンポイントに検索できる高潮リスク検索サービスや、潮位や水門の開閉情報、海面の映像などをリアルタイムでウェブ公開している高潮総合情報システムにより、地震・津波・高潮に対する住民の危機意識の向上を図る。

潮位等の情報や台風等の進路に関する気象データをAIが分析して水位変動を予測し、水門操作等を的確・迅速に行うことで、水害から都民の生命財産を守る。

災害発生時にドローンによる施設の遠隔点検に向け、取得した画像データを5Gでリアルタイムに送信するとともに、AIが損傷等を自動抽出し復旧工事の優先順位の選定に活用するなど、早期復旧に資するツールの構築を目指す。

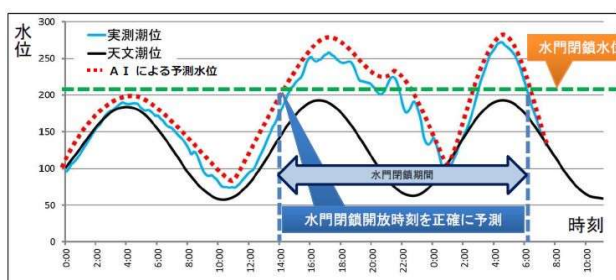


ライブカメラ映像の公開状況（イメージ）



潮位等の観測情報や水門開閉状況の公開状況（イメージ）

図 5-1 3 高潮防災総合情報システムによる防災情報発信



台風接近時のAIによる水位予測（イメージ）

図 5-1 4 AI等を活用した水位予測における水門等の操作支援



図 5-1 5 ドローンによる施設点検

基本方針2：自然と共生したみどり豊かで

うるおいのある海岸を創造する

(1) 良好な景観形成

海岸保全施設の周辺の景観との調和を図るため、色合いを周辺の植栽等と合わせるなどの考え方を示した、新たな景観の基本理念や方針を設定した。

今後はこれらの考え方にに基づき、地域ごとの景観特性との調和等に配慮しながら良好な水辺空間の形成に努めていく。

1) 景観の基本理念

東京港を周辺環境や背後地の状況に応じてエリアを区分し、各エリアの特徴を踏まえ、周辺環境と調和するような色彩方針をたて東京港の統一した景観形成を誘導する。

景観形成の基本理念

【1】自然と共生したみどり豊かでうるおいのある海岸を創造する

【2】東京港全体として統一感のあるイメージを形成する

【3】地域特性や将来像に適合した景観コンセプトを作成する

(a) エリアの特徴

① 日の出～竹芝エリア

都の史跡・名勝である浜離宮庭園を背後に抱えつつ、竹芝では、再開発によって劇場や商業施設が建設され、土地利用転換が図られている。

② 豊晴～お台場エリア

豊洲・晴海では、物流機能を中心とした土地利用から商業・住居機能を中心とした土地利用へ転換が進められている。台場・有明・青海は、海に対して開かれた空間で、レクリエーションの場としても高い集客力を有している。

③ 芝浦～天王洲エリア

業務・住居機能が集積し、来街者・居住者ともに日常的な人々の行き来が盛んである。

④ 京浜運河エリア

運河の幅員が広く、沿岸部には公園緑地や集合住宅が広がるエリアや、流通センター及び倉庫などが運河に面するエリアなどがある。

⑤ 隅田川河口～東雲エリア

隅田川河口部は、スーパー堤防における緑化やテラスが整備されている。

また、豊洲運河から辰巳運河にかけては、高層住宅などの建築にあわせ、背後地と運河との連続性が図られており、いずれの地区も、遊歩道としても開放されているエリアである。

⑥ 新砂・ふ頭エリア

工場、流通センター及び倉庫などが運河に面しており、物流機能が集積している。

⑦ 新木場～葛西エリア

辰巳・夢の島・葛西では、公園と一体で防潮堤が整備され、良好な自然環境となっている。

(b) エリア分け区分図

東京港を景観の観点から下図のように区分する。

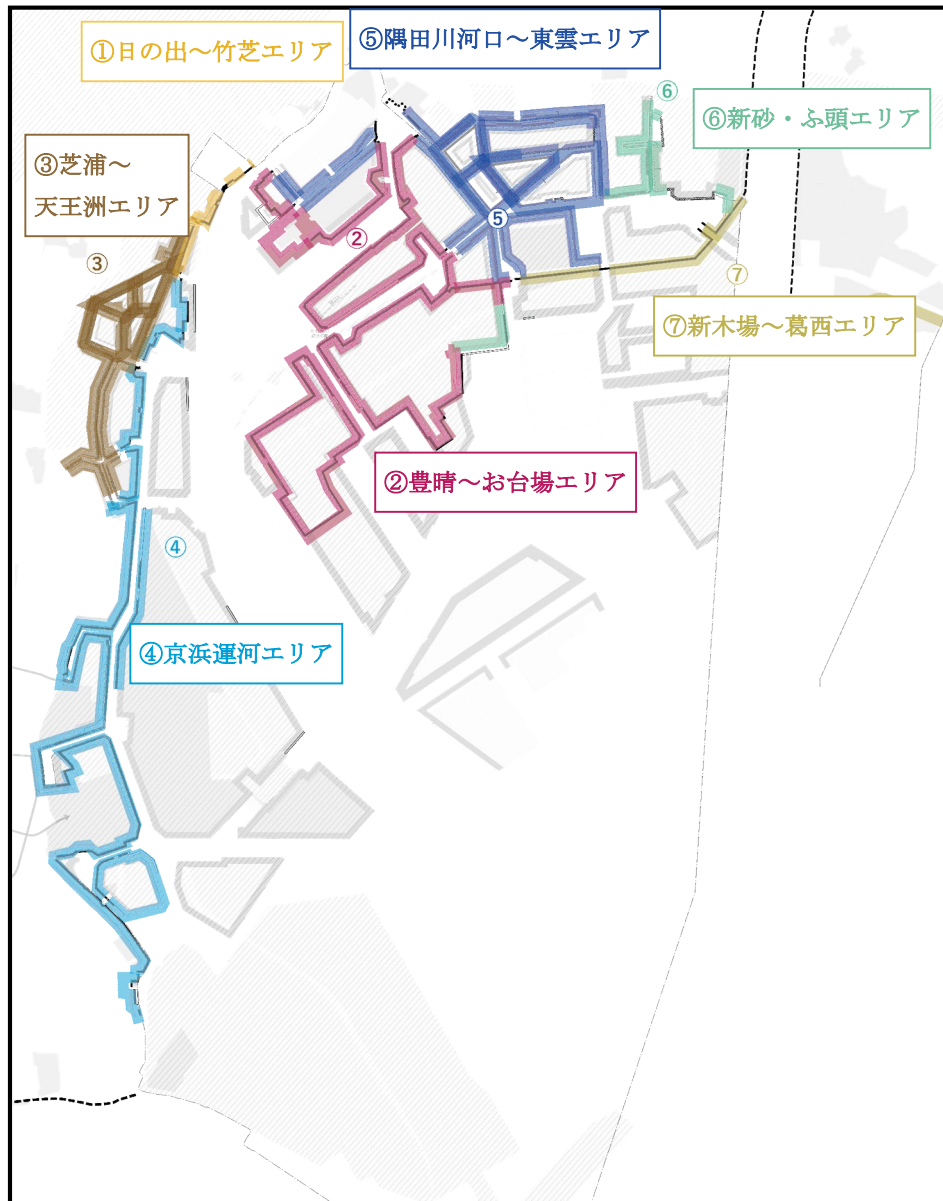


図 5-16 エリア分け区分図

2) 景観の基本方針

(a) 直立型タイプの景観方針

水域利用や橋脚と隣接している箇所を除き、直立型タイプの防潮堤は、傾斜・開放型タイプに転換していく。また、植栽等により胸壁の存在感を軽減するとともに、擬石パネルやスリット等を設ける。但し、運河幅等の条件等で難しい場合は、景観に配慮した仕様、材料とする。

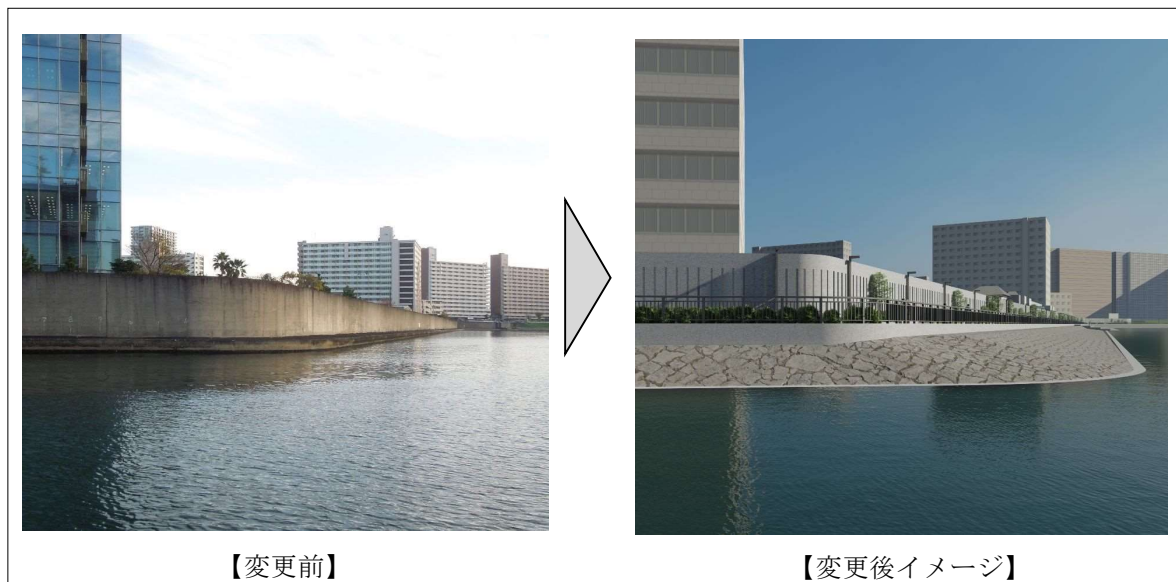


図 5-17 直立型タイプの変更イメージ

(b) 傾斜・開放型タイプの景観方針

傾斜・開放型の護岸は、すでに自然環境や利用面に配慮した構造形式となっているため、これまでに形成した良好な景観を伸ばしていく。

また、胸壁部を嵩上げする場合は、緑化、スリット等を設けることにより圧迫感を軽減させるとともに、水辺へのアクセスを設け、親水性を高める。



図 5-18 傾斜・開放型タイプの変更イメージ

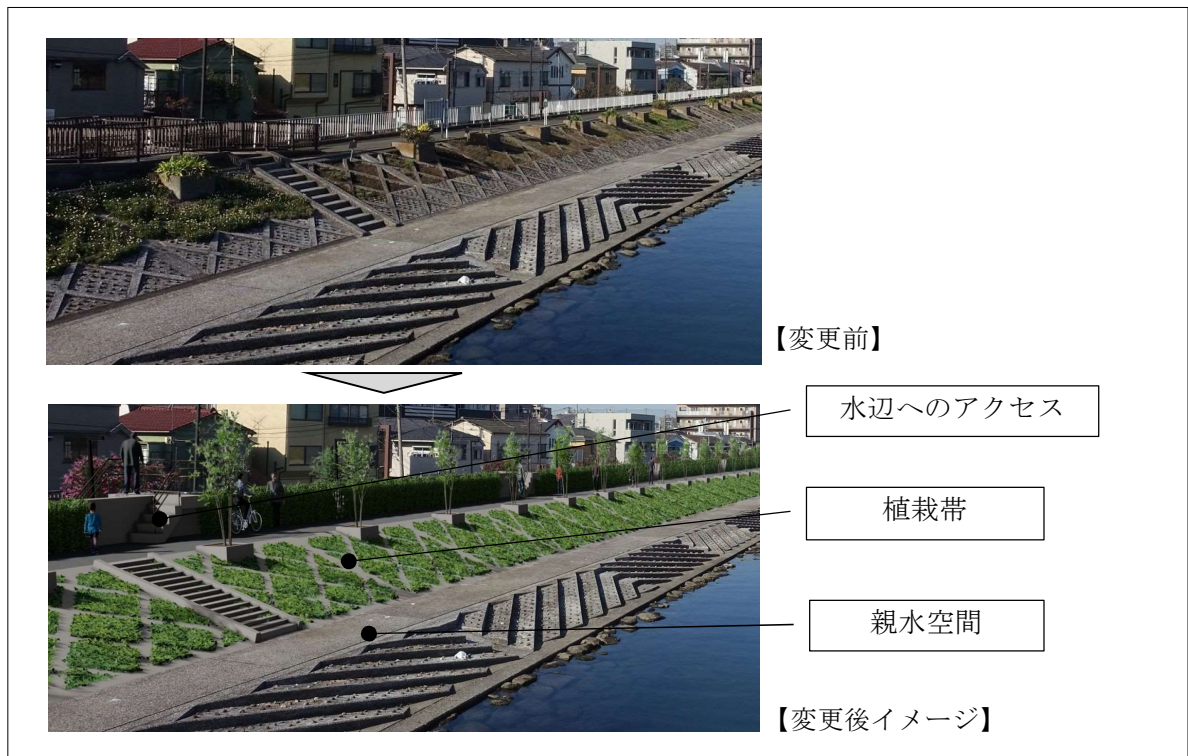


図 5-19 傾斜・開放型タイプの変更イメージ

(c) 水門の景観方針

水門の配色方針は門扉と水門上屋には明度差をつけ、門扉の明度を下げる。

また、上下の構造物の明度を変えることで視覚的に2つの構造物に分離され、門扉と上屋が一体的に大きな面で見えるのに比べ、上屋が単独で細いイメージとなり、大きく重苦しい構造物のイメージを軽減する。なお、明度差は、明度の差が明確に認識される2程度とする。



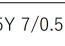






なお、水門には水門名、門扉番号のみの表記とし、スローガン等の塗装・掲示は行わない。



図 5-20 水門の変更イメージ



図 5-2 1 水門の変更イメージ

分類	配色方針	門扉				上屋			
		色相	明度	彩度	色見本	色相	明度	彩度	色見本
調和系 周囲系	土木構造物のコンクリートと一体感をもつ色彩	5Y	6	1~2	 5Y 6/1	5Y	7~8	0.5~1	 5Y 7/0.5  5Y 8/0.5
水辺調和系	空の青となじむ青系の色彩	5B	5~6	2	 5B 6/2	5B	8	0.5	
自然系	周囲の緑となじむ土色(黄赤)系の色彩	10YR	6	0.5		10YR	8	0.5	
都市系	オフィスなどに囲まれる環境の都市的な配色	5Y	8	1		5Y	※4	0.5~1	 5Y 4/1

※強調色となるため、使用するには各自治体との協議が必要

図 5-2 2 水門の配色方針

(d) その他の施設の景観方針

① 舗装

転落防止柵・照明、路面等の舗装の配色方針は、金属色（シルバー）もしくは周辺景観となじむ色彩で塗装を行う。また塗装を行う場合は、安全性の確保に留意しつつ、周囲の植栽よりも低彩度色を採用し自然景観との調和に配慮する*。

※周辺の自然環境を尊重し海岸保全施設が目立ちすぎないようにするため、樹木の葉の色の彩度（4程度が中心）より上げないよう配慮

分類	色相	明度	彩度	舗装材
ナチュラル系	10YR	6～7	2程度	インターロッキング ウッドデッキ
モダン系	10YR	4～5	1程度	石材等

<転落防止柵・照明、路面等の配色方針>



<舗装材イメージ・ナチュラル系、モダン系>

図 5-23 転落防止柵・照明、舗装等の景観方針

② 植栽

植栽は気候、土壌、冠水頻度等の環境条件を考慮するとともに、適切な維持管理により自生することのできる樹種を選定する。

	樹種名	耐風	潮風	塩害	波浪
低木	シヤリンバイ		○		
	トベラ		○	○	
	ナワシログミ		○		
	ハイビャクシン		○		
	ハマヒサカキ	○	○		

<沿岸部にてきした低木植栽例>

図 5-24 転落防止柵・照明、舗装等の景観方針

(2) 生物の生息環境の保全・再生

東京の海岸は東京湾の生態系の環のひとつであることから、既存の海浜・浅場を活用し、多様な生物生息環境のネットワークを形成することを目指す。防潮堤や内部護岸などの整備の際には、水生生物に配慮した護岸構造とするなど、可能な限り生物の生息環境の保全に努める。



水生生物に配慮した護岸 (1)



水生生物に配慮した護岸 (2)

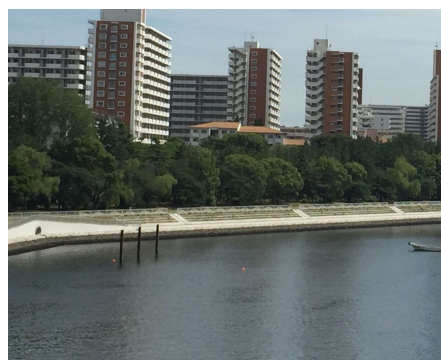
(3) 水際線緑地の拡充

景観の向上や自然環境の再生を図るため、水際線における緑地の拡充を推進する。

また、海上公園など既存の緑とのネットワーク化に配慮し、水と緑が連続する魅力的な水辺空間を創出するよう努める。



緑地・緩傾斜型防潮堤 (1)



緑地・緩傾斜型防潮堤 (2)

基本方針3：憩える快適な親水空間を

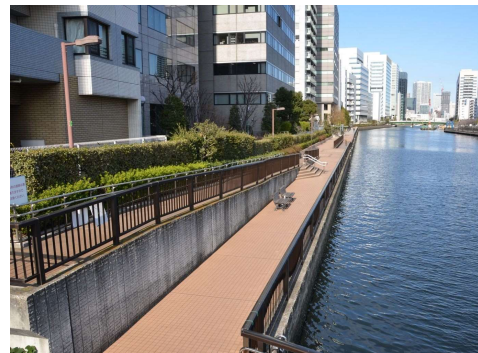
創出するとともに運河利用の活性化を図る

(1) 憩える快適な親水空間の創造

誰もが利用しやすい水辺となるよう、可能な限り防潮堤や内部護岸等の上部を遊歩道として整備していく。整備にあたっては、地元区や地元住民の協力を得て、ユニバーサルデザイン化の推進やパブリックアクセスの充実を図り、快適な親水空間を創造し、人々に開放していく。これにより、水際が広く都民の潤いと安らぎの場として活用されることを目指す。



護岸上部の遊歩道（1）



護岸上部の遊歩道（2）

(2) 親水空間ネットワークの形成

橋梁などによる遊歩道の分断を解消することにより、水際の連続化を図る。また、海岸保全施設に隣接する海上公園等との連続性にも配慮し、快適な親水空間を創出するとともに、避難経路としての活用も検討していく。



公園と連続された防潮堤（1）



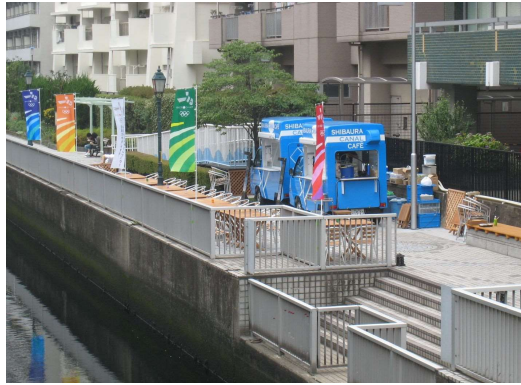
公園と連続された防潮堤（2）

(3) 背後地との一体的な利用や運河利用の促進

公園、広場、商業施設など東京港の多彩な水際を活かし、背後のまちと一体となった、潤い・賑いのある魅力的な水辺空間を創出する。

また、これまでの運河ルネサンスの取組を引き続き推進するとともに、新たな運河の活用策等も検討し、内部護岸等の整備の際には配慮していく。

さらに、災害時にも運河を活用できるよう、防災船着き場の整備を推進する。円滑な運河利用の妨げとなる不法係留等に対する指導を行う。



運河ルネサンス取組状況



防災船着き場訓練状況

基本方針4：地元区、地域住民、NPOなど、

地域レベルの連携を図る

(1) 住民・NPOなどとの連携

よりよい海岸づくりを行っていくため、住民や地元区とともに海岸の防護・環境・利用に関する情報や意見の交換を行い、共通の認識の基に互いに連携・協力して、事業を進めていく。

(2) 海岸の管理における連携

遊歩道の開放・利用に伴う美化清掃などの日常管理については、地元区と協力して、住民参加など地域と一体となった海岸管理に努めていく。

また、これらの活動を通じ、海岸愛護の思想の普及を図っていくとともに、ごみ投棄などによる環境の悪化を招かないよう、意識の向上を図っていく。

(3) 事業者との連携

水際背後において再開発事業等まちづくり事業が実施される際には、民間等事業者の連携・協力を得て、まちづくりに合わせた護岸整備等の促進を図る。

(4) 事業の必要性のPR

SNSの効果的な活用などにより、海岸事業の重要性について積極的なPRを行い、広く関連行政機関、事業者、住民などの理解を得ることにより、海岸事業への協力や連携を図っていく。

(5) 他の施策との連携

海域の水質改善や海岸へのアクセス確保など、海岸事業だけでは解決できない問題もある。これらについては、関連計画などと整合を図り、相互の一層の連携を図っていく。

■ 第2編 海岸保全施設の整備に関する事項

■ 第2編 海岸保全施設の整備に関する事項

第1編で示した海岸の保全に関する基本的な事項に基づき、地区ごとに整備に関する基本計画を示す。各地区においては、現時点での海岸の現況特性、地元住民の意向や現地の実態に即した基本的な実施内容及び実施箇所を示しているが、今後の地元住民との調整、背後や水域利用の状況等の変化に応じて、柔軟に見直しを行うこと等により、地域の実態に即した適切な整備を推進していく。

1 整備に関する基本計画

海岸保全区域について、防護・環境・利用の目指す方向を示す。

なお、本基本計画は、現時点での方向性を示しているため、今後の状況の変化に応じて、見直しを行うなど、適切な措置を行っていく。

2 東京都区間における海岸保全

東京都の沿岸部における海岸保全は「安全な暮らしと心の豊かさを提供する海岸の創造」を基本方針とし、「防護」「環境」「利用」が調和した海岸保全施設整備を推進していく。

東京都区間の基本方針

「安全な暮らしと心の豊かさを提供する海岸の創造」

- 1 浸水被害から都民を守り、安全で安心な暮らしを提供する
- 2 自然と共生したみどり豊かでうるおいのある海岸を創造する
- 3 憩える快適な親水空間を創出するとともに運河利用の活性化を図る
- 4 地元区、地域住民、NPOなど、地域レベルの連携を図る

地区名	江東地区			
地区特性	<p>本地区は広域にわたり満潮面以下のゼロメートル地帯を抱えている。土地利用は、工業系の民有ふ頭やマリナーなどの運河特性を利用した場所が多く、物流系船舶やプレジャーボートなどの航行がある。</p> <p>豊洲・東雲では、近年大規模再開発が進み、工業地から大規模商業地・住宅地・オフィス街へ土地利用の移行が進んでいる。特に大規模マンションの建設に伴い、子育て世帯を中心に人口が急増している。</p> <p>辰巳、夢の島では大規模な海上公園等が整備され、都民のレクリエーション活動を支えている。</p> <p>新砂は、工業主体の土地利用が多いが、一部では住宅化が進んでいる。</p> <p>運河部では、水際の工場や倉庫、工船用台船やプレジャーボートの係留や水域利用が多い。</p> <p>また、住居系の土地利用の増加に伴い、住環境の向上等を目的に、地域を特徴づける運河を軸にした遊歩道の設置など親水空間の整備が進められている。</p>			
整備事項	<ul style="list-style-type: none"> ○内部護岸の新設 ○防潮堤の耐震対策、嵩上げ ○内部護岸の耐震対策 ○水門、排水機場の耐震・耐水対策 ○海岸保全施設の適切な維持管理 			
整備における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ○水域利用者等との調整により海岸保全施設の整備を推進 ○生物の生息環境への配慮及び水際の緑化への配慮 ○水際の開放、遊歩道の連続化及びユニバーサルデザイン化の推進 ○隣接する海上公園等との接続性、景観の向上 ○運河の特性や利用形態を考慮した整備 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○内部護岸、防潮堤の耐震対策等、水門の耐震・耐水対策により、背後地の安全性が確保される。 ○遊歩道等の整備により、人々の水際利用が促進され、憩いの空間が創出される。 ○水生生物に配慮した護岸構造や、水際線の緑地の拡充により、潤いのある海岸が創造される。 ○背後の公園や既存の遊歩道と一体となった水際空間が確保できる。 			
海岸保全施設	防潮堤、内部護岸、水門、排水機場			
	防潮堤	内部護岸	水門	排水機場
計画天端高(A.P.+)	現在：5.6m～8.0m 将来：6.5m～8.0m	3.0m	5箇所	1箇所
海岸保全区域延長	6.4km	25.3km		
海岸保全区域(予定)延長	-	1.4km		
整備例	 <p>豊洲運河</p>			

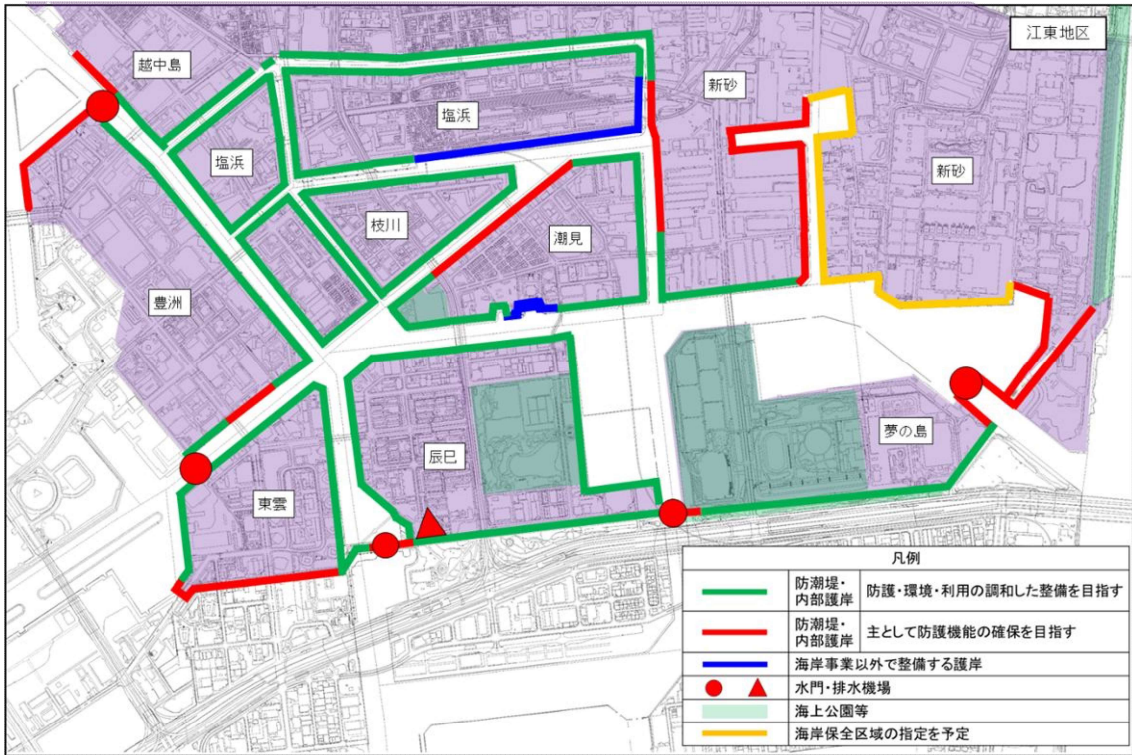


図 2-1 江東地区の整備方針

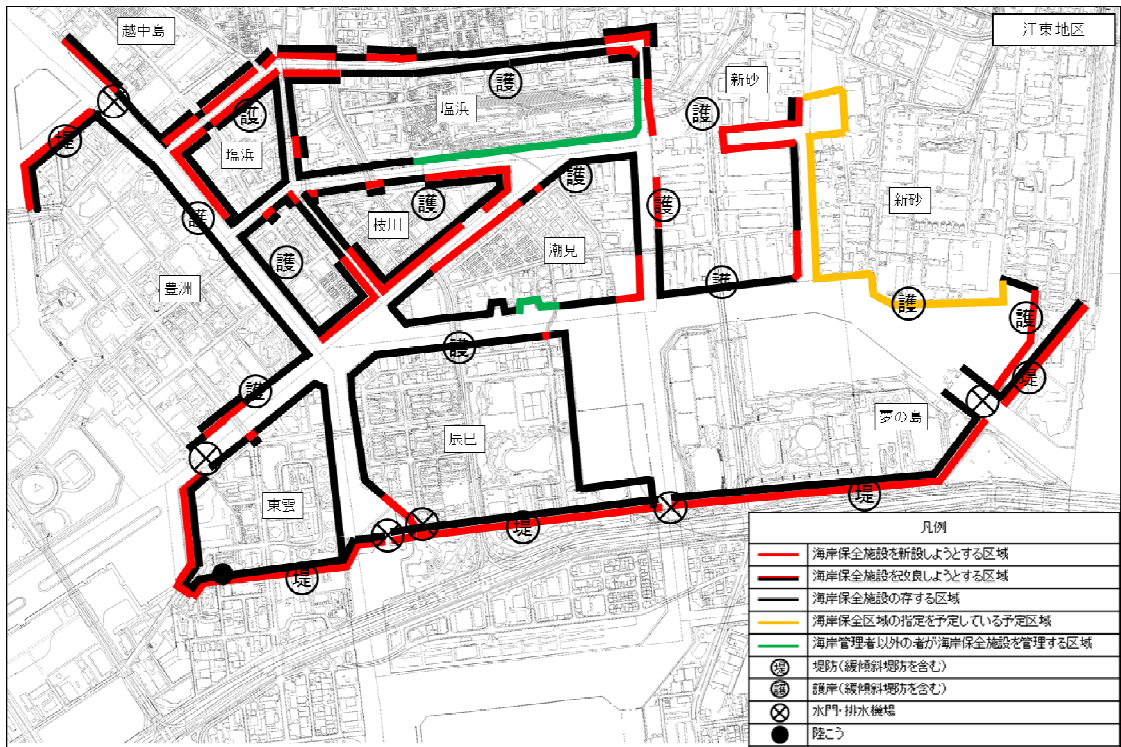



図 2-2 江東地区の海岸保全施設の種類、規模及び配置

地区名	中央地区			
地区特性	<p>本地区は佃、月島、勝どきと晴海の一部からなり、近年多くの高層マンションが存在し、居住人口が急増している地域である。</p> <p>佃、月島は、低層高密度の住宅も多く存在する一方、再開発も進められているエリアである。対岸の晴海は晴海アイランドトリトンスクエア等が存在し、高層マンションのほか、オフィスや大規模商業施設がある。</p> <p>朝潮運河については、背後の再開発と一体的に護岸を整備された箇所もあり、オープンスペースや公園は、住民等の憩いの場として利用されている。</p>			
整備事項	<ul style="list-style-type: none"> ○内部護岸の新設 ○防潮堤の耐震対策、水門の耐震・耐水対策 ○海岸保全施設の適正な維持管理 			
整備における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ○生物の生息環境への配慮、及び水際の緑化への配慮 ○水際の開放、連続化およびユニバーサルデザイン化の推進 ○運河の特性や利用形態を考慮した整備、地域住民の意向の把握 ○背後地の開発等との連携による景観の向上や水際へのアクセス確保 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○防潮堤、内部護岸の耐震対策及び水門の耐震・耐水対策により、背後地の安全性が確保される。 ○遊歩道等の整備により、人々の水際利用を促進し、憩いの場となる海岸が確保される。 ○背後の再開発と一体となった連続的な水際空間が確保できる。 ○水生生物に配慮した護岸構造や、水際線の緑地の拡充により、潤いのある海岸が創造される。 			
海岸保全施設	防潮堤、内部護岸、水門			
	防潮堤	内部護岸	水門	排水機場
計画天端高(A.P.+)	現在：5.6m～6.3m 将来：6.5m～7.3m	3.0m	3箇所	-
海岸保全区域延長	2.5km	3.8km		
海岸保全区域(予定)延長	-	-		
整備例				
	朝潮運河			

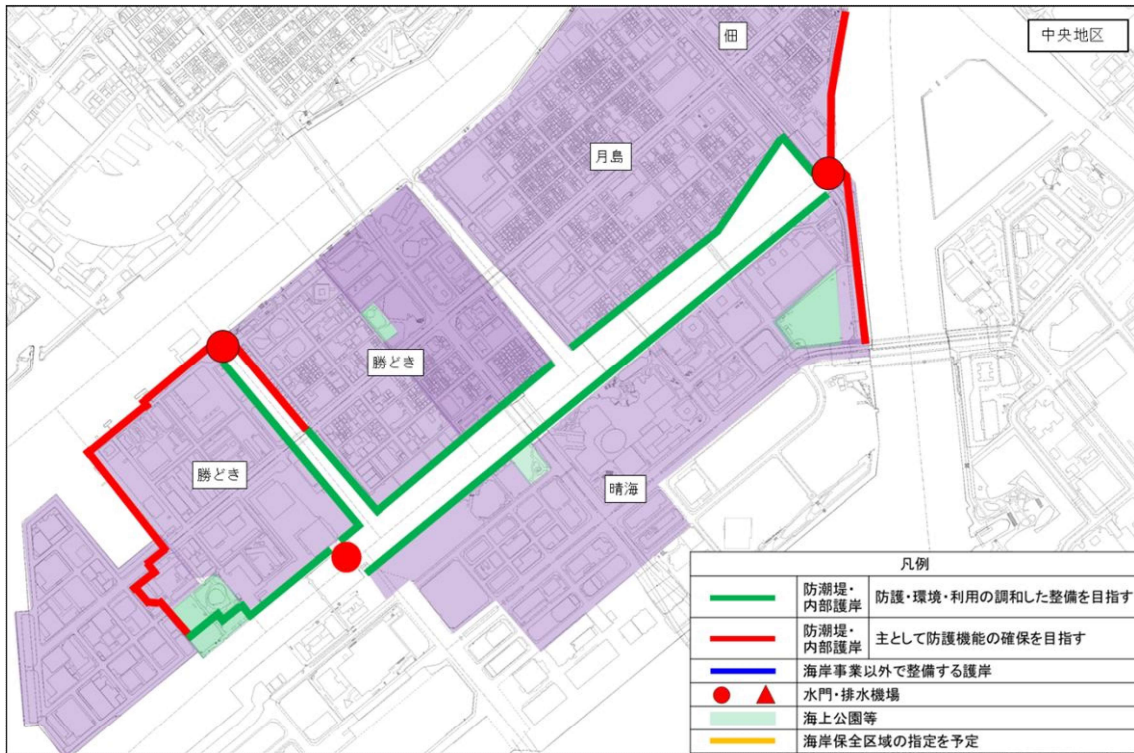


図 2-3 中央地区の整備方針

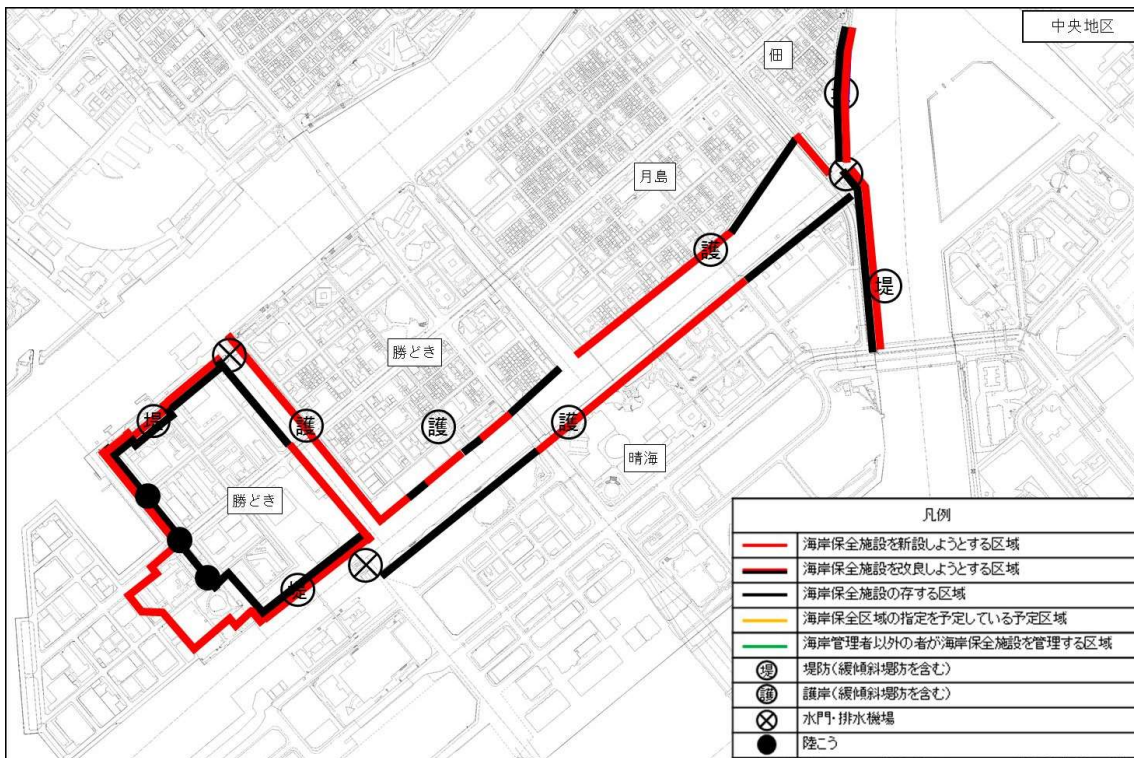



図 2-4 中央地区の海岸保全施設の種類、規模及び配置

地区名	港地区			
地区特性	<p>本地区は港区南東部から品川区の一部を含めたエリアで構成している。屋間人口が多く、防潮堤外側ではふ頭や倉庫が主体の土地利用となっている。内側では再開発が盛んに行われており、ホテルや事務所系の高層建物などが立地し、水際にいたるまで都市的な土地利用が行われ、活発な経済活動が営まれている。特に品川駅東側は都内有数のビジネス街となっている。</p> <p>また、近年の再開発により高層マンションが建設されたこともあり、住宅などの居住地が増加しつつある。</p> <p>随所に植樹帯を施した遊歩道が存在しているが、高層建築が水際まで密集している箇所、係留施設のある箇所、高速道路や鉄道の橋脚部がある箇所など、自然空間、親水空間の少ない護岸部も多い。</p>			
整備事項	<ul style="list-style-type: none"> ○防潮堤の耐震対策、嵩上げ ○内部護岸の新設、耐震対策 ○水門、排水機場の耐震・耐水対策 ○海岸保全施設の適正な維持管理 			
整備における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ○水域利用者等との調整により海岸保全施設の整備を推進 ○生物の生息環境への配慮、および水際の緑化への配慮 ○水際の開放、連続化及びユニバーサルデザイン化の推進 ○運河の特性や利用形態を考慮した整備、地域住民の意向の把握 ○背後地の開発等との連携による景観の向上や水際へのアクセス確保 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○防潮堤、内部護岸の耐震対策等により、背後地の安全性が確保される。 ○遊歩道等の整備により、人々の水際利用が促進され、憩いの空間が創出される。 ○水生生物に配慮した護岸構造や、水際線の緑地の拡充により、潤いのある海岸が創造される。 			
海岸保全施設	防潮堤、内部護岸、水門、排水機場			
	防潮堤	内部護岸	水門	排水機場
計画天端高(A.P.+)	現在：5.1m～6.3m 将来：6.1m～7.4m	3.0m	7箇所	1箇所
海岸保全区域延長	7.2km	16.5km		
海岸保全区域(予定)延長	-	-		
整備例	 <p>芝浦西運河</p>			

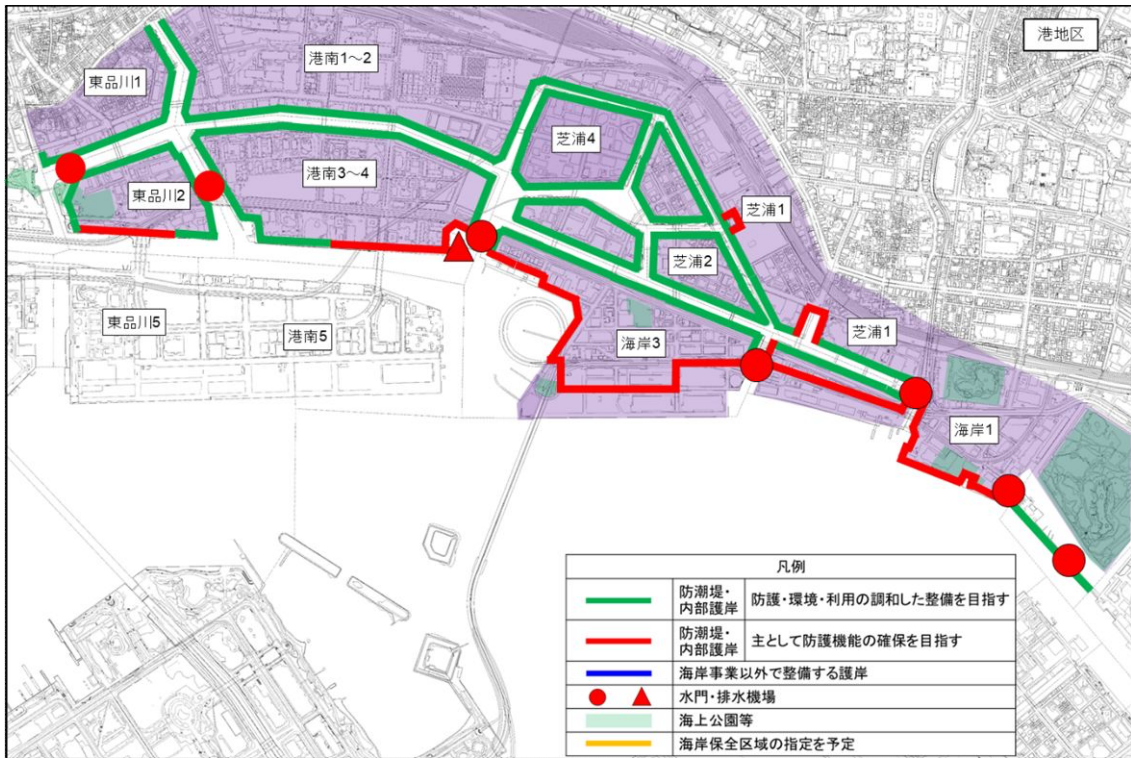


図 2-5 港地区の整備方針

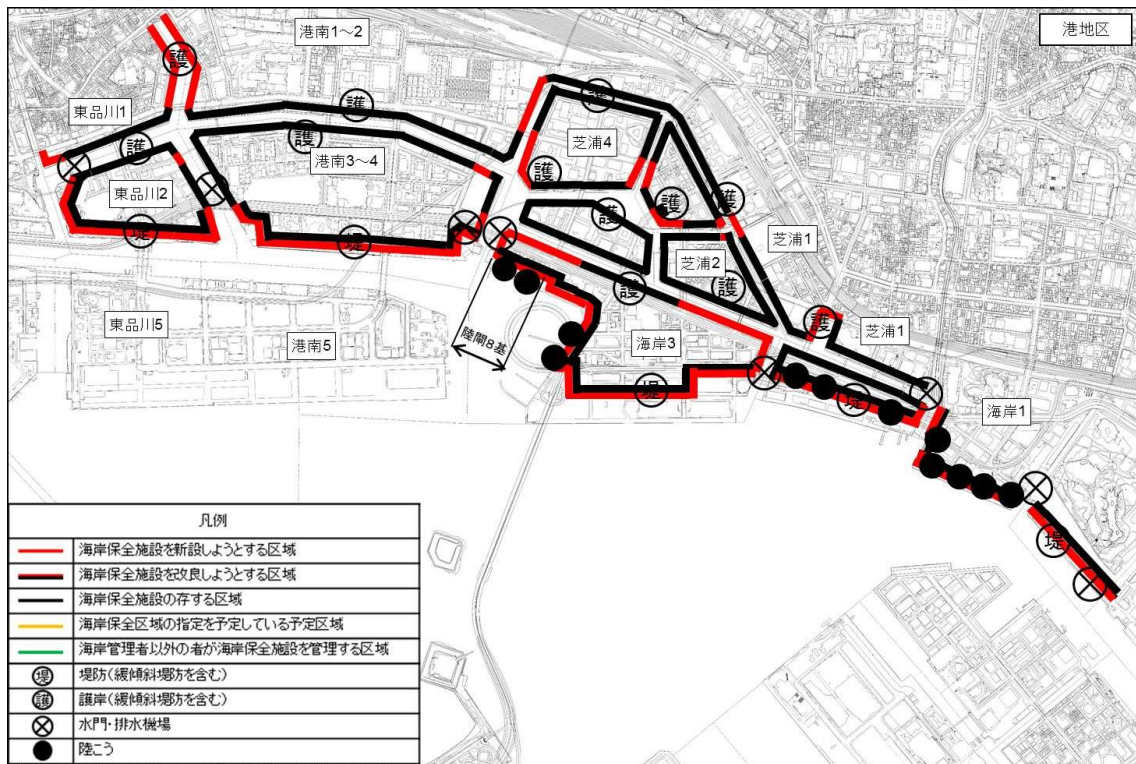


図 2-6 港地区の海岸保全施設の種類、規模及び配置

地区名	港南地区			
地区特性	<p>八潮地区は、主に鉄道車庫など工業用地として土地利用されている地域であるが、運河部の緑地帯背後には周辺環境と調和して集合住宅が存在している。</p> <p>勝島付近は緩傾斜護岸が整備されており、周辺住民の憩いの場として利用されている。</p> <p>平和島北部の勝島南運河には競艇場が存在している。平和島南部の京浜運河沿いには流通センター等物流施設が存在している。平和島運河には、人工海浜や人口干潟が備えられた大森ふるさとの浜辺公園があり、磯遊びや水遊びができるスポットとなっている。</p> <p>大森付近の運河沿いには低地帯が広がり、部分的にはゼロメートル地帯も存在し、工業・商業・住宅・公共系の複合的な土地利用が進んでいる地区である。</p> <p>森ヶ崎の鼻には、貴重な鳥類の生息も確認されており、自然環境保護の必要性が高い地区である。</p>			
整備事項	<ul style="list-style-type: none"> ○防潮堤の耐震対策、嵩上げ ○海岸保全施設の適切な維持管理 			
整備における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ○生物の生息環境への配慮、及び水際の緑化への配慮 ○水際の開放、連続化およびユニバーサルデザイン化の推進 ○隣接する海上公園との接続性および景観の向上 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○防潮堤の耐震対策等により、背後地の安全性が確保される。 ○遊歩道等の整備により、人々の水際利用が促進され、憩いの場となる海岸が確保できる。 ○背後の海上公園と一体となった水際空間の整備により、人々の水際利用を促進し、憩いの場となる海岸が確保できる。 ○水生生物に配慮した護岸構造や、水際線の緑地の拡充により、潤いのある海岸が創造される。 			
海岸保全施設	防潮堤			
	防潮堤	内部護岸	水門	排水機場
計画天端高(A.P.+)	現在： 4.6m 将来：5.6m～5.9m	-		
海岸保全区域延長	20.0km	-	-	-
海岸保全区域(予定)延長	-	-		
整備例				
	昭和島防潮堤			

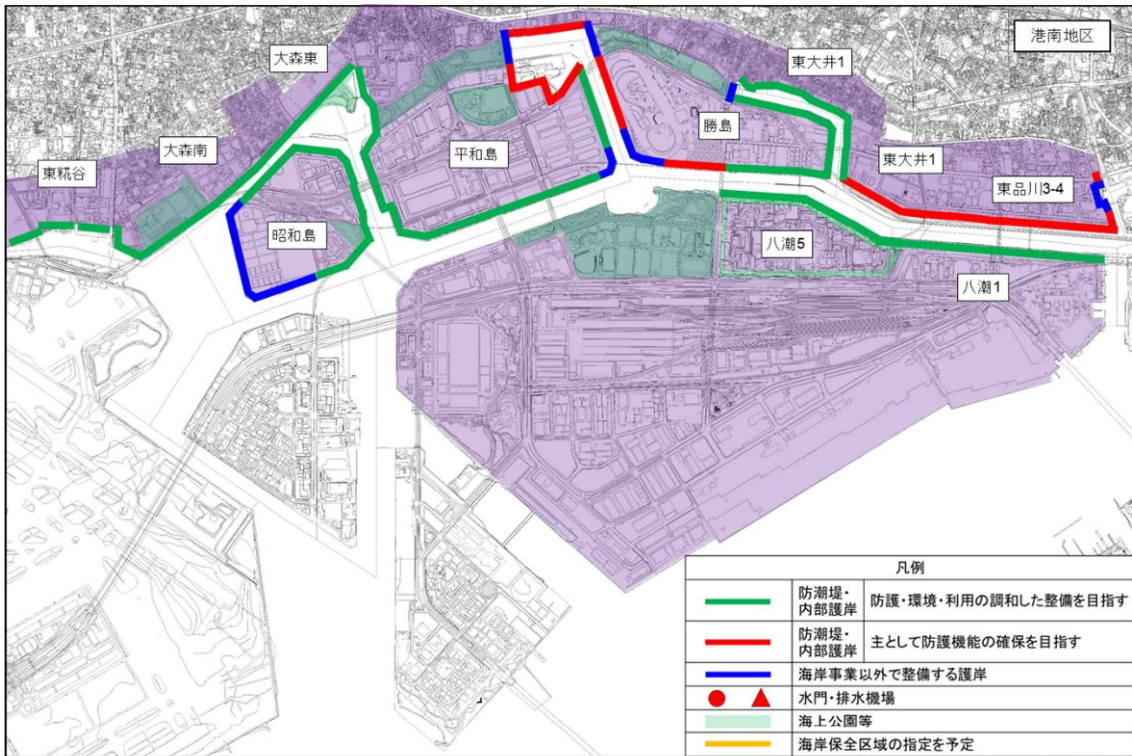


図 2-7 港南地区の整備方針

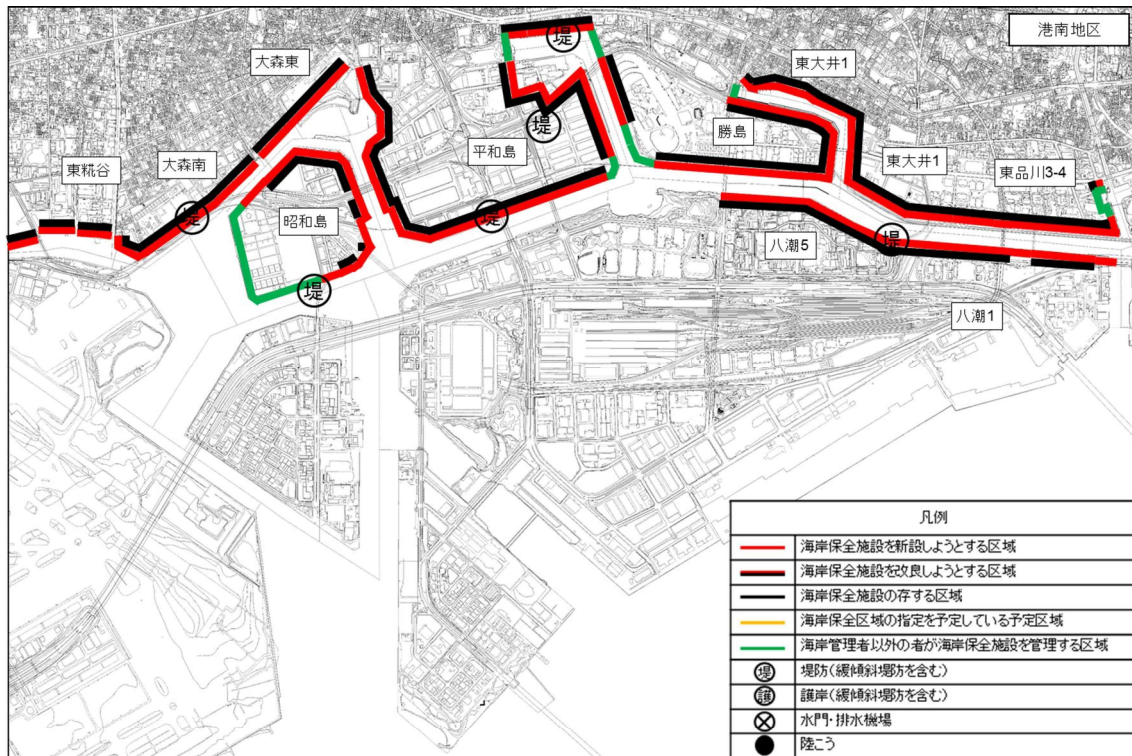


図 2-8 港南地区の海岸保全施設の種類、規模及び配置

地区名	副都心地区			
地区特性	<p>対象地区は、臨海副都心として開発が進められ、大型展示場である東京ビッグサイトをはじめ、大型商業施設、公園、スポーツ施設、研究所、オフィスビルやホテル、高層マンション等が建設され、都市機能が集積した地域である。そのため、ビジネスの場だけではなく、レクリエーションの場としても高い集客力を有している地区である。</p> <p>また、お台場海浜公園や潮風公園など、自然環境の豊かな地区でもある。第6台場は、環境保全を図るため人の立ち入りを禁止しており、鳥類の生息地となっている。</p>			
整備事項	<ul style="list-style-type: none"> ○防潮堤の新設 ○海岸保全施設の適切な維持管理 			
整備における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ○後背地の開発等との連携による景観の向上や水際へのアクセス確保 ○水際の緑化、開放、連続化と共に既存の公園等との緑の連続性に配慮及びユニバーサルデザイン化の推進 ○隣接する海上公園との接続性及び景観の向上 ○水域の特性や利用形態を考慮した整備 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○防潮堤の新設により、背後地の安全性が確保される。 ○既存の親水空間と連続化が図れ、人々の水際利用を促進し、憩いの場となる海岸が確保できる。 ○水生生物に配慮した護岸構造や、水際線緑地の拡充により、潤いのある海岸が創造される。 ○背後の再開発と一体となった水際空間が確保される。 			
海岸保全施設	防潮堤			
	防潮堤	内部護岸	水門	排水機場
計画天端高(A.P.+)	現在：6.5m～8.0m 将来：6.5m～8.0m	-		
海岸保全区域延長	9.9km	-	-	-
海岸保全区域（予定）延長	0.5km	-		
整備例	 <p>臨海副都心（青海）</p>			

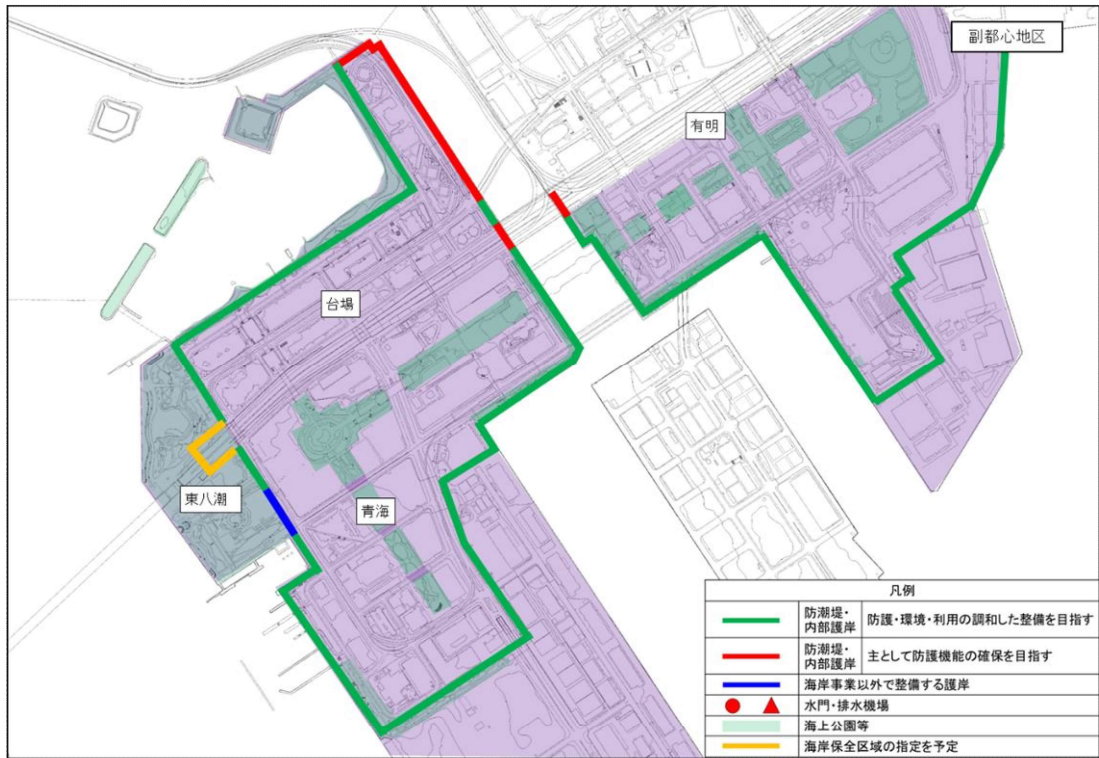


図 2-9 副都心地区の整備方針（副都心地区）

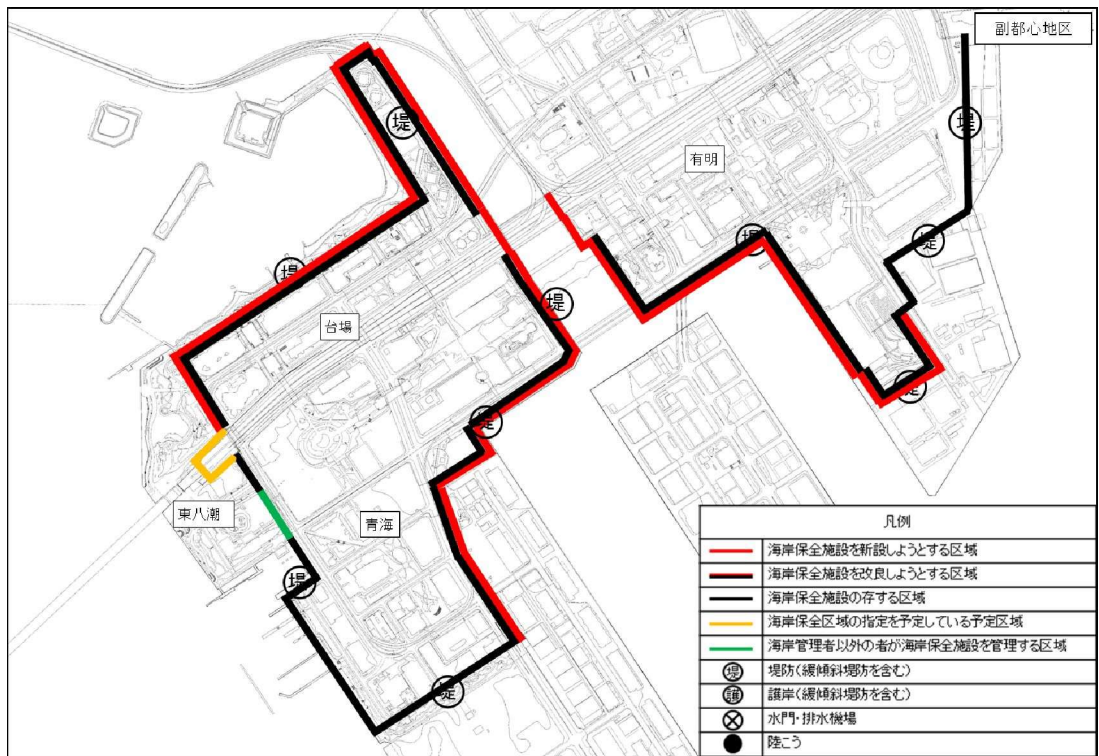


図 2-10 副都心地区の海岸保全施設の種類、規模及び配置

地区名	豊洲・晴海・有明北地区			
地区特性	<p>対象地区は、主としてふ頭や倉庫として利用されていたが、近年の大規模開発により、高層ビルや高層マンションなどが建設され、商業系や住居系への土地利用の転換が進んだ地域である。</p> <p>また、豊洲新市場や市場関連施設が存在し、有明北地区では、2020年東京オリンピックの大会施設が建設されるとともに、晴海地区では選手村として活用され、住居としての後利用のための整備が進められている。</p>			
整備事項	○海岸保全施設の適切な維持管理			
整備における配慮事項	○生物の生息環境への配慮、および水際の緑化への配慮 ○後背地の開発等との連携による景観の向上や水際へのアクセス確保 ○水際の開放、連続化およびユニバーサルデザイン化の推進 ○運河・水域の特性や利用形態を考慮した整備			
期待される効果	○防潮堤の新設により、背後地の安全性が確保できる。 ○遊歩道等の整備により、人々の水際利用を促進し、憩いの場となる海岸が確保できる。 ○水生生物に配慮した護岸構造など、水際線の緑地の拡充により、潤いのある海岸が創造される。 ○背後の再開発と一体となった水際空間が確保される。			
海岸保全施設	防潮堤			
	防潮堤	内部護岸	水門	排水機場
計画天端高(A.P.+)	現在： 6.5m 将来： 6.8m～7.3m	-		
海岸保全区域延長	12.9km	-	-	-
海岸保全区域(予定)延長	-	-		
整備例				
	晴海四丁目防潮堤			

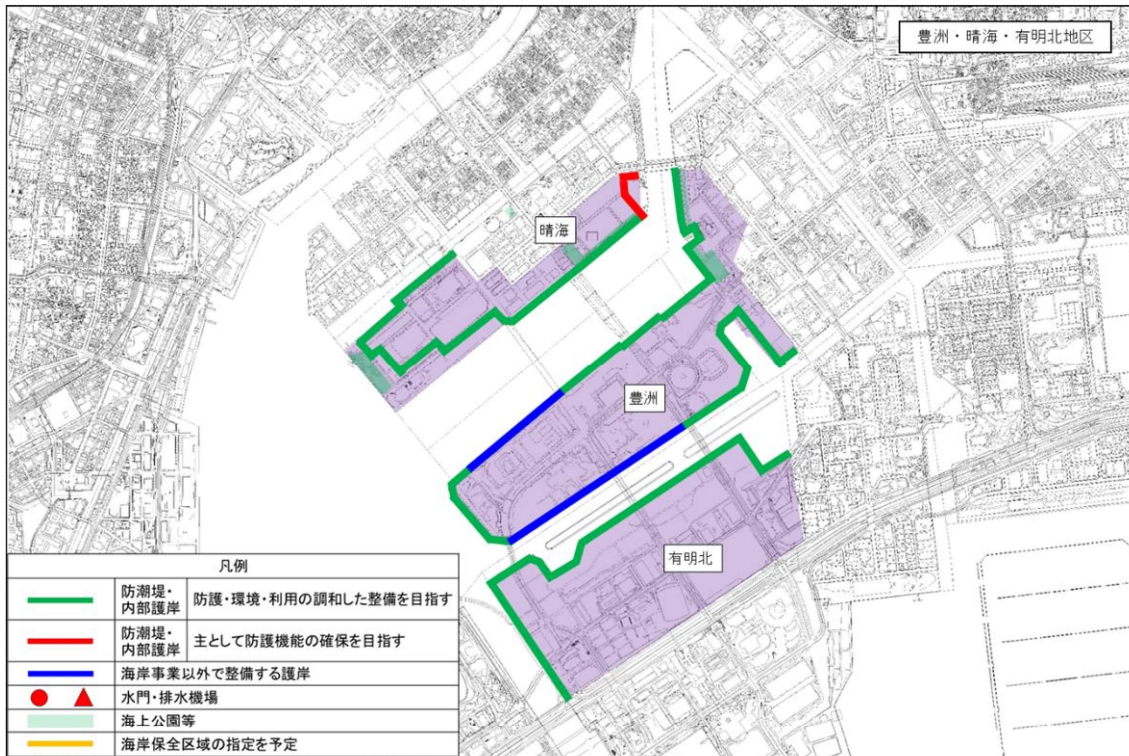


図 2-11 豊洲・晴海・有明北地区の整備方針

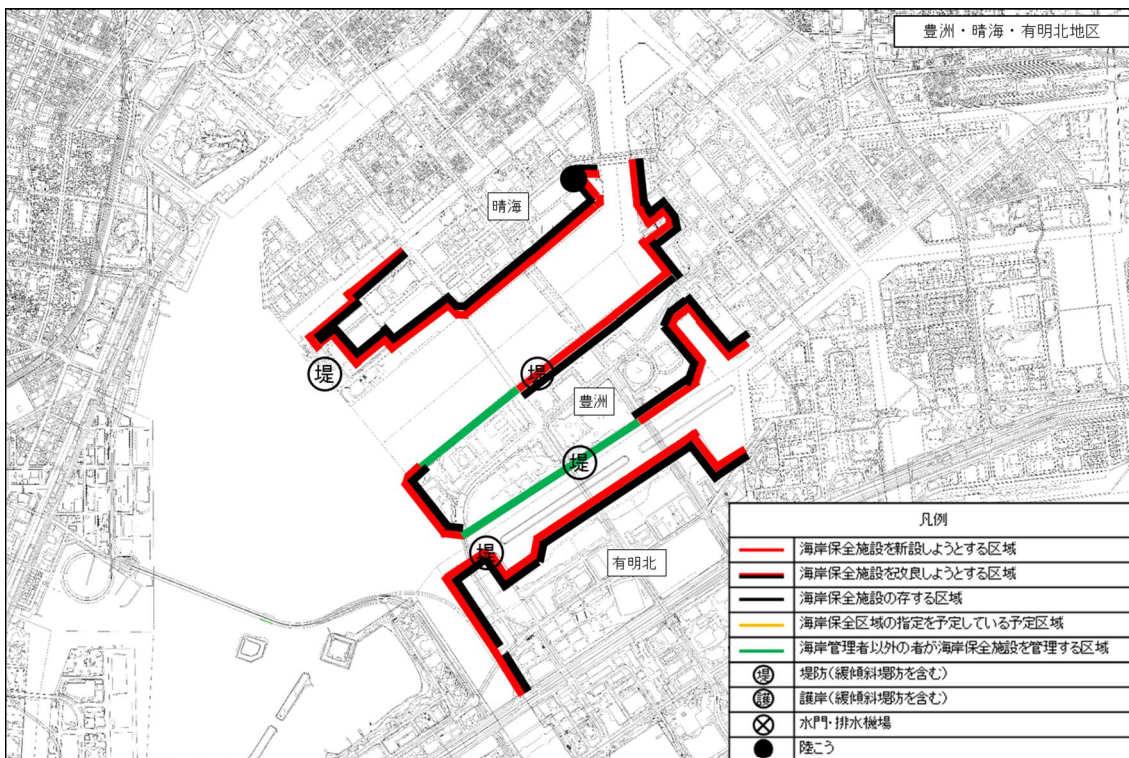



図 2-12 豊洲・晴海・有明北地区の海岸保全施設の種類、規模及び配置

地区名	東部地区			
地区特性	対象地区は、工業系を主とした土地利用となっている。 東雲では、首都高を挟み、北側は高層マンション等の住居系の立地が進み、南側は工業用地として使用されている。			
整備事項	○防潮堤の新設、嵩上げ ○海岸保全施設の適切な維持管理			
整備における配慮事項	○生物の生息環境への配慮、及び水際の緑化への配慮 ○水域利用者との調整により海岸保全施設の整備を推進			
期待される効果	○防潮堤の新設等により、背後地の安全性が確保される。 ○水生生物に配慮した護岸構造や、水際線の緑地の拡充により、潤いのある海岸が創造される。			
海岸保全施設	防潮堤			
	防潮堤	内部護岸	水門	排水機場
計画天端高(A.P.+)	現在： 6.0m 将来： 7.4m	-		
海岸保全区域延長	1.4km	-	-	-
海岸保全区域(予定)延長	-	-		
整備例				
	東雲二丁目			

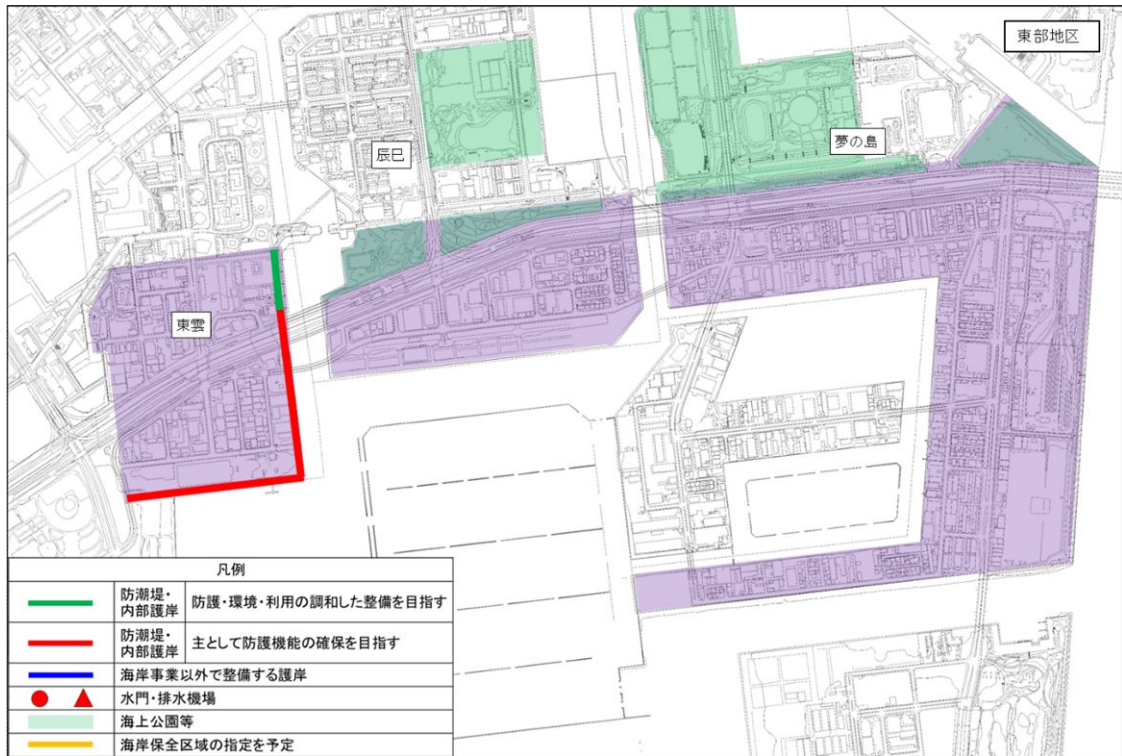


図 2-13 東部地区の整備方針

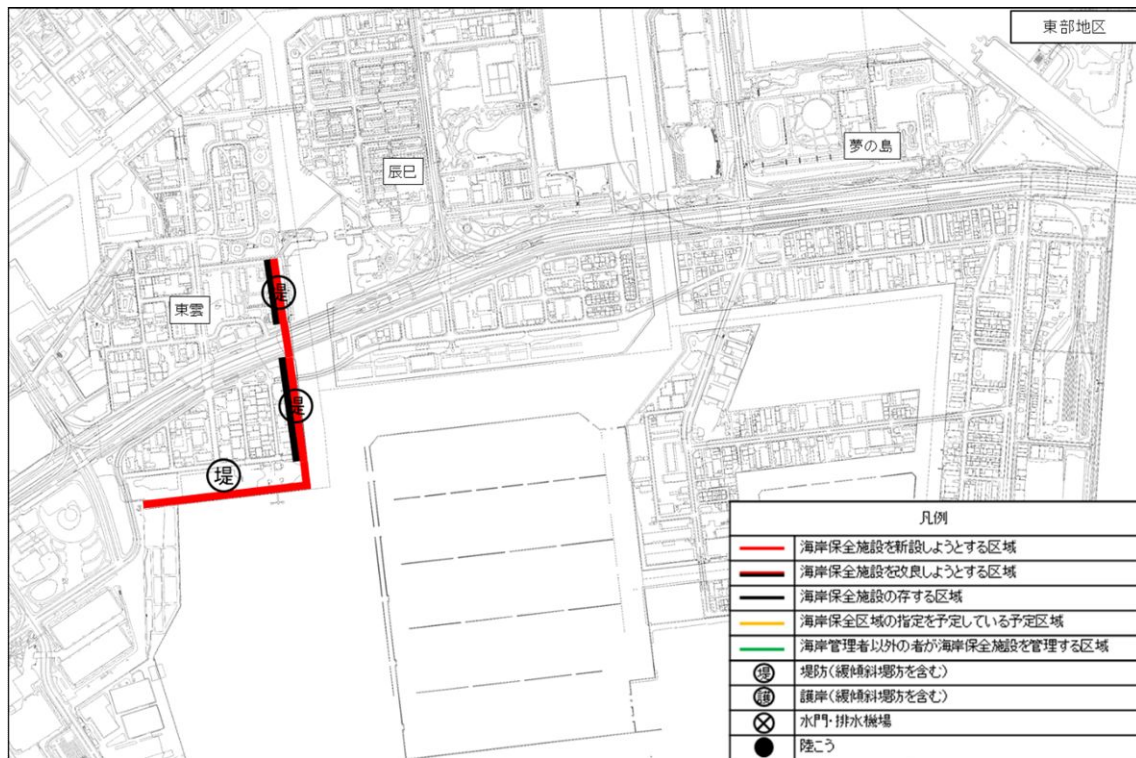


図 2-14 東部地区の海岸保全施設の種類、規模及び配置

地区名	葛西地区			
地区特性	<p>対象地区は、背後に満潮面以下となる広大なゼロメートル地帯を控えている。 土地利用は、一部公共系（処理場）に利用されているほかは公園にほぼ特化している。 隣接する葛西臨海公園・葛西海浜公園には、水族園、鳥類園、宿泊施設、大観覧車、海上バス発着所などがあり、水域部の葛西海浜公園の人工なぎさと共に、一体的に利用され、多くの来園者で賑わっている。人工なぎさには、一般に公開された西なぎさと非公開の東なぎさとがあり、西なぎさは水遊びや砂遊びの場として、東なぎさはバードサンクチュアリとして利用されている。また、シギなどの渡り鳥の飛来地として定着しており、国内における重要湿地としてラムサール条約に登録された。</p>			
整備事項	○海岸保全施設の適切な維持管理			
整備における配慮事項	○干潟や人工海浜などの生物生息環境の保全 ○他施設管理者と協働した利用者安全の確保			
期待される効果	○現況の維持で良好な水辺空間を保全する。 ○他施設管理者と協働した利用者の安全が確保できる。			
海岸保全施設	防潮堤			
	防潮堤	内部護岸	水門	排水機場
計画天端高(A.P.+)	現在：6.1m～8.0m 将来：6.5m～8.0m	-		
海岸保全区域延長	2.0km	-	-	-
海岸保全区域（予定）延長	-	-		
整備例				
	葛西海岸			

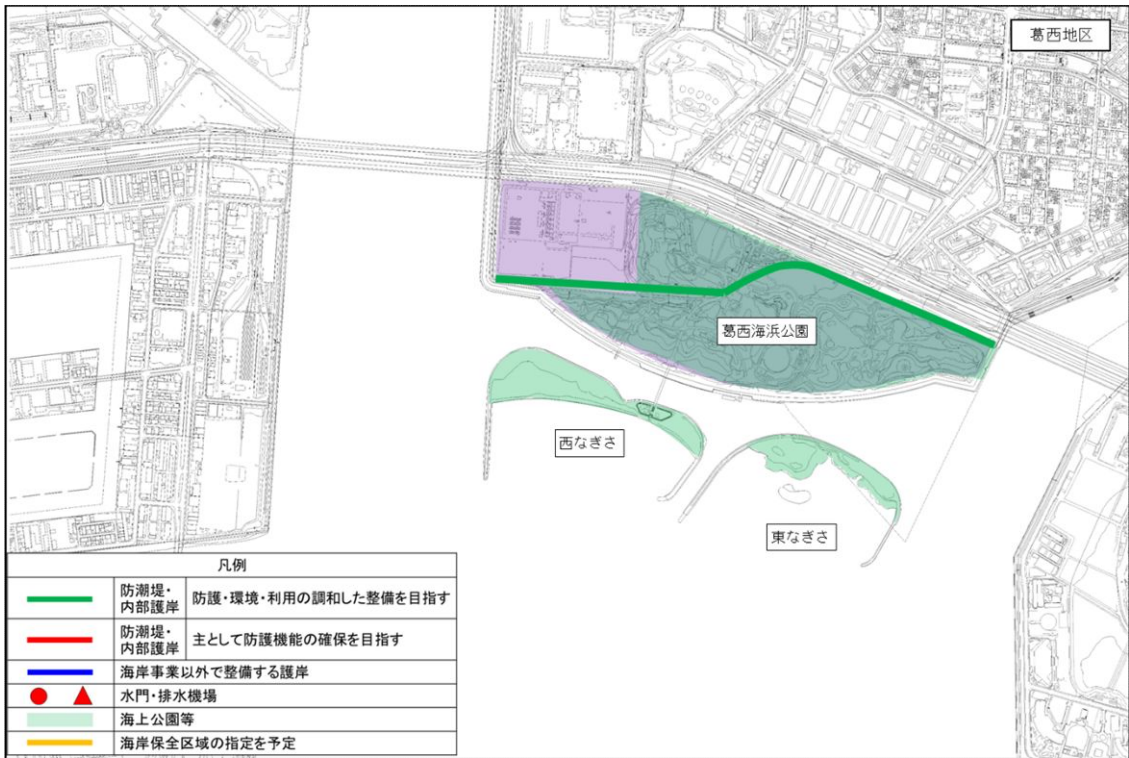


図 2-15 葛西地区の整備方針

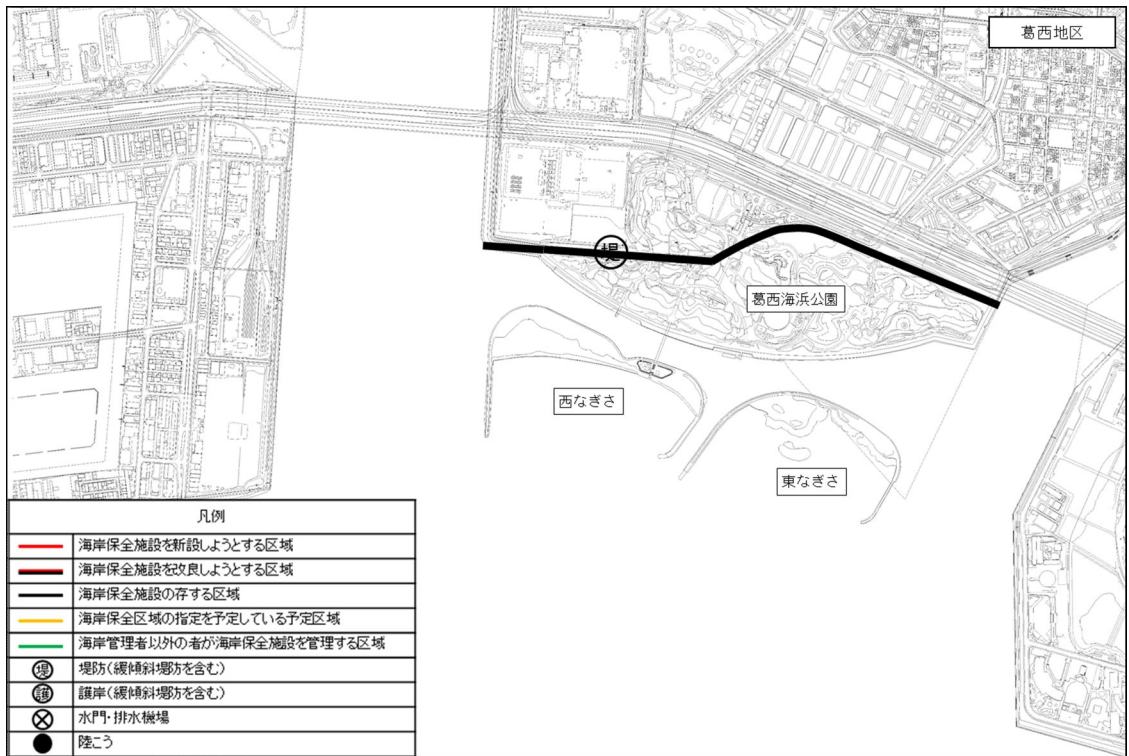


図 2-16 葛西地区の海岸保全施設の種類、規模及び配置

3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって高潮等から防護される沿岸部の区域は、図3-3に示す水色部となる。

なお、受益地域は、本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に浸水や想定される地域とし、以下の方法により設定した。

(1) 浸水の想定される地域（想定浸水地域）

①現況汀線よりも1 km 以内：地盤高が $A.P. + \alpha$ m 以下の地域

$$\alpha = \text{計画高潮位}^* + 1/2 \times (\text{計画天端高} - \text{計画高潮位})$$

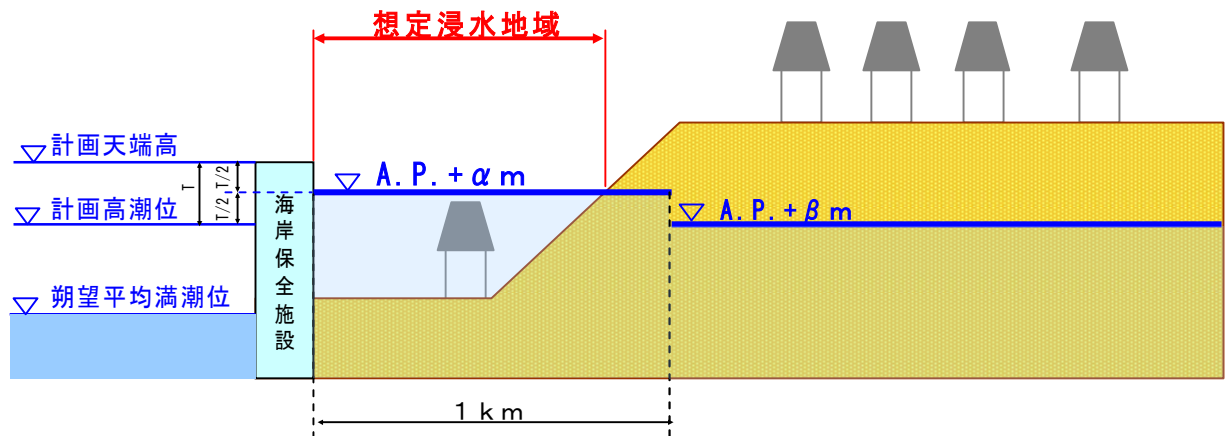


図 3-1 想定浸水地域の範囲（現況汀線よりも 1 km 以内）

②現況汀線よりも 1 km 以遠：地盤高が $A.P. + \beta$ m 以下の地域

$$\beta = \text{計画高潮位}$$

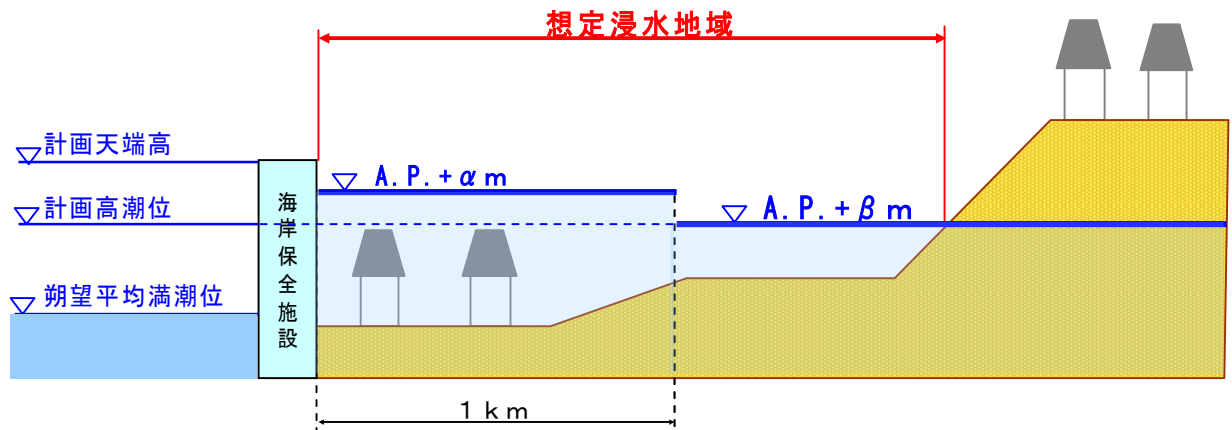


図 3-2 想定浸水地域の範囲（現況汀線よりも 1 km 以遠）

※ 計画高潮位 = 朔望平均満潮位 + 高潮偏差



図 3-3 海岸保全施設整備により高潮等から防護される沿岸部区域

4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設については、定期的な巡視又は点検を行い、施設の損傷や劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められた際は、適切な維持又は修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区域、施設の種類、規模、配置を以下に記す（各地区の説明図は図 2-2～図 2-16を参照）。

海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	地区海岸名	種類	新設(◎) 改良(○) 削減(▲)	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等(m)	天端高(T.P.m)	延長等(m)	天端高(T.P.m)	地域	状況	
1	江東区	東京都	江東地区	堤防	○	5,930	4.4	5,930	5.3~5.6	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	堤防		519	6.8	519	6.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	護岸	◎			2,856	1.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	護岸	○	5,288	1.8	5,288	1.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	護岸		17,203	1.8	17,203	1.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	水門		4箇所	—	4箇所	—	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	水門	○	1箇所	—	1箇所	—	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	排水機場	▲	2箇所	—	1箇所	—	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
江東区	東京都	江東地区	陸閘	▲	1基	4.1~5.2	—	—	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。	
2	中央区	東京都	中央地区	堤防	◎			414	5.3~6.1	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	堤防	○	2,098	4.4~5.1	2,098	5.3~6.1	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	護岸	◎			2,178	1.8	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	護岸		1,574	1.8	1,574	1.8	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	水門		1箇所	—	1箇所	—	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	水門	○	2箇所	—	2箇所	—	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	陸閘	▲	4基	4.4	1基	5.3	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
3	港区・品川区	東京都	港地区	堤防	◎			108	5.7	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	堤防	○	7,094	3.9~5.1	7,094	4.9~6.2	港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	護岸	◎			3,627	1.8	港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	護岸		12,809	1.8	12,839	1.8	港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	水門		7箇所	—	7箇所	—	港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	排水機場	▲	2箇所	—	1箇所	—	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	陸閘	▲	18基	3.9~4.6	11基	4.9~5.3	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	陸閘	◎			4基	4.9	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的な点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。

表 4-1 (1) 各地区ごとの新設又は改良及び維持又は修繕の方法について

海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	地区海岸名	種類	新設(◎) 改良(○) 削減(▲)	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等(m)	天端高(T.P.m)	延長等(m)	天端高(T.P.m)	地域	状況	
4	品川区・大田区	東京都	港南地区	堤防	◎			889	4.4~4.7	品川区・大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	品川区・大田区	東京都	港南地区	堤防	○	19,114	3.4	19,114	4.4~4.7	品川区・大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
5	江東区・港区・品川区	東京都	副都心地区	堤防	◎			288	5.5~6.0	江東区・港区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区・港区・品川区	東京都	副都心地区	堤防	○	6,818	5.3	6,818	5.5~6.0	江東区・港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区・港区・品川区	東京都	副都心地区	堤防		2,825	5.3~6.8	2,825	5.3~6.8	江東区・港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
6	中央区・江東区	東京都	豊洲・晴海・有明北地区	堤防	◎			20	5.6	中央区・江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区・江東区	東京都	豊洲・晴海・有明北地区	堤防	○	12,885	5.3	12,885	5.6~6.1	中央区・江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
7	江東区	東京都	東部地区	堤防	◎			767	6.2	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	東部地区	堤防	○	657	4.8	657	6.2	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力的構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
8	江戸川区	東京都	葛西地区	堤防		2,016	7.3	2,016	7.3	江戸川区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。

表 4-2 (2) 各地区ごとの新設又は改良及び維持又は修繕の方法について

■ 参考資料

目 次

■ 第1編 海岸の保全に関する基本的な事項	1
1 海岸の概要	1
◆ 異常潮位（本編P1-19）	1
◆ 水質の経年変化（本編P1-21）	5
◆ 鳥類の地点別出現状況（本編P1-24）	8
◆ 魚類の地点別出現状況と出現種数の経年変化（本編P1-25）	10
◆ 付着生物の鉛直分布状況と出現種数の経年変化（本編P1-26）	12
◆ 底生生物の地点別優占種（本編P1-27）	17
◆ 東京港の沿岸6区全体の将来人口の推計結果と年齢構成の推移（本編P1-30）	20
◆ 産業および土地利用（本編P1-32）	21
◆ レクリエーション施設（本編P1-35）	22
◆ 海岸におけるイベント（本編P1-36）	32
◆ 学習施設など（本編P1-37）	35
◆ 海域の浄化能力向上のための主な干潟、海浜等の整備（本編P1-38）	40
2 海岸区分と海岸保全施設	41
◆ 排水機場（本編P1-50）	41
3 海岸保全の方向性	42
◆ 今後10年間（令和4年度～令和13年度）の整備概要	42

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

1 海岸の概要

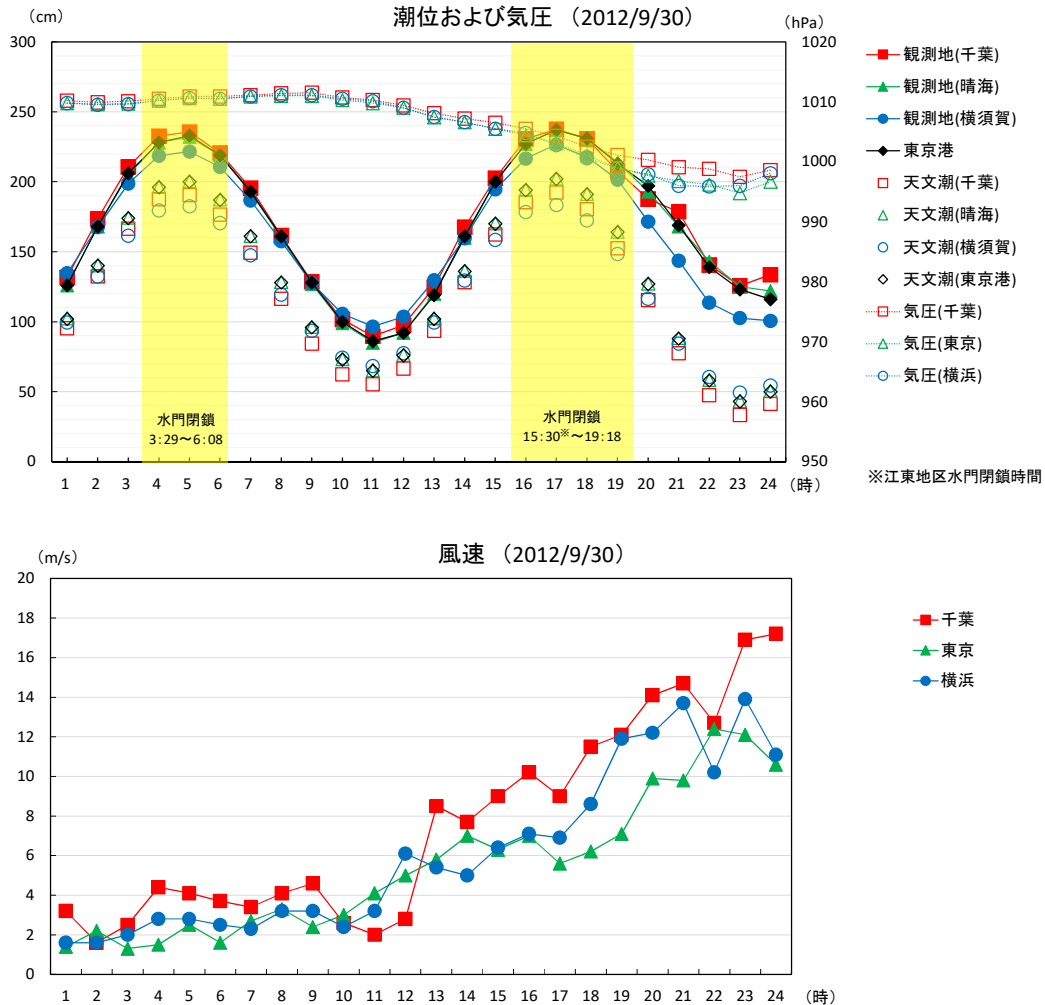
■ 自然的特性

◆ 異常潮位（本編 P 1-19）

異常潮位は東京湾内で広域的に発生しており、2012年9月30日における異常潮位発生時の各観測所の潮位（毎時潮位）は17時が高くAP+2.27m~AP+2.38m、偏差0.35m~0.45mであり、中でも風速とともに千葉験潮所が最も高い。また、他の時間帯や10月1日の異常潮位発生時においても千葉験潮所の潮位・風速が高い値を示しており、風の吹き寄せ効果が現れていると考えられる。

各地点における潮位・気圧の顕著な差は認められないが、気圧の低下や風速の速さに伴って潮位上昇が発生している。

異常潮位発生事例として、2012年9月30~10月1日の2日間の潮位、気圧、風速を図1-1、表1-1に示し、千葉験潮所（海上保安庁）、東京港波浪観測所（東京都港湾局）、晴海（気象庁）、横須賀験潮所（海上保安庁）の潮位観測位置を図1-2に示す。また、過去10年間の異常潮位発生日時を表1-2に示す。



※千葉灯標、晴海、横須賀の潮位データについては、気象庁、海上保安庁のホームページより入手。

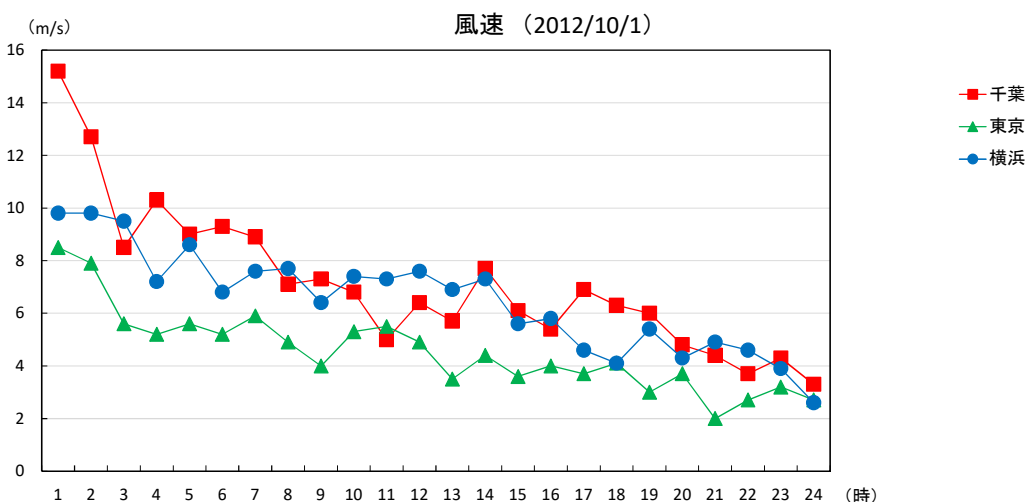
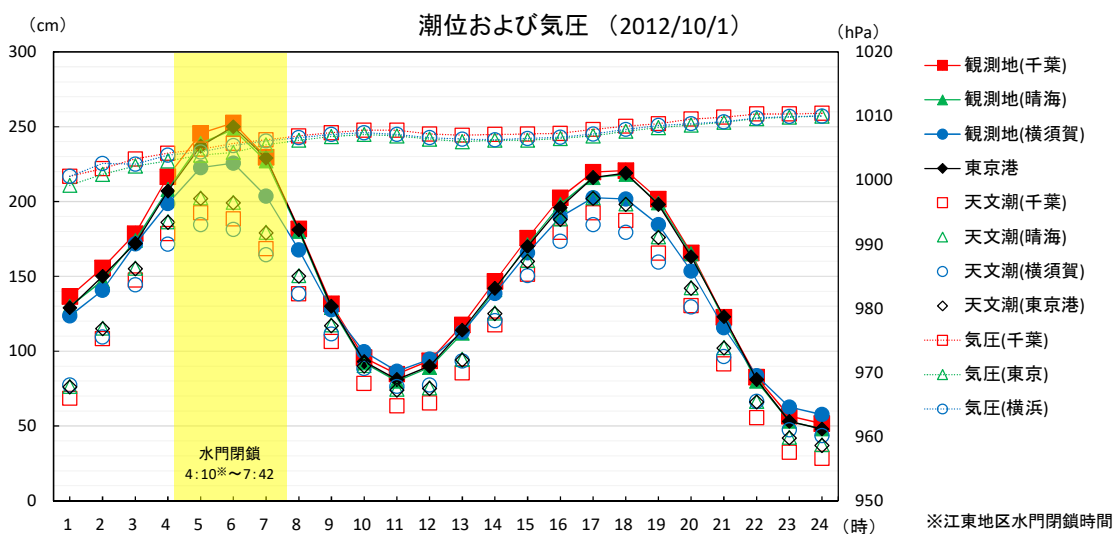
東京港波浪観測所の潮位データについては、東京都港湾局の資料を使用。

気圧、風速については、気象庁のホームページより入手。

図 1-1 (1) 異常潮位発生時の偏差・気圧差の変化及び風速 (2012年9月30日)

表 1-1 (1) 異常潮位発生時の潮位・偏差 (2012年9月30日)

		2012/9/30																								(潮位:A.P.+cm)
		1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	
潮位	千葉験潮所	131.6	173.6	210.6	232.6	235.6	220.6	195.6	161.6	128.6	101.6	89.6	97.6	124.6	167.6	202.6	230.6	237.6	230.6	207.6	187.6	178.6	140.6	125.6	133.6	
	晴海験潮所	126.0	168.0	205.0	228.0	232.0	219.0	193.0	160.0	127.0	99.0	85.0	92.0	120.0	160.0	200.0	227.0	237.0	231.0	214.0	193.0	168.0	143.0	125.0	122.0	
	横須賀験潮所	134.6	167.6	198.6	218.6	221.6	210.6	186.6	157.6	127.6	105.6	96.6	103.6	129.6	159.6	194.6	216.6	226.6	217.6	201.6	171.6	143.6	113.6	102.6	100.6	
	東京港波浪観測所	126.0	168.0	206.0	228.0	233.0	219.0	193.0	161.0	128.0	100.0	86.0	92.0	119.0	161.0	200.0	227.0	237.0	231.0	213.0	197.0	169.0	139.0	123.0	116.0	
天文潮	天文潮(千葉)	95.4	132.4	166.4	187.4	190.4	176.4	149.4	116.4	84.4	62.4	55.4	66.4	93.4	128.4	162.4	185.4	192.4	180.4	152.4	115.4	77.4	47.4	33.4	41.4	
	天文潮(晴海)	102.4	140.4	174.4	196.4	200.4	187.4	161.4	128.4	96.4	73.4	65.4	76.4	102.4	136.4	170.4	194.4	202.4	191.4	164.4	127.4	88.4	58.4	43.4	50.4	
	天文潮(横須賀)	99.4	132.4	161.4	179.4	182.4	170.4	147.4	119.4	93.4	74.4	68.4	77.4	99.4	129.4	158.4	178.4	183.4	172.4	148.4	116.4	84.4	60.4	49.4	54.4	
	天文潮(東京港)	102.0	140.0	174.0	196.0	200.0	187.0	161.0	128.0	96.0	73.0	65.0	76.0	102.0	136.0	170.0	194.0	202.0	191.0	164.0	127.0	88.0	58.0	43.0	50.0	
偏差 (cm)	千葉験潮所	36.2	41.2	44.2	45.2	45.2	44.2	46.2	45.2	44.2	39.2	34.2	31.2	31.2	39.2	40.2	45.2	45.2	50.2	55.2	72.2	101.2	93.2	92.2	92.2	
	晴海験潮所	23.6	27.6	30.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	30.6	25.6	19.6	15.6	17.6	23.6	29.6	32.6	34.6	39.6	49.6	65.6	79.6	84.6	81.6	71.6	
	横須賀験潮所	35.2	35.2	37.2	39.2	39.2	40.2	39.2	38.2	34.2	31.2	28.2	26.2	30.2	30.2	36.2	38.2	43.2	45.2	53.2	55.2	59.2	53.2	53.2	46.2	
	東京港波浪観測所	24.0	28.0	32.0	32.0	33.0	32.0	32.0	33.0	32.0	27.0	21.0	16.0	17.0	25.0	30.0	33.0	35.0	40.0	49.0	70.0	81.0	81.0	80.0	66.0	



※千葉灯標、晴海、横須賀の潮位データについては、気象庁、海上保安庁のホームページより入手。
 東京港波浪観測所の潮位データについては、東京都港湾局の資料を使用。
 気圧、風速については、気象庁のホームページより入手。

図 1-1 (2) 異常潮位発生時の偏差・気圧差の変化及び風速 (2012年10月1日)

表 1-1 (2) 異常潮位発生時の潮位・偏差 (2012年10月1日)

		2012/10/1																								(潮位:AP+cm)	
		1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時		
潮位	千葉験潮所	136.6	155.6	178.6	216.6	245.6	252.6	229.6	181.6	131.6	95.6	84.6	93.6	117.6	146.6	175.6	202.6	219.6	220.6	201.6	165.6	122.6	82.6	56.6	51.6		
	晴海験潮所	130.0	147.0	174.0	208.0	239.0	248.0	227.0	180.0	129.0	92.0	80.0	89.0	112.0	141.0	171.0	198.0	216.0	218.0	199.0	165.0	121.0	80.0	53.0	48.0		
	横須賀験潮所	123.6	140.6	171.6	198.6	222.6	225.6	203.6	167.6	127.6	99.6	86.6	94.6	112.6	138.6	165.6	189.6	202.6	201.6	184.6	153.6	115.6	83.6	62.6	57.6		
天文潮	東京港波浪観測所	129.0	150.0	172.0	207.0	237.0	250.0	229.0	181.0	130.0	93.0	81.0	90.0	114.0	142.0	170.0	196.0	216.0	219.0	198.0	163.0	123.0	81.0	53.0	48.0		
	天文潮(千葉)	68.4	108.4	147.4	178.4	192.4	188.4	168.4	138.4	106.4	78.4	63.4	65.4	85.4	117.4	151.4	179.4	192.4	187.4	165.4	130.4	91.4	55.4	32.4	28.4		
	天文潮(晴海)	76.4	115.4	155.4	186.4	202.4	199.4	179.4	150.4	117.4	90.4	74.4	75.4	94.4	125.4	160.4	188.4	202.4	198.4	176.4	142.4	102.4	66.4	42.4	37.4		
	天文潮(横須賀)	77.4	109.4	144.4	171.4	184.4	181.4	164.4	138.4	111.4	88.4	76.4	77.4	93.4	120.4	150.4	173.4	184.4	179.4	159.4	129.4	96.4	66.4	47.4	43.4		
偏差 (cm)	天文潮(東京港)	76.0	115.0	155.0	186.0	202.0	199.0	179.0	150.0	117.0	90.0	74.0	75.0	94.0	125.0	160.0	188.0	202.0	198.0	176.0	142.0	102.0	66.0	42.0	37.0		
	千葉験潮所	68.2	47.2	31.2	38.2	53.2	64.2	61.2	43.2	25.2	17.2	21.2	28.2	32.2	29.2	24.2	23.2	27.2	33.2	36.2	35.2	31.2	27.2	24.2	23.2		
	晴海験潮所	53.6	31.6	18.6	21.6	36.6	48.6	47.6	29.6	11.6	1.6	5.6	13.6	17.6	15.6	10.6	9.6	13.6	19.6	22.6	22.6	18.6	13.6	10.6	10.6		
	横須賀験潮所	46.2	31.2	27.2	27.2	38.2	44.2	39.2	29.2	16.2	11.2	10.2	17.2	19.2	18.2	15.2	16.2	18.2	22.2	25.2	24.2	19.2	17.2	15.2	14.2		
東京港波浪観測所	53.0	35.0	17.0	21.0	35.0	51.0	50.0	31.0	13.0	-3.0	7.0	15.0	20.0	17.0	10.0	8.0	14.0	21.0	22.0	21.0	21.0	15.0	11.0	11.0			

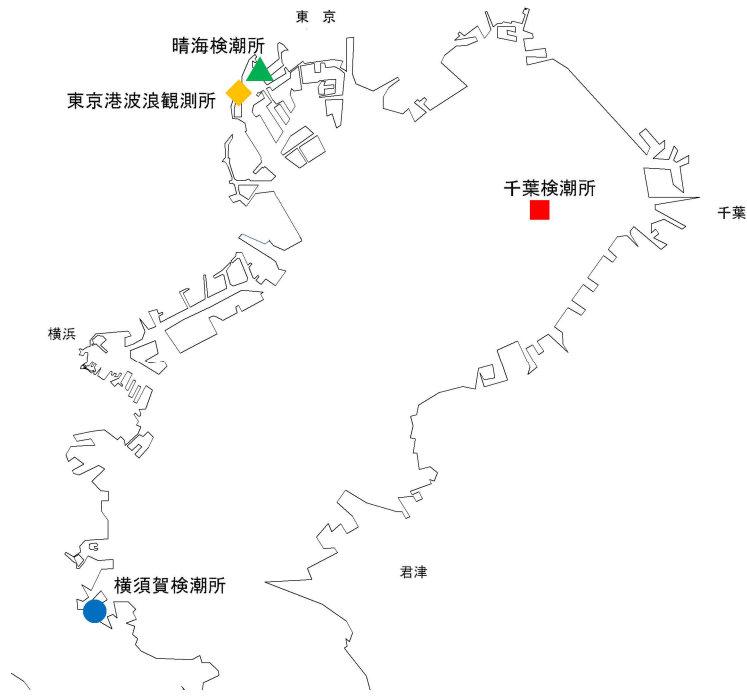


図 1-2 観測位置図

表 1-2 異常潮位発生日時

年月日	時間	最大天文潮位 (晴海) (A. P. +)	回数
2012/9/30	2時間39分	2.0m	5
	2時間36分	2.0m	
2012/10/1	1時間41分	2.0m	
2012/11/14	1時間16分	2.0m	
	1時間53分	2.1m	
2013/4/7	2時間43分	1.7m	3
2013/4/26	2時間44分	2.0m	
2014/3/30	3時間12分	1.9m	
2014/5/16	1時間27分	1.9m	8
2014/8/10	2時間27分	2.1m	
2014/8/11	3時間06分	2.1m	
	2時間11分	2.1m	
2014/5/13	1時間53分	2.1m	
2014/8/12	0時間47分	2.2m	
2014/9/10	2時間11分	2.2m	
	2時間10分	2.1m	
2015/12/11	2時間09分	1.9m	1
2016/8/30	3時間45分	1.9m	1
2017/9/18	3時間33分	1.8m	1
2018/10/1	1時間44分	1.7m	2
2019/3/21	2時間30分	2.0m	
2019/9/30	1時間24分	2.2m	1
2021/8/9	4時間53分	2.0m	2
2021/8/10	4時間13分	2.0m	

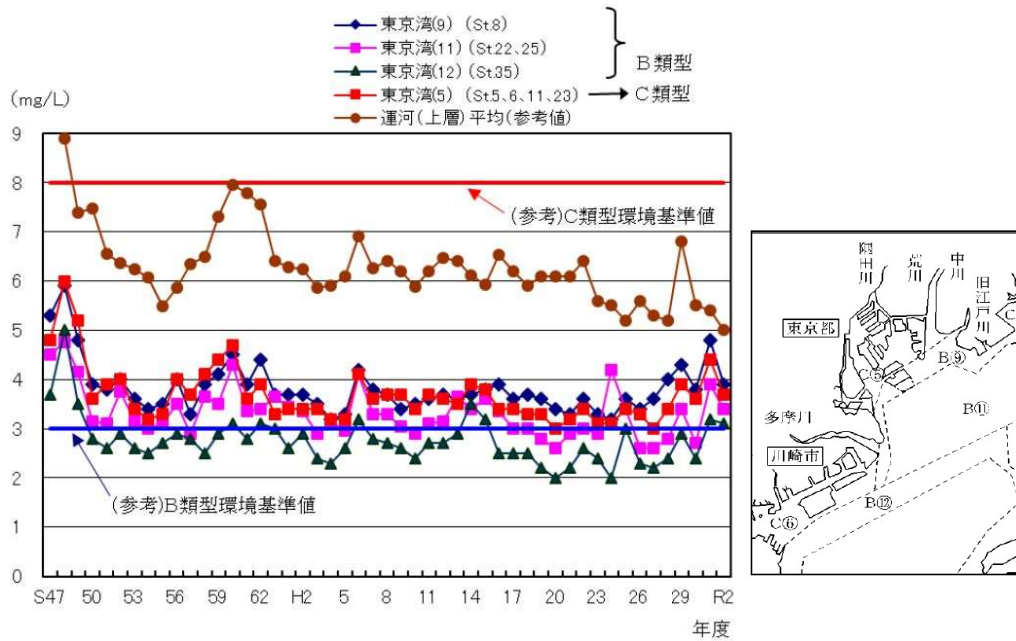
◆水質の経年変化（本編P1-21）

環境基準が設定された昭和47年度から55年度頃までは、海域のCODが改善されたが、その後は横ばいの傾向である。

海域の全窒素及び全りんは徐々に改善され、全窒素は平成17年度頃から、全りんは平成13年度頃から緩やかな減少傾向にある。

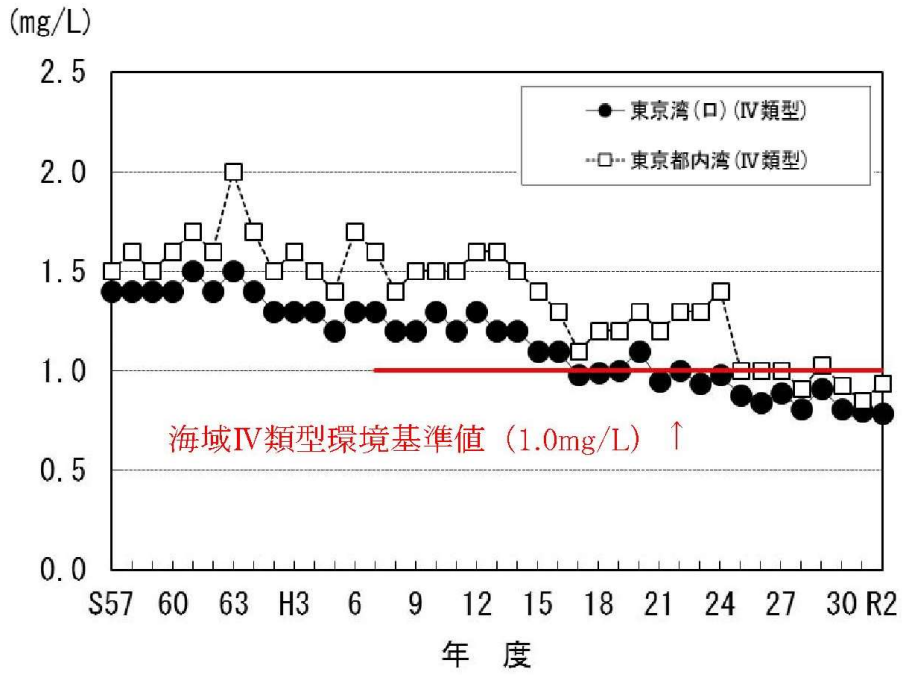
COD、全窒素、全りんの経年変化をそれぞれ図1-3、図1-4に示す。

※全窒素、全りん：水中に生息する生物に必要な栄養塩類。全窒素、全りんの濃度が過度に高くなるとその海域は富栄養化した状態となる。

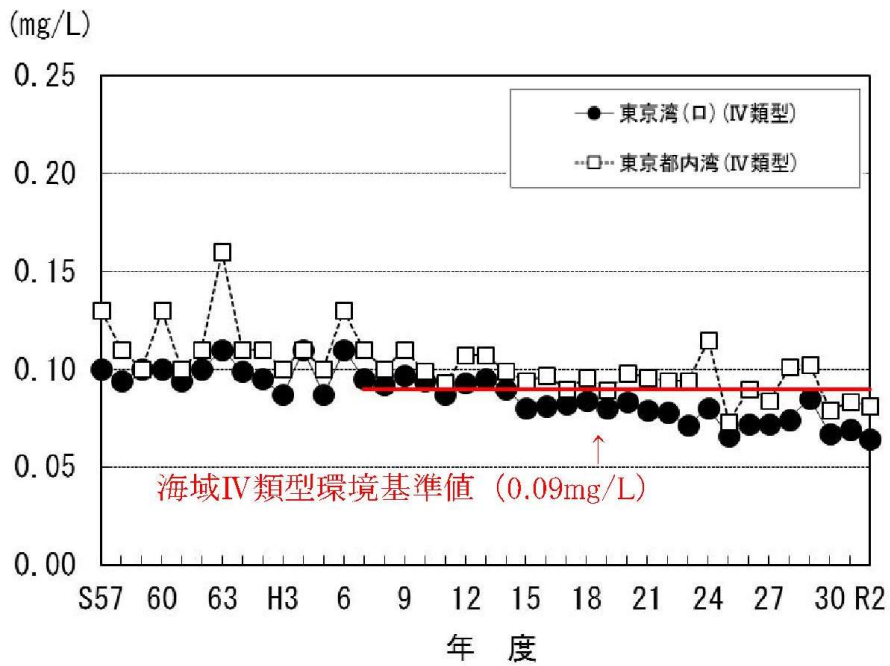


出典：令和2年度 公共用水域水質測定結果 東京都環境局

図 1-3 CODの経年変化



湾内における全窒素の経年変化（年度平均値）



湾内における全りんものの経年変化（年度平均値）

出典：令和2年度 公共用水域水質測定結果 東京都環境局

図 1-4 全窒素、全りんものの経年変化

<参考> 環境基準（海域）

ア

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	ノルマル ヘキサン 抽出物
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100 mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/□ 以上		検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/□ 以下	2mg/l 以上		

(注) 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

- 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/□以下	0.02mg/l以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/□以下	0.05mg/□以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/□以下	0.09mg/l以下

(注) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

◆鳥類の地点別出現状況（本編P 1-24）

表 1-3 鳥類の地点別出現状況

No.	目名	科名	種名	お台場 海浜公園	森の崎 の鼻	葛西人工渚 (東なぎさ)		重要種 測定基準							
						範囲内	沖合	文化財 保護法	種の 保存法	環境省RL 2020鳥類	東京都RDB 2013(区)				
1	カモ	カモ	オカヨシガモ	●	●										
2			ヒドリガモ	●											
3			マガモ	●	●	●									
4			カルガモ	●	●	●									
5			ハシビロガモ		●										
6			オナガガモ	●	●										
7			コガモ		●	●									
8			ホシハジロ	●	●										
9			キンクロハジロ	●	●										
10			スズガモ	●	●	●	●								
11			ホオジロガモ				●								
12			ウミアイサ	●											
13	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	●											
14			アカエリカイツブリ			●									
15			カンムリカイツブリ	●	●		●								
16			ハジロカイツブリ	●			●								
17	カウオドリ	ウ	カワウ	◎	●	●	●								
18			ウミウ	●											
19	ヘリカン	サギ	ヨシゴイ			●				NT	CR				
20			ササゴイ		●							CR			
21			アオサギ	◎	●	●	●								
22			ダイサギ	●	●	●	●					VU			
23			チュウサギ	●	●	●	●					NT	VU		
24		コサギ	●	●	●	●						VU			
25		トキ	クロツルヘラサギ			●			国内	EN	CR				
26	ツル	クイナ	ヒクイナ			●					NT	CR			
27			オオバン	●	●								VU		
28	チドリ	チドリ	ケリ			●						DD	VU		
29			ムナグロ		●									VU	
30			コチドリ		○	●								VU	
31			シロチドリ		○	○							VU	VU	
32			シギ	タンシギ			●							VU	
33		チュウシャクシギ		●	●	●							VU		
34		ダイシャクシギ			●	●	●						CR		
35		アオアシシギ			●	●							NT		
36		キアシシギ	●	●	●	●							VU		
37		ソリハシシギ			●	●							VU		
38	イソシギ	●	●	●	●							VU			
39		トウネン			●								NT		
40		ハマシギ			●	●						NT	NT		
41	カモメ	カモメ	ユリカモメ	●	●	●	●								
42			ウミネコ	●	●	●	●								
43			セグロカモメ	●	●	●	●								
44			オオセグロカモメ	●	●	●	●							NT	
45			コアシサシ			○								VU	EN
46			アジサシ					●							
47			ハジロクロハラアジサシ		●										
48	タカ	ミサゴ	ミサゴ	●	●	●	●						NT	EN	
49			タカ	●	●	●	●							NT	
50			ノスリ	●											EN
51	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ			●								VU	
52	ハヤブサ	ハヤブサ	チヨウゲンボウ		●									EN	
53	スズメ	セキレイ	ハクセキレイ	●	●	●									
54			タヒバリ		●	●									
計10目14科54種				29種	34種	32種	15種	0種	1種	10種			33種		

●:調査で確認された種 ◎:調査地で繁殖が確認された種 ○:調査地近隣で繁殖が確認された種

※種の分類・配列は「日本鳥類目録 改訂第7版」(日本鳥学会,2012)に従った。

文化財保護法:

種の保存法: 国際:国際希少野生動物種 国内:国内希少野生動物種

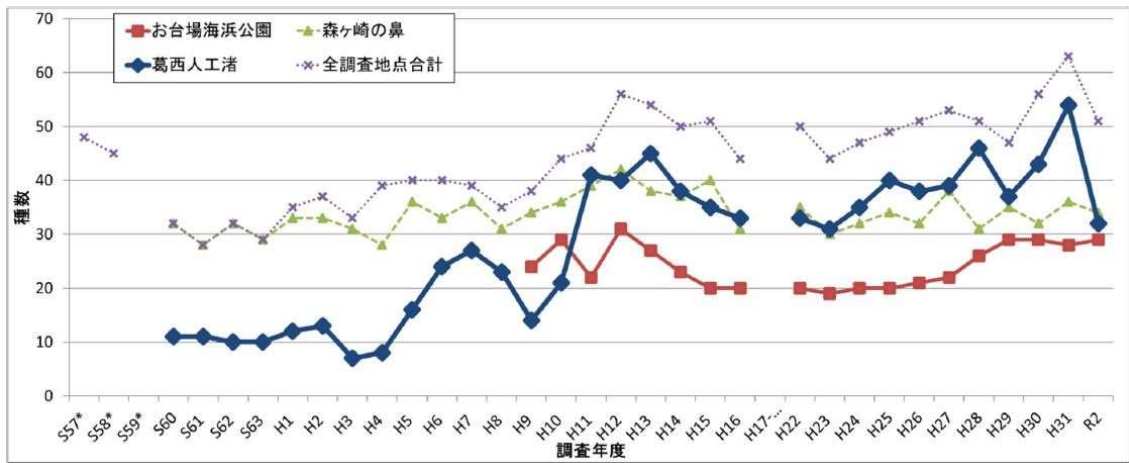
環境省レッドリスト: VU:絶滅危惧Ⅱ類, NT:準絶滅危惧

環境省自然環境局野生生物課, 2020年, 環境省第4次レッドリスト。

東京都RDB2013(区部): CR:絶滅危惧ⅠA類, EN:絶滅危惧ⅠB類, VU:絶滅危惧Ⅱ類, NT:準絶滅危惧, 留:留意種, DD:情報不足

東京都環境局自然環境部, 2013年, 東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)〜東京都レッドデータブック〜2013年版。

出典: 令和2年度 水生生物調査結果報告書(東京都内湾) 東京都環境局



出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局

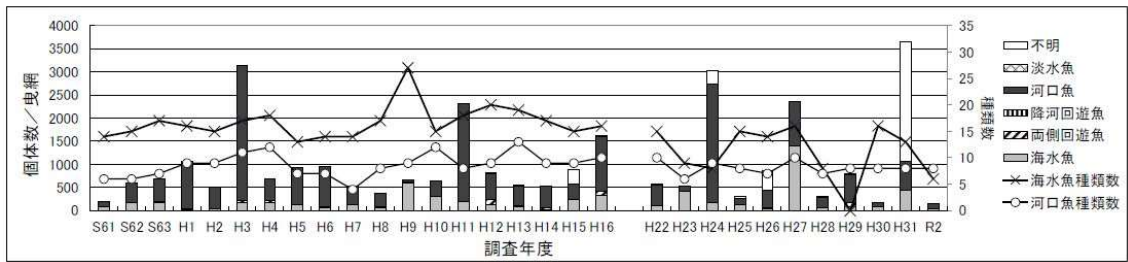
図 1-5 鳥類確認種数の経年変化

◆魚類の地点別出現状況と出現種数の経年変化（本編P1-25）

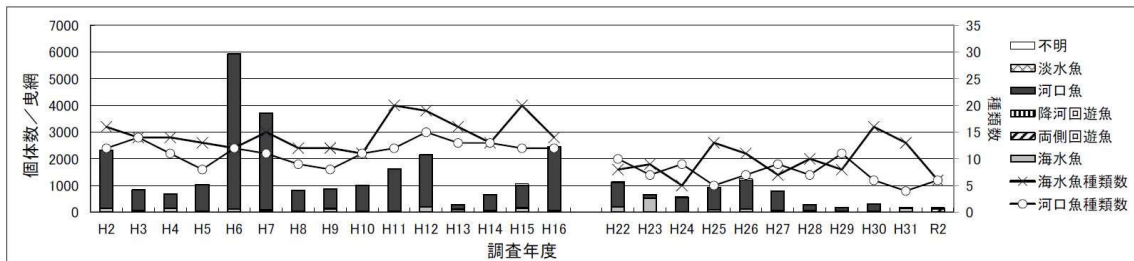
表 1-4 海域魚類の地点別出現状況

No.	綱	目	科	種名	成魚調査	稚魚調査	成魚調査(ビームトロール)				稚魚調査			
							St.22	St.25	St.35	St.10	葛西人工渚	お台場海浜公園	城南大橋	
1	軟骨魚 硬骨魚	エイ	アカエイ	<i>Hemirygion akajei</i>	アカエイ	○	○	1	1		1			1
2		ニシン	ニシン	<i>Konosirus punctatus</i>	コノシロ	○	○				3	90	359	76
3			カタクチイワシ	<i>Engraulis japonica</i>	カタクチイワシ	○	○		15					
4		サケ	アユ	<i>Plecoglossus altivelis altivelis</i>	アユ	○	○				107	25	1	
5		ボラ	ボラ	<i>Mugil cephalus cephalus</i>	ボラ	○	○				76	24	37	
6				<i>Planiliza haematocheilus</i>	メナダ	○	○				4		5	
7		スズキ	ホウボウ	<i>Lepidotrigla microptera</i>	カナガシラ	○	○	1						
8			コチ	<i>Platycephalus sp. 2</i>	マゴチ	○	○				1	2	1	
9			テンジクダイ	<i>Javdia lineata</i>	テンジクダイ	○	○		6					
10			ヒイラギ	<i>Nuchequula nuchalis</i>	ヒイラギ	○	○					1		
11			タイ	<i>Acanthopagrus schlegelii</i>	クロダイ	○	○			1	12	18	1	
12				<i>Acanthopagrus latus</i>	キチヌ	○	○				1		1	
13			ニベ	<i>Pennahia argentata</i>	シログチ	○	○	2						
14			キス	<i>Sillago japonica</i>	シロギス	○	○						36	
15			シマイサキ	<i>Terapon jarbua</i>	コトヒキ	○	○						1	
16			ネスッポ	<i>Callionymus valenciennesi</i>	ハタダテヌメリ	○	○	21	11	54	18			
17			ハゼ	<i>Amblychaeturichthys sciaenoides</i>	コモチジヤコ	○	○		6					
18				<i>Eutaeniichthys gilli</i>	ヒモハゼ	○	○				3	1		
19				<i>Acanthogobius flavimanus</i>	マハゼ	○	○				78	449	38	
20				<i>Acanthogobius lactipes</i>	アジシロハゼ	○	○				14	11		
21				<i>Acentrogobius pflaumii</i>	モヨウハゼ	○	○	1		7	1			
22				<i>Tridentiger sp.</i>	チヂブ属	○	○				8		3	
23				<i>Favonigobius gymnauchen</i>	ヒメハゼ	○	○				5	8	164	
24				<i>Gymnogobius heptacanthus</i>	ニクハゼ	○	○						4	
25				<i>Gymnogobius breunigii</i>	ヒリンゴ	○	○				5	63		
26				<i>Gymnogobius uchidai</i>	チクゼンハゼ	○	○				138			
27				<i>Gymnogobius macrognathos</i>	エドハゼ	○	○				341	1	380	
28				<i>Gymnogobius sp.</i>	ウキゴリ類	○	○					1	3	
29				Gobiidae	ハゼ科	○	○				13	91	137	
30		カレイ	カレイ	<i>Pseudopleuronectes yokohamae</i>	マコガレイ	○	○		1					
31			ウシノシタ	<i>Cynoglossus interruptus</i>	ガンコ	○	○			2				
2 綱 6 目 17 科 31 種類					個体数合計	-	-	23	31	75	24	896	1,055	888
					種類数合計	12	22	3	6	5	5	16	15	16

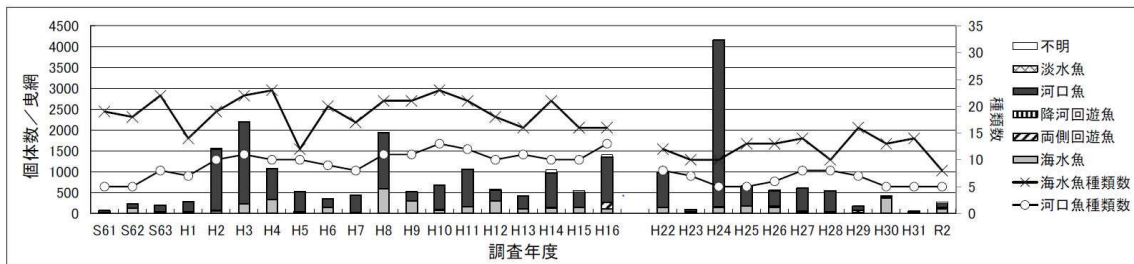
出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局



(葛西人工渚)



(お台場海浜公園)

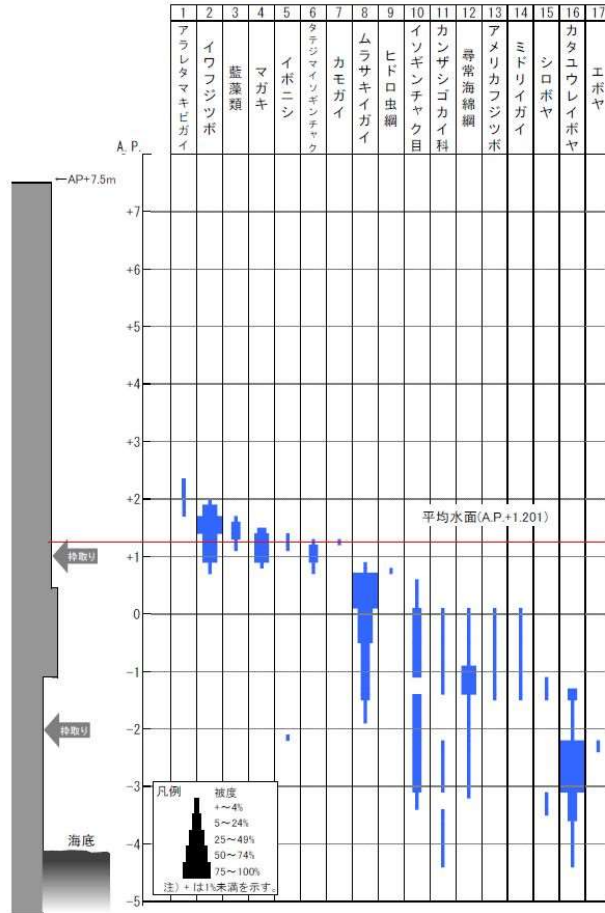


(城南大橋)

出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局

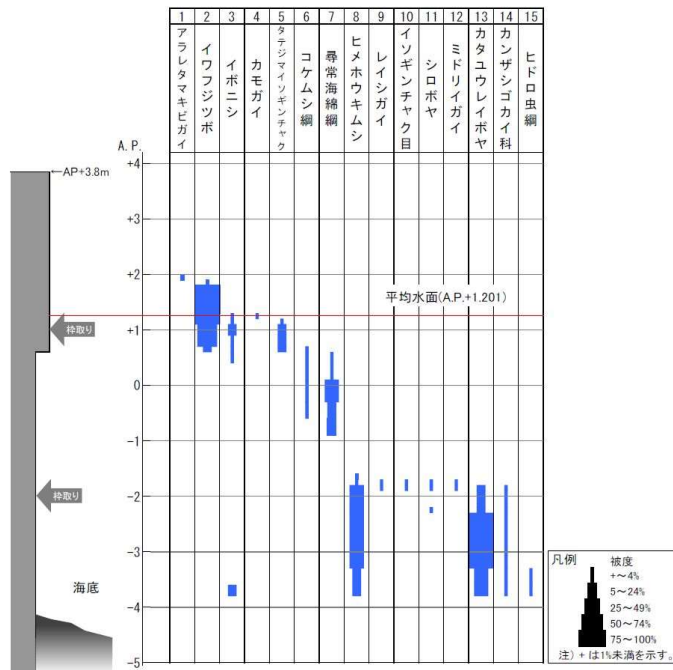
図 1-6 各地点における個体数・種類数の経年変化

◆付着生物の鉛直分布状況と出現種数の経年変化（本編P1-26）



出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局

図 1-7 (1) 付着動物鉛直分布状況（中央防波堤外側）



出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局

図 1-7 (2) 付着動物鉛直分布状況（13号地船着場）

表 1-6 付着動物調査（経年データにおける外来種の出現状況）

No.	門名	綱名	和名	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2						
1	軟体動物	腹足	シマメノウブネガイ		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●					
2				<i>Cuthona perca</i>																		○										○				
3			二枚貝	コウロエンカワヒバリガイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		
4				ムラサキイガイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
5				ミドリイガイ																				○											●	
6				イガイダマシ					○															○											●	
7				ウスカラシオツガイ																				○	○										●	
8	環形動物	ゴカイ	アシナガゴカイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●			
9			カニヤドリカンザシゴカイ																				○											●		
10			ナデシコカンザシ																			○	○		○									●		
11	節足動物	甲殻	タテジマフジツボ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○										●			
12			アメリカフジツボ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○											●	
13			ヨーロッパフジツボ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
14			イッカクモガニ																				○	○											●	
15	原索動物	ホヤ	カタコウレイボヤ		○					○	○		○	○								○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		
16			マンハッタンボヤ	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
種数				6	9	7	10	10	9	10	10	7	11	9	10	8	8	8	9		13	12	8	9	8	7	7	8	7	12						

出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局

◆底生生物の地点別優占種（本編P1-27）

表 1-7 底生生物の地点別優占種

区域	調査地点	時季	第一優占種		第二優占種		第三優占種		出現種数	出現 個体数
内 湾 部	St. 6	春季	シノブハネエラスピオ	(158)	スベスベハネエラスピオ	(7)	ハナオカカギゴカイ	(5)	10	181
		夏季	-	(0)	-	(0)	-	(0)	0	0
浅 海 部	三枚洲	春季	シズクガイ	(178)	シノブハネエラスピオ	(139)	カタマガリギボシイソメ	(137)	26	665
		夏季	シノブハネエラスピオ	(291)	カタマガリギボシイソメ	(11)	ハナオカカギゴカイ	(2)	4	305
河 口 部	St. 31	春季	アサリ	(37)	シオフキガイ	(35)	<i>Heteromastus</i> sp.	(31)	16	169
		夏季	アサリ	(150)	シオフキガイ	(32)	マテガイ	(11)	16	228
干 潟 部	森ヶ崎 の鼻	春季	コハギガイ	(119)	ホソエリタテスピオ	(49)	アミメオニスピオ	(30)	18	256
		夏季	コハギガイ	(36)	ニホンドロソコエビ	(30)	アシナガゴカイ	(8)	16	101
	多摩川 河口干潟	春季	ムロミスナウミナナフシ	(6)	<i>Heteromastus</i> sp.	(5)	リネウス科	(3)	7	20
		夏季	ムロミスナウミナナフシ	(20)	エドガワミズゴマツボ	(11)	<i>Heteromastus</i> sp.	(7)	10	51

- 注1：種名横のかつこ内は個体数を示す。
 2：表内の  は軟体動物門を、 は環形動物門を、 は節足動物門を、 はその他の生物を示す。
 3：スベスベハネエラスピオは、既存調査の*Paraprionospio* sp. CIに該当。
 4：シノブハネエラスピオは、既存調査の*Paraprionospio* sp. Aに該当。

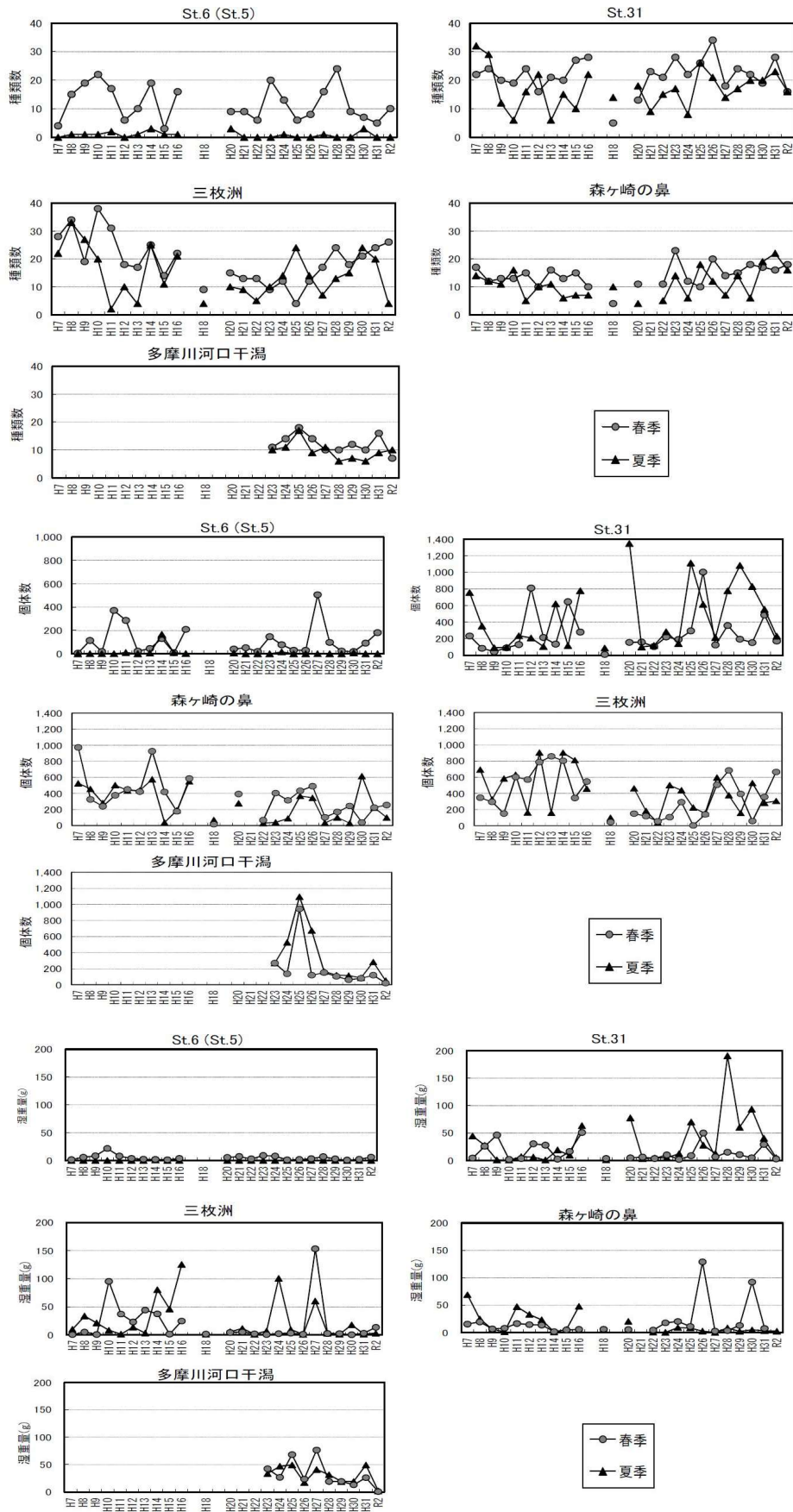
出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局

表 1-8 底生生物調査（出現種年間リスト）

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	学名	調査時期		重要種			外来種		
							春季 6月	夏季 9月	環境省 RL2019	東京都 RKB2013	千葉県 RDB 2019	外来 生物法	重要種 追加 外来種 リスト	外来種
1	動物	花虫	イソギンチャク		イソギンチャク目	<i>Actiniaria</i>	○	○						
2	動物	異脚虫	リネウス		リネウス科	<i>Lineidae</i>	○	○						
3					異脚虫目	<i>Heterometaria</i>	○	○						
4					古脚虫目	<i>Palaeometaria</i>	○	○						
5	動物	腹足	新牟腹足	ムシロガイ	アラムシロ	<i>Nassarius festinus</i>		○						
6			腹足	ミスゴマツボ	ユダガワミスゴマツボ	<i>Stenothera edogawensis</i>		○	NT		D			
7			腹足	キセワタガイ	ヨコヤマキセワタ	<i>Yokoyama ornaticollis</i>	○	○						
8		二枚貝	イガイ	イガイ	ホトトギスガイ	<i>Muculista senhousia</i>	○	○						
9			マルスダレガイ	チリハギガイ	コハギガイ	<i>Lanana reikane</i>	○	○	DD					
10				マルスダレガイ	ホシベノスガイ	<i>Mercenaria mercenaria</i>	○	○					○	○
11					カガミガイ	<i>Phacosoma japonicum</i>		○						
12					アサリ	<i>Ruditapes philippinarum</i>	○	○						
13				ニッコウガイ	ヒメシラトリガイ	<i>Macoma incongrua</i>		○						
14					ゴイサギガイ	<i>Macoma tokoyensis</i>	○	○						
15				アサジガイ	シズクガイ	<i>Theora fragilis</i>	○	○						
16				マテガイ	マテガイ	<i>Solen strictus</i>	○	○						
17				バカガイ	シオフキガイ	<i>Maetra veneriformis</i>	○	○						
18					チヨノハナガイ	<i>Paetellus pulchellus</i>	○	○						
19				ギマツシジミ	ギマツシジミ	<i>Corbicula japonica</i>	○	○	NT	留意	B			
20			オオノガイ	オオノガイ	オオノガイ	<i>Mya arenaria onogai</i>	○	○						
21			ウミタケガイモドキ	オキナガイ	ゾトナガイ	<i>Laternula marilina</i>	○	○			C			
22	動物	多毛	サンパゴガイ	サンパゴガイ	Eteone sp.	<i>Eteone sp.</i>	○	○						
23				チロリ	アルバチロリ	<i>Glycera alba</i>	○	○						
24					マキントシチロリ	<i>Glycera macintoshi</i>		○						
25				チロリ	Glycera nicobarica	<i>Glycera nicobarica</i>	○	○						
26				ニカイチロリ	Glycinde sp.	<i>Glycinde sp.</i>	○	○						
27				オトヒメゴカイ	Ophiodromus sp.	<i>Ophiodromus sp.</i>	○	○						
28					タレメオトヒメゴカイ	<i>Podarkopsis brevipalps</i>	○	○						
29				カサゴカイ	ハナオカカサゴカイ	<i>Sigambra hanaokai</i>	○	○						
30				ゴカイ	コケゴカイ	<i>Ceratonereis erythraeensis</i>	○	○						
31					カワゴカイ属	<i>Hediste sp.</i>	○	○						
32					アサギゴカイ	<i>Nemibus japonica</i>	○	○						○
33					ネウキゴカイ	<i>Neonereis oxypoda</i>	○	○						
34				シロガネゴカイ	コノハシロガネゴカイ	<i>Nephtys oligobranchia</i>	○	○						
35			イソメ	ギギシイソメ	カタマツギギギシイソメ	<i>Scolelema longifolia</i>	○	○						
36			スピオ	スピオ	ケンサキスピオ	<i>Aanides oxycantha</i>	○	○						
37					スベスベハネエラスピオ	<i>Paraprionospio coora</i>	○	○						
38					シノフハネエラスピオ	<i>Paraprionospio patiens</i>	○	○						
39					Polydora sp.	<i>Polydora sp.</i>	○	○						
40					キマトスピオ	<i>Fricosopia japonica</i>	○	○						
41					ミツハネスピオ	<i>Fricosopia krusadensis</i>	○	○						
42					イトエラスピオ	<i>Fricosopia pulchra</i>	○	○						
43					アミノニスピオ	<i>Pseudopolydora cf. reticulata</i>	○	○						
44					ドロオニスピオ	<i>Pseudopolydora kempfi</i>	○	○						
45					コオニスピオ	<i>Pseudopolydora paucibranchiata</i>	○	○						
46					Pseudopolydora sp.	<i>Pseudopolydora sp.</i>	○	○						
47					Scolelepis sp.	<i>Scolelepis sp.</i>	○	○						
48					ネソエリタスピオ	<i>Streblospio benedicti japonica</i>	○	○						
49				ミズヒキゴカイ	Chaetone sp.	<i>Chaetone sp.</i>	○	○						
50					ミズヒキゴカイ	<i>Cirriiformis tentaculata</i>	○	○						
51			イトゴカイ	イトゴカイ	Capitella sp.	<i>Capitella sp.</i>	○	○						
52					Heteromastus sp.	<i>Heteromastus sp.</i>	○	○						
53					Mediomastus sp.	<i>Mediomastus sp.</i>	○	○						
54			フサゴカイ	ウミイサゴムシ	ウミイサゴムシ	<i>Lagis bocki</i>	○	○						
55			ケヤリムシ	ケヤリ	Chone sp.	<i>Chone sp.</i>	○	○						
56					Euchone sp.	<i>Euchone sp.</i>	○	○						
57	動物	甲殻	クレーマ	ダイアステオリス	ミツオビクレーマ	<i>Diatylis tricincta</i>	○	○						
58			ヨコエビ	ヨシボシヨコエビ	ニホンドロシヨコエビ	<i>Granddierella japonica</i>	○	○						
59			ワラジムシ	スナクミナナアシ	ムロミスナクミナナアシ	<i>Cyathura murosimensis</i>	○	○						
60			コビ	スチモグリ	スチモグリ科	<i>Callinassidae</i>	○	○						
61				イワゴニ	イワゴニ属	<i>Heniaranus sp.</i>	○	○						
62				キョウトネサザニ	キョウトネサザニ	<i>Macrophthalmus japonicus</i>	○	○			留意			
63	動物	環虫	ホウキムシ	ホウキムシ	Phoronis sp.	<i>Phoronis sp.</i>	○	○						

注: □ 重要種 ■ 外来種

出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局



出典：令和2年度 水生生物調査結果報告書（東京都内湾） 東京都環境局

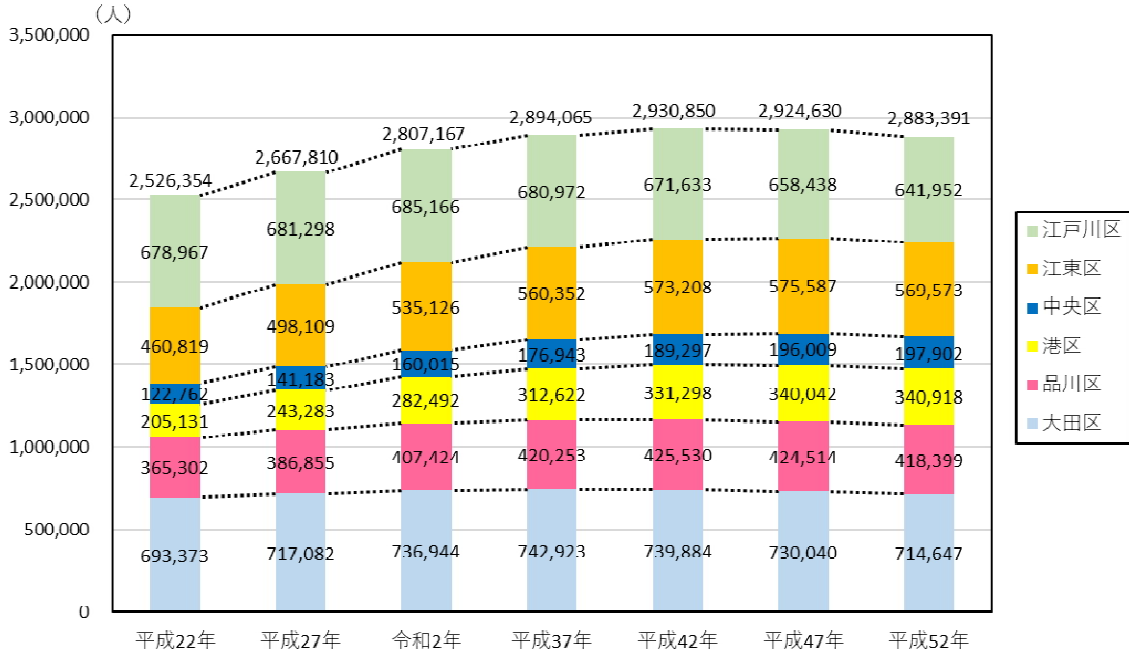
図 1-8 底生生物の地点別出現状況の経年変化（種類数、個体数、湿重量）

■社会的特性

◆東京港の沿岸6区全体の将来人口の推計結果と年齢構成の推移(本編P1-30)

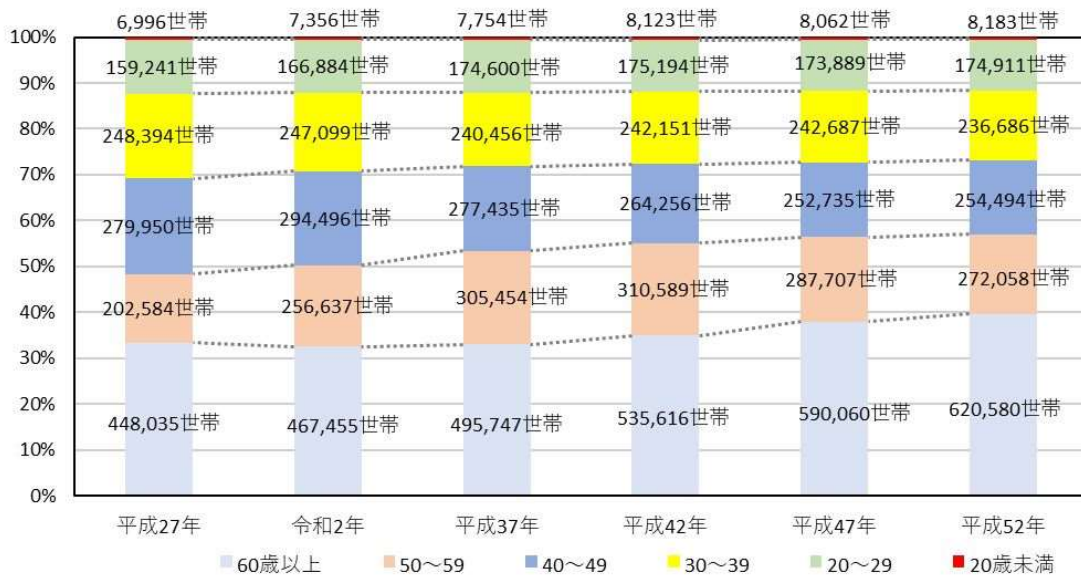
東京都湾岸6区全体の将来人口は、平成27年以降微増で推移し、平成42年をピークに減少すると予想されている。また、60歳以上の世帯数は、令和2年以降増加していくと予想されている。

※推計結果については、平成27年(2015年)以前の数値は国勢調査結果の実績値である。



出典：東京都の統計 平成29年3月 東京都より作成

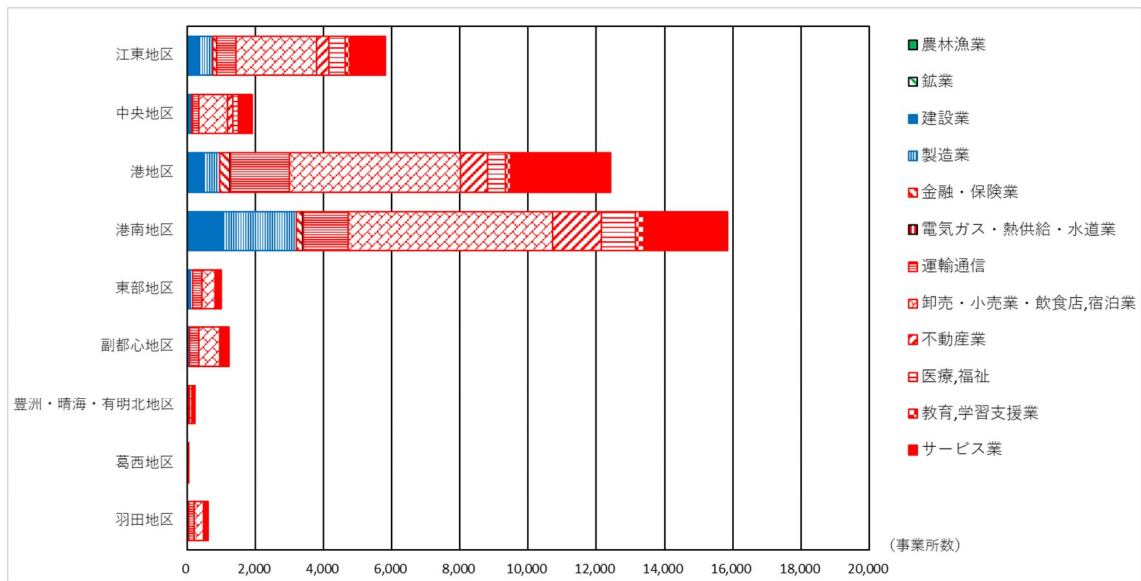
図 1-9 東京港の沿岸6区の人口推計結果



出典：東京都の統計 平成29年3月 東京都より作成

図 1-10 東京港の沿岸6区の年齢構成の推移(一般世帯数)

◆産業および土地利用（本編P1-32）



出典：事業所・企業統計調査 東京都 結果報告（平成 28 年事業所統計）より作成

図 1-11 東京港の沿岸の産業の分布

表 1-9 東京港の沿岸の産業別事業所数

地区名	第一産業 事業所数		第二産業 事業所数		第三産業 事業所数							
	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	金融・ 保険業	電気ガス ・熱供給・ 水道業	運輸 通信	卸売・ 小売業・ 飲食店、 宿泊業	不動産業	医療・福祉	教育・学習 支援業	サービス 業
江東地区	4	0	360	388	103	7	565	2366	362	465	141	1054
中央地区	1	0	68	57	33	3	170	856	150	157	58	361
港地区	5	3	476	462	295	29	1726	5009	796	529	151	2935
港南地区	5	0	1059	2131	197	13	1307	6002	1430	995	252	2463
東部地区	0	0	54	108	5	0	260	378	61	10	10	118
副都心地区	0	0	30	28	6	1	266	609	34	24	11	217
豊洲・晴海・有明北地区	0	0	21	7	1	1	39	64	9	24	8	50
葛西地区	0	0	0	1	0	1	8	11	1	0	1	8
羽田地区	0	0	13	5	11	3	170	261	15	14	2	109
合計	15	3	2081	3187	651	58	4511	15556	2858	2218	634	7315

出典：事業所・企業統計調査 東京都 結果報告（平成 28 年事業所統計）より作成

◆レクリエーション施設（本編P 1-35）

東京港の沿岸の主なレクリエーション施設には、お台場海浜公園や葛西海浜公園などの海上公園があり、スポーツ、釣り、水辺の野鳥観察や体験学習の場として利用されている。

海上公園には、海浜公園、ふ頭公園、緑道公園があり（図1-12、表1-10参照）、自然環境を回復し、都民の多様なレクリエーションニーズに応える場として、東京都の海上公園計画に基づき、東京都港湾局が設置・所管している。

海上公園のうち、外郭防潮堤の外側には大規模な公園が、内側には日常に利用しやすい小規模な公園が存在している。

また、都民の海洋性スポーツ・レクリエーションの振興と海洋思想の普及をめざした夢の島マリーナや東京湾マリーナは、都心からもほど近く、マリンスポーツや自然回帰の新拠点として注目を集めている。

海上公園や水際の遊歩道などの海上からの良好な景観は、水上バス（図1-13参照）や屋形船、レストラン機能の充実したクルーザーによる東京湾クルージングなどの観光資源の一つとなっている。旅客ターミナルやレインボーブリッジなどのレクリエーション以外の施設においても海辺の景観を楽しむ配慮がなされている。



東京国際クルーズターミナル

臨海副都心の新たなランドマークとして令和2年9月に開業し、世界最大のクルーズ客船にも対応可能な施設である。4階の展望デッキからは、東京港の雄大な景色を一望することができ、

竹芝客船ターミナル

伊豆・小笠原諸島への玄関口として、また、レストラン船などの発着場としても利用されている。竹芝ふ頭再開発事業によりオフィスビル、ホテル、レストランなどが海上公園と一体的に整備され、多くの人々が海の景観を楽しみながらの散策や食事などができる水に親しむ空間となっている。



レインボーブリッジ

平成5年8月に臨海副都心と都心方向を結ぶ橋としてオープンした。橋は二重構造の吊り橋で上には首都高速11号台場線、下には一般車道、臨海新交通「ゆりかもめ」の他に東京港の沿岸を眺望できる遊歩道が設置されている。

東京ゲートブリッジ

大田区城南島と江東区若洲を結ぶ東京港臨海道路のうち東京東航路を横断する橋として平成24年2月に開通した。橋は特徴的なトラス構造をしており、片側2車線の一般道と都心側には歩道が設置されている。歩道からは都心や富士山まで見渡せる壮大な景色が楽しめる。



出典：東京都 港湾局HP



主な海上公園 Major Marine Parks

公園名 Name of Park	交通 Areas	特色 Characteristics
1 赤坂海浜公園 Akasaka Seaside Park	新大塚駅より徒歩10分、お台場海浜公園駅、お台場駅下車 徒歩3分 港バス（日の出橋側）お台場海浜公園：お台場海浜公園下車	遊歩道、ボードウォーク、遊具、砂浜遊び、ランニング
2 大井ふ頭中央海浜公園 Ōi Central Seaside Park	モノリス、大井埠頭埠頭下車 徒歩7分 京急バス（大井埠頭）大井埠頭駅下車 徒歩3分	水辺スポーツ（有料）、ソフトライン遊歩道、釣り、自然観察、散策
3 東京港野鳥公園 Tokyo Port Wild Bird Park	モノリス、遠藤センター下車 徒歩15分 京急バス（大井埠頭）野鳥公園下車	「海鳥自然園」野鳥、自然観察、散策、遊具
4 若洲海浜公園 Kasai Marine Park	JR東西線海浜公園駅下車 徒歩11分 都バス（島倉駅）若洲海浜公園駅下車 徒歩15分	遊歩道、釣り、スポーツ、バーベキュー、野鳥、自然観察
5 若洲海浜公園 Watasai Seaside Park	都バス（東横線駅）若洲海浜公園駅下車 徒歩15分 京急バス（大井埠頭）若洲海浜公園下車	ゴルフ場（有料）、競馬場、釣り、ランニング
6 鹿嶋海浜公園 Kashima Seaside Park	京急バス（大井埠頭）鹿嶋海浜公園駅下車 徒歩3分	キャンプ場、オートキャンプ場（有料）、遊具、散策、砂浜遊び、スケート、遊歩道、ランニング
7 辰川の海浜公園 Tatsumi Seaside Park	有楽町線辰巳駅下車 徒歩7分	バーベキュー、芝生広場、散策、遊具
8 みなとが丘海浜公園 Minato-ga-oka Port Park	都バス（池田駅）みなとが丘駅下車 徒歩2分	バーベキュー、芝生広場、散策、遊具
9 京浜島つばき公園 Kaihinjima Tsubaki Park	京急バス（大井埠頭）京浜島つばき公園駅下車 徒歩1分	バーベキュー、芝生広場、散策、遊具
10 青南港ふ頭公園 Awa-Minami Port Park	新大塚駅より徒歩10分、お台場海浜公園駅、お台場駅下車 徒歩3分	遊歩道、遊具、ランニング
11 辰川の緑道公園 Tatsumi Greenway	有楽町線辰巳駅下車 徒歩1分	遊歩道、芝生広場
12 シンボルロード公園 Symbol Roadside Park	新大塚駅より徒歩10分、お台場海浜公園駅、お台場駅下車 徒歩3分	遊歩道、遊具、ランニング

海浜公園：水域における自然環境の保全及び回復を図り、水に親しむ場所として都民に提供される公園

ふ頭公園：ふ頭内の環境の整備を図り、みなとの景観に親しむ場所として都民に提供される公園

緑道公園：臨海地域における自然環境の回復を図るとともに、緑に親しむ場所として都民に提供され、あわせて海上公園との一体的な利用を促進させる公園

これらの海上公園は東京臨海副都心グループ、東京港埠頭株式会社、東京港野鳥公園グループなどが受託し管理している。

出典：東京都港湾局HP 「PORT OF TOKYO 2022」

図 1-12 東京港の沿岸の主な海上公園

表 1-10 主な海上公園の特色

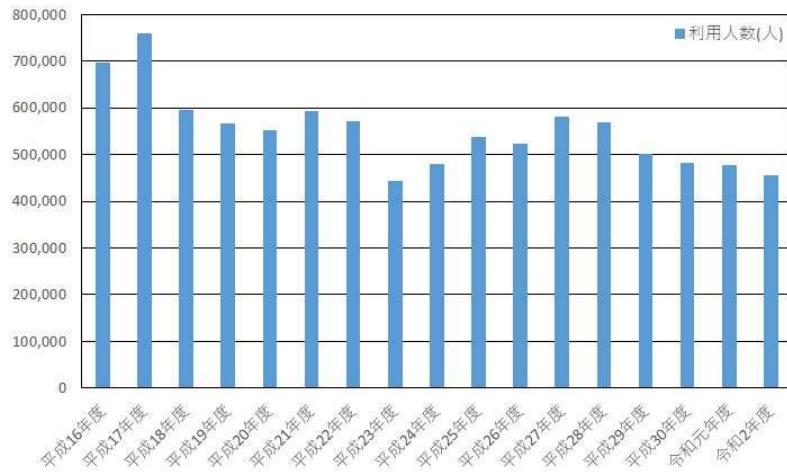
公園名	交通	特色	駐車場	海岸に近づける	水を見られる	水に触れる	海岸で遊べる
① お台場海浜公園	新交通ゆりかもめ： 「お台場海浜公園駅」、「台場駅」下車 徒歩3分 海上バス：（日の出桟橋⇄お台場海浜公園） 「お台場海浜公園」下船	磯・砂浜遊び ボードセーリング 景観	○	○	○	○	○
② 大井ふ頭中央海浜公園	モノレール：「大井競馬場前」下車 徒歩8分 京急バス：（大森駅東口⇄八潮パークタウン） 「中央公園」下車徒歩5分	各種スポーツ（有料） 磯遊び、釣り、野鳥・自然観察、 ドックラン、散策	○	○	○	○	○
③ 東京港野鳥公園	モノレール 流通センター下車徒歩15分 JRバス（大森駅東口）または京急バス（大森駅東口） 森24, 32, 36, 41, 43, 45, 47系統 東京港野鳥公園または野鳥公園下車 徒歩5分	〈有料公園〉 景観、散策、野鳥・自然観察	○		○		
④ 葛西海浜公園	JR京葉線：「葛西臨海公園駅」下車 徒歩11分 都バス：東西線「葛西駅」から臨海28甲系統、「西葛西駅」から西葛20乙系統 「葛西臨海公園駅」下車徒歩11分	スポーツカイト、砂浜遊び 景観、野鳥・自然観察、釣り	○	○	○	○	○
⑤ 若洲海浜公園	都バス：JR京葉線、有楽町線、りんかい線「新木場駅」から木11系統 若洲ゴルフリンクス、ヨット訓練場へは「若洲ゴルフリンクス」下車 海釣り施設へは「若洲キャンプ場前」下車	ゴルフ場、キャンプ場、 ヨット訓練場（有料） 磯遊び、釣り施設 サイクリング・多目的広場	○	○	○	○	○
⑥ 城南島海浜公園	京急バス：「JR大森駅」東口、京急「大森海岸駅」 「平和島」、東京モノレール「流通センタ」から 森32系統（城南島循環）「城南島四丁目」下車 徒歩3分	砂浜遊び、景観、キャンプ場・ オートキャンプ場（有料） 釣り、ドックラン	○	○	○	○	○
⑦ 辰巳の森海浜公園	有楽町線：「辰巳駅」下車 徒歩7分 JR京葉線：「新木場駅」下車 徒歩17分	国際水泳場（東京都スポーツ振興局所管）、パターゴルフ、ラグビーなど（有料）、 ドックラン、多目的広場、遊具広場	○		○		
⑨ みなとが丘ふ頭公園	都バス：JR「品川駅」東口から品98甲・乙系統 「東京税関大井出張所」下車 徒歩3分	野鳥・自然観察、景観、散策	○				
⑩ 京浜島つばさ公園	京急バス：JR「大森駅」東口、京急「大森海岸駅」 「平和島駅」から森24, 36系統 「京浜島海上公園」下車すぐ	釣り、景観、散策、芝生広場	○	○	○		
⑪ 青海南ふ頭公園	新交通ゆりかもめ：「テレコムセンター駅」 下車 徒歩2分	釣り、景観		○	○		
⑫ 辰巳の森緑道公園	有楽町線：「辰巳駅」下車徒歩1分	緑の並木道、芝生広場					
⑬ シンボルプロムナード公園	新交通ゆりかもめ：「台場駅」「テレコムセンター駅」「有明駅」の各駅下車 りんかい線：「東京テレポート」「国際展示場駅」下車 海上バス：日の出桟橋（JR浜松町駅徒歩8分）から 「パレットタウン」「東京ビッグサイト」下船	景観、散策	○				
- 晴海ふ頭公園	都バス：大江戸線「勝どき駅」から都03、都05系統 「晴海ふ頭」下車すぐ	景観		○	○		

出典：東京都港湾局 「海上公園ガイド2021」より作成

表 1-1 1 (1) 利用状況

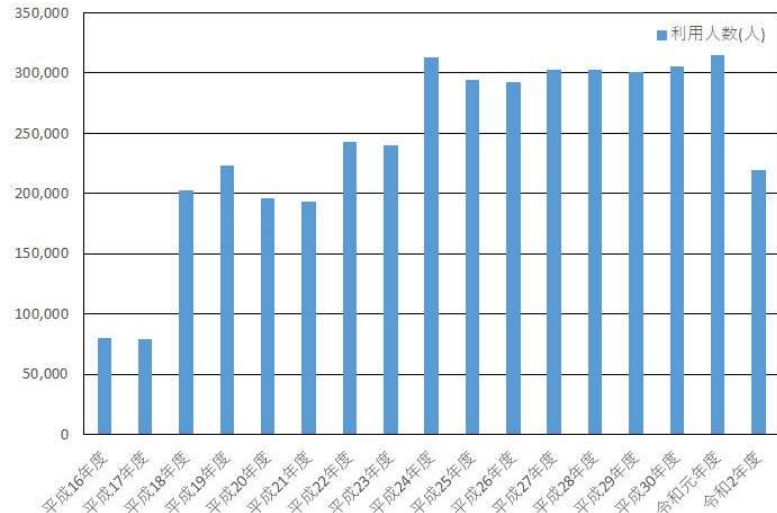
a 葛西海浜公園

年度	利用人数(人)
平成16年度	695,400
平成17年度	757,900
平成18年度	595,251
平成19年度	566,095
平成20年度	550,942
平成21年度	592,737
平成22年度	571,089
平成23年度	441,473
平成24年度	477,504
平成25年度	535,901
平成26年度	521,469
平成27年度	580,124
平成28年度	568,549
平成29年度	501,250
平成30年度	479,902
令和元年度	475,408
令和2年度	454,702



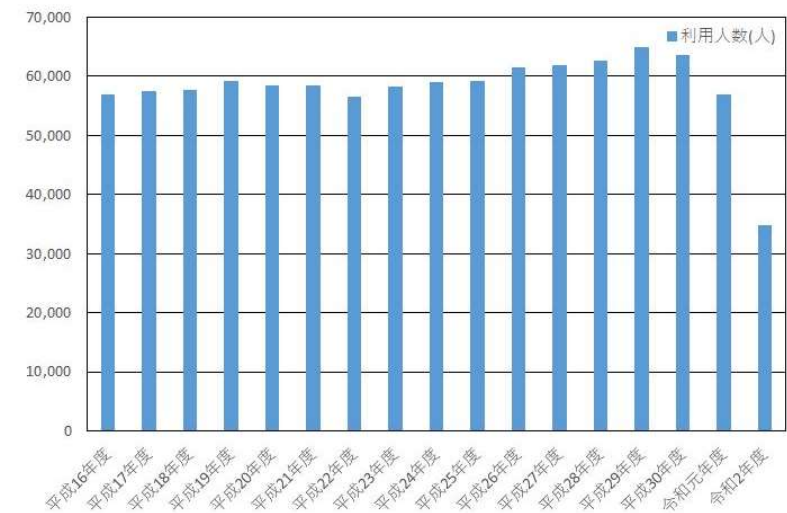
b 若洲海浜公園

年度	利用人数(人)
平成16年度	79,918
平成17年度	78,158
平成18年度	202,125
平成19年度	223,002
平成20年度	195,671
平成21年度	193,138
平成22年度	242,472
平成23年度	239,461
平成24年度	312,154
平成25年度	293,896
平成26年度	291,599
平成27年度	302,128
平成28年度	301,871
平成29年度	300,496
平成30年度	304,807
令和元年度	314,327
令和2年度	219,279



c 若洲海浜公園 ゴルフリンクス

年度	利用人数(人)
平成16年度	56,789
平成17年度	57,319
平成18年度	57,674
平成19年度	59,116
平成20年度	58,350
平成21年度	58,389
平成22年度	56,403
平成23年度	58,246
平成24年度	58,843
平成25年度	59,194
平成26年度	61,477
平成27年度	61,827
平成28年度	62,547
平成29年度	64,774
平成30年度	63,572
令和元年度	56,884
令和2年度	34,672

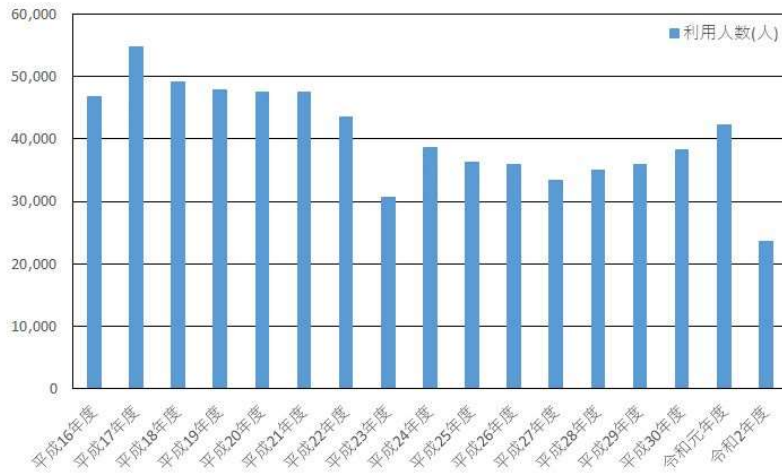


出典：東京都港湾局資料より作成

表 1-1 1 (2) 利用状況

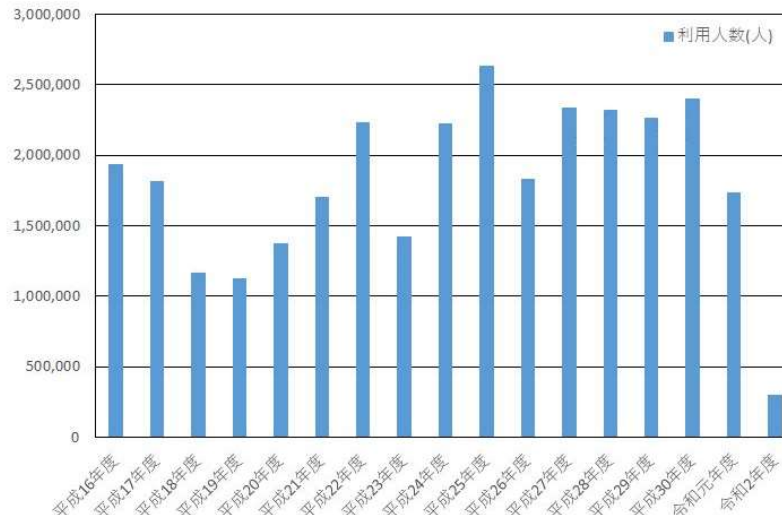
d 東京港野鳥公園

年度	利用人数(人)
平成16年度	46,720
平成17年度	54,716
平成18年度	49,028
平成19年度	47,805
平成20年度	47,554
平成21年度	47,429
平成22年度	43,473
平成23年度	30,640
平成24年度	38,645
平成25年度	36,287
平成26年度	35,866
平成27年度	33,371
平成28年度	35,032
平成29年度	35,814
平成30年度	38,317
令和元年度	42,233
令和2年度	23,641



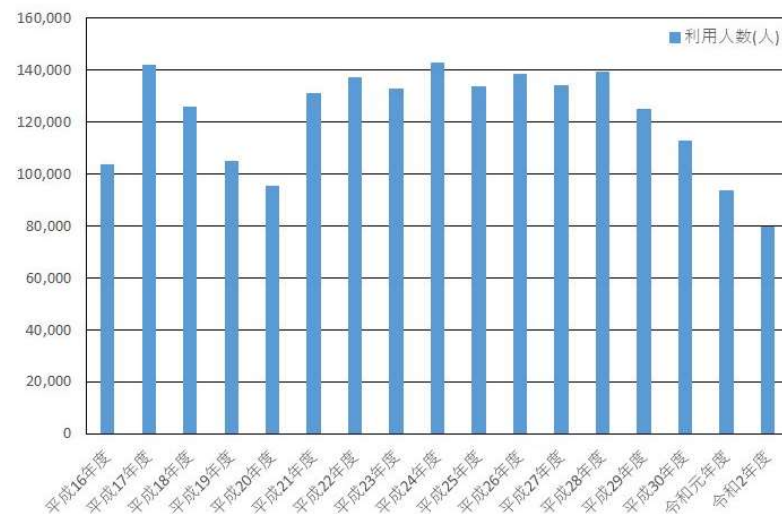
e お台場海浜公園

年度	利用人数(人)
平成16年度	1,929,760
平成17年度	1,808,796
平成18年度	1,162,896
平成19年度	1,123,046
平成20年度	1,373,863
平成21年度	1,702,580
平成22年度	2,230,873
平成23年度	1,421,255
平成24年度	2,219,115
平成25年度	2,633,190
平成26年度	1,831,138
平成27年度	2,330,275
平成28年度	2,315,148
平成29年度	2,261,490
平成30年度	2,400,785
令和元年度	1,734,000
令和2年度	291,748



f 辰巳の森海浜公園

年度	利用人数(人)
平成16年度	103,418
平成17年度	141,649
平成18年度	125,535
平成19年度	104,768
平成20年度	95,108
平成21年度	130,928
平成22年度	137,262
平成23年度	132,660
平成24年度	142,701
平成25年度	133,389
平成26年度	138,546
平成27年度	133,884
平成28年度	139,241
平成29年度	124,832
平成30年度	112,696
令和元年度	93,395
令和2年度	79,564

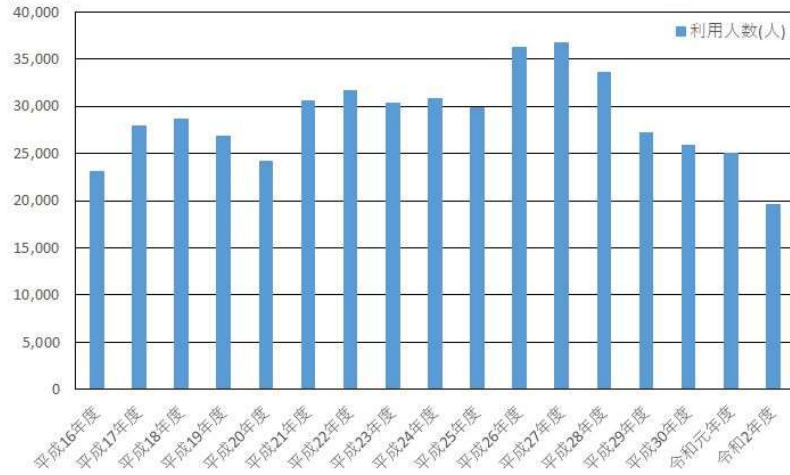


出典：東京都港湾局資料より作成

表 1-1 1 (3) 利用状況

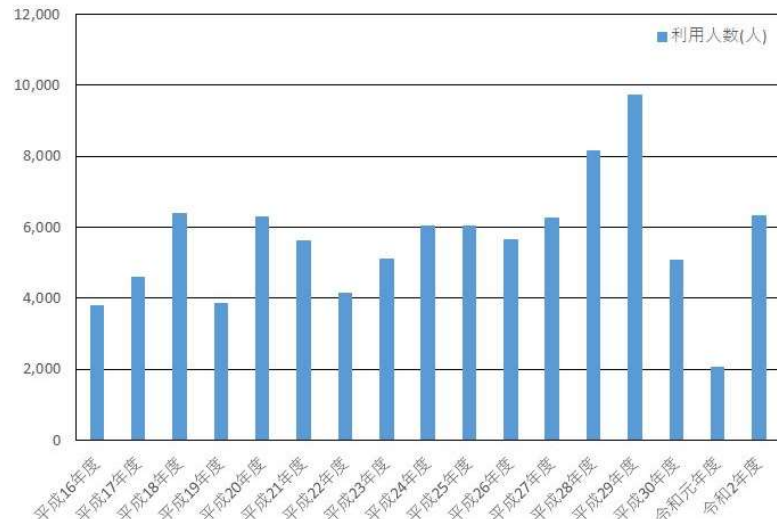
g 辰巳の森海浜公園 ニュースポーツ

年度	利用人数(人)
平成16年度	23,083
平成17年度	27,889
平成18年度	28,608
平成19年度	26,832
平成20年度	24,218
平成21年度	30,531
平成22年度	31,615
平成23年度	30,355
平成24年度	30,843
平成25年度	29,799
平成26年度	36,296
平成27年度	36,779
平成28年度	33,579
平成29年度	27,203
平成30年度	25,854
令和元年度	25,043
令和2年度	19,574



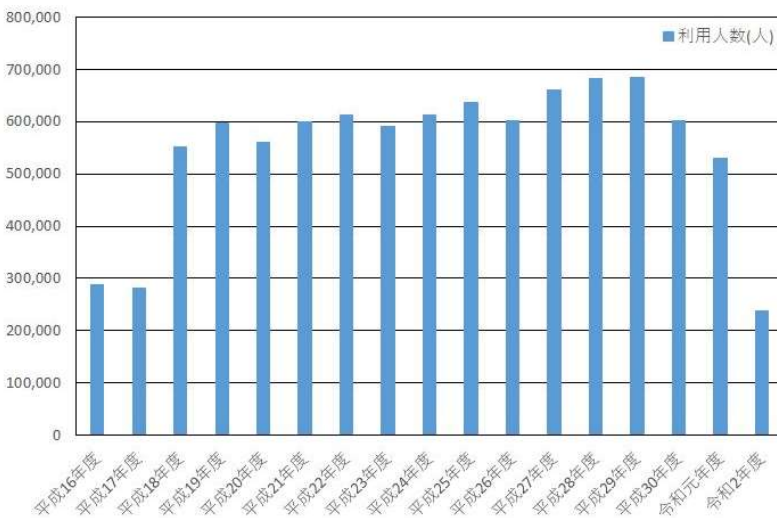
h 辰巳の森海浜公園 ラグビー練習場

年度	利用人数(人)
平成16年度	3,791
平成17年度	4,578
平成18年度	6,398
平成19年度	3,864
平成20年度	6,275
平成21年度	5,628
平成22年度	4,142
平成23年度	5,092
平成24年度	6,017
平成25年度	6,038
平成26年度	5,642
平成27年度	6,253
平成28年度	8,162
平成29年度	9,731
平成30年度	5,064
令和元年度	2,040
令和2年度	6,320



i 大井ふ頭中央海浜公園

年度	利用人数(人)
平成16年度	288,284
平成17年度	282,329
平成18年度	552,280
平成19年度	598,144
平成20年度	559,774
平成21年度	600,107
平成22年度	613,320
平成23年度	589,994
平成24年度	611,582
平成25年度	636,638
平成26年度	602,087
平成27年度	660,426
平成28年度	682,566
平成29年度	685,329
平成30年度	602,284
令和元年度	530,547
令和2年度	237,018

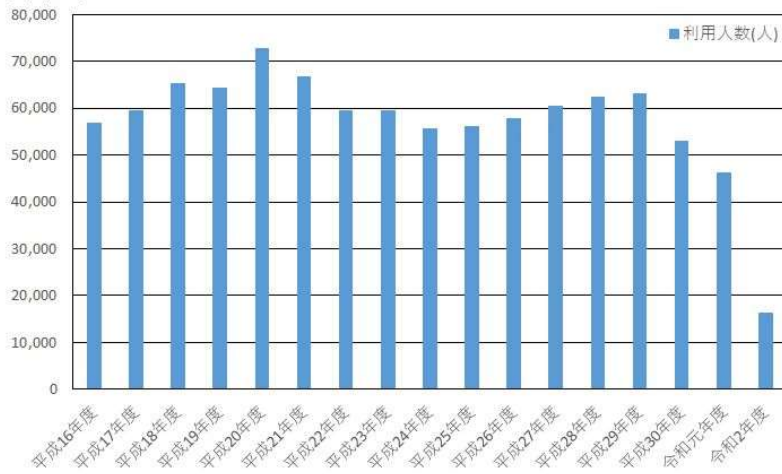


出典：東京都港湾局資料より作成

表 1-11(4) 利用状況

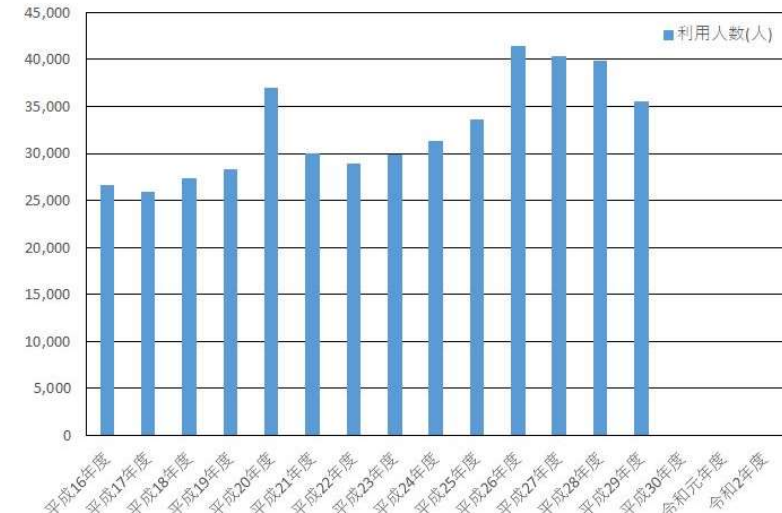
j 大井ふ頭中央海浜公園 テニスコート

年度	利用人数(人)
平成16年度	56,739
平成17年度	59,489
平成18年度	65,150
平成19年度	64,370
平成20年度	72,789
平成21年度	66,733
平成22年度	59,517
平成23年度	59,517
平成24年度	55,588
平成25年度	55,960
平成26年度	57,666
平成27年度	60,484
平成28年度	62,442
平成29年度	62,997
平成30年度	52,929
令和元年度	46,091
令和2年度	16,139



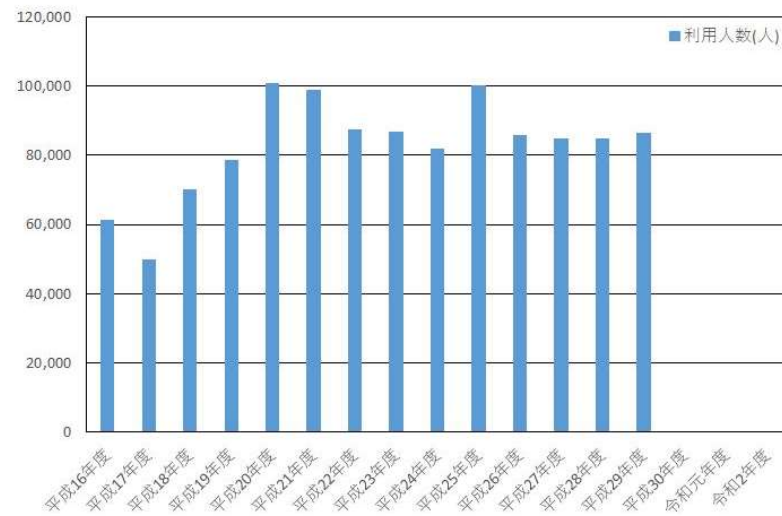
k 大井ふ頭中央海浜公園 第一球技場

年度	利用人数(人)
平成16年度	26,568
平成17年度	25,907
平成18年度	27,264
平成19年度	28,326
平成20年度	36,893
平成21年度	30,007
平成22年度	28,854
平成23年度	29,854
平成24年度	31,307
平成25年度	33,553
平成26年度	41,351
平成27年度	40,328
平成28年度	39,855
平成29年度	35,503
平成30年度	-
令和元年度	-
令和2年度	-



l 大井ふ頭中央海浜公園 第二球技場

年度	利用人数(人)
平成16年度	61,253
平成17年度	49,744
平成18年度	69,973
平成19年度	78,428
平成20年度	100,646
平成21年度	98,844
平成22年度	87,200
平成23年度	86,564
平成24年度	81,590
平成25年度	100,142
平成26年度	85,731
平成27年度	84,591
平成28年度	84,777
平成29年度	86,204
平成30年度	-
令和元年度	-
令和2年度	-

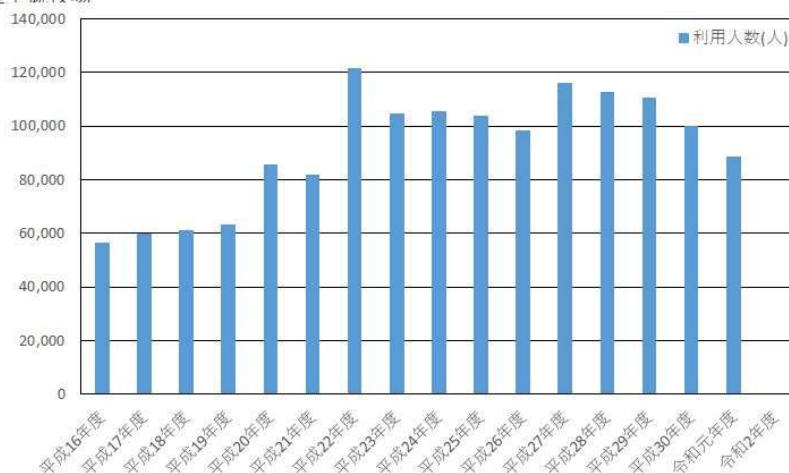


出典：東京都港湾局資料より作成

表 1-11 (5) 利用状況

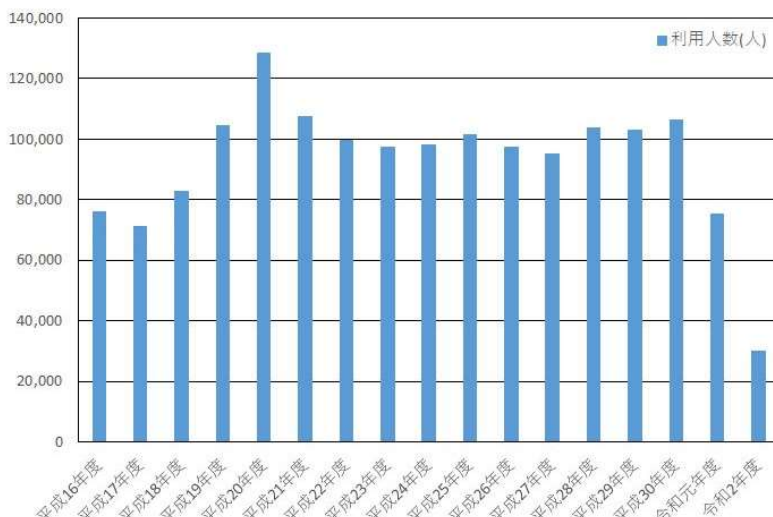
m 大井ふ頭中央海浜公園 陸上競技場

年度	利用人数(人)
平成16年度	56,449
平成17年度	59,628
平成18年度	80,853
平成19年度	63,107
平成20年度	85,402
平成21年度	81,600
平成22年度	121,526
平成23年度	104,486
平成24年度	105,200
平成25年度	103,487
平成26年度	98,251
平成27年度	115,918
平成28年度	112,348
平成29年度	110,542
平成30年度	99,998
令和元年度	88,396
令和2年度	-



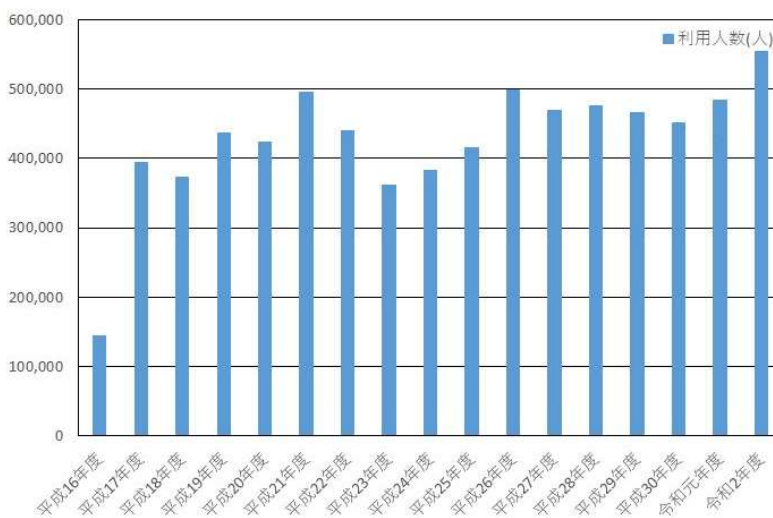
n 大井ふ頭中央海浜公園 野球場

年度	利用人数(人)
平成16年度	76,117
平成17年度	71,193
平成18年度	82,673
平成19年度	104,481
平成20年度	128,352
平成21年度	107,323
平成22年度	99,409
平成23年度	97,209
平成24年度	98,066
平成25年度	101,591
平成26年度	97,405
平成27年度	94,973
平成28年度	103,840
平成29年度	102,982
平成30年度	106,276
令和元年度	75,197
令和2年度	30,110



o 城南島海浜公園

年度	利用人数(人)
平成16年度	144,054
平成17年度	393,708
平成18年度	371,977
平成19年度	436,067
平成20年度	424,166
平成21年度	495,291
平成22年度	438,959
平成23年度	361,437
平成24年度	381,975
平成25年度	416,011
平成26年度	497,738
平成27年度	469,770
平成28年度	475,930
平成29年度	465,139
平成30年度	451,059
令和元年度	483,038
令和2年度	554,697

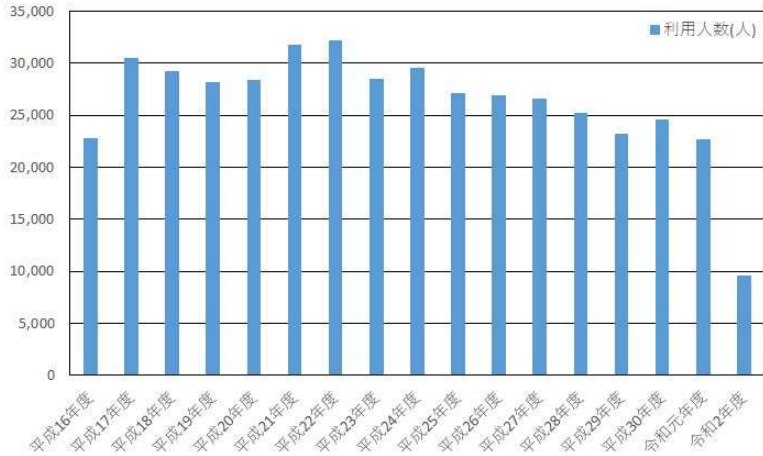


出典：東京都港湾局資料より作成

表 1-1 1 (6) 利用状況

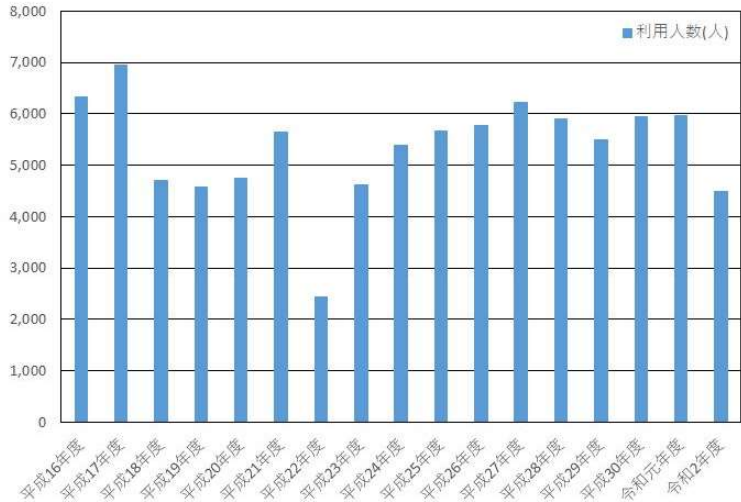
p 城南島海浜公園 キャンプ場

年度	利用人数(人)
平成16年度	22,775
平成17年度	30,436
平成18年度	29,187
平成19年度	28,153
平成20年度	28,330
平成21年度	31,757
平成22年度	32,142
平成23年度	28,423
平成24年度	29,505
平成25年度	27,037
平成26年度	26,846
平成27年度	26,523
平成28年度	25,120
平成29年度	23,184
平成30年度	24,509
令和元年度	22,599
令和2年度	9,542



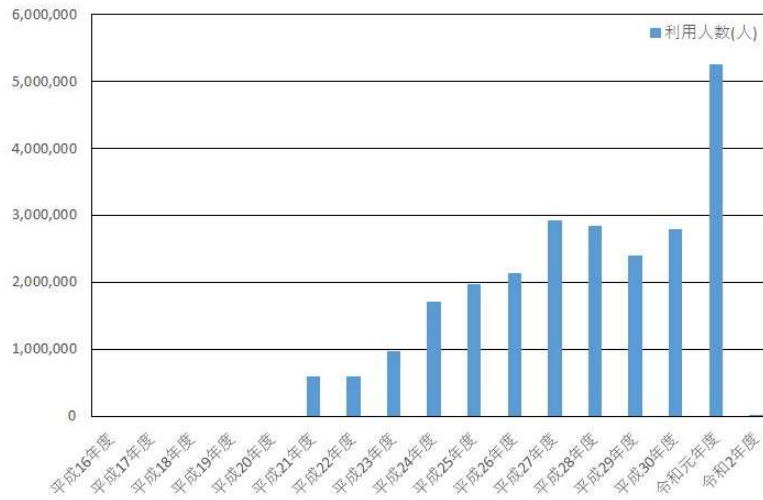
q 城南島海浜公園 オートキャンプ場

年度	利用人数(人)
平成16年度	6,336
平成17年度	6,942
平成18年度	4,715
平成19年度	4,578
平成20年度	4,751
平成21年度	5,647
平成22年度	2,433
平成23年度	4,617
平成24年度	5,388
平成25年度	5,668
平成26年度	5,764
平成27年度	6,228
平成28年度	5,905
平成29年度	5,496
平成30年度	5,942
令和元年度	5,975
令和2年度	4,489

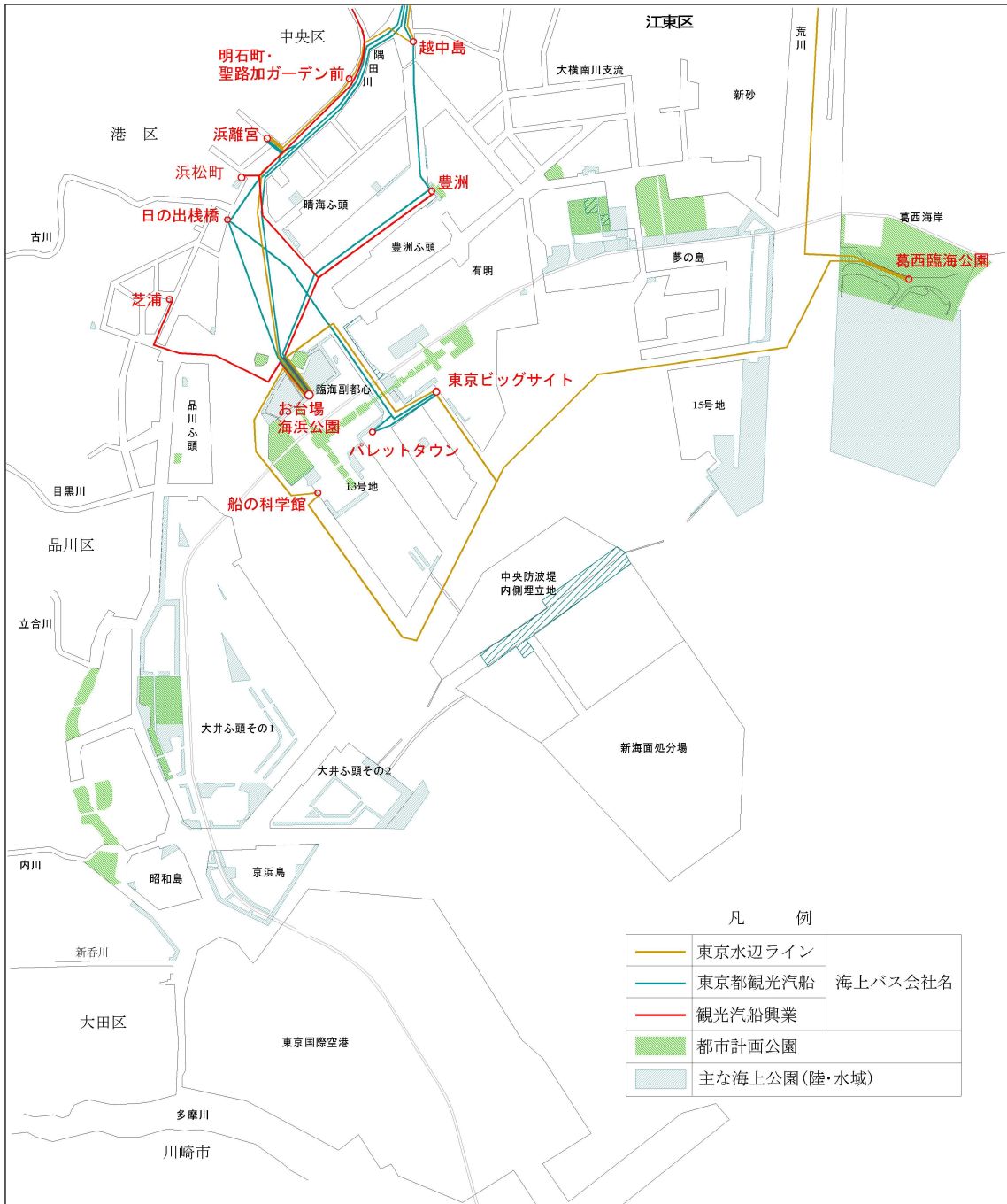


r シンボルプロムナード公園

年度	利用人数(人)
平成16年度	-
平成17年度	-
平成18年度	-
平成19年度	-
平成20年度	-
平成21年度	588,000
平成22年度	583,948
平成23年度	952,611
平成24年度	1,692,957
平成25年度	1,961,744
平成26年度	2,132,387
平成27年度	2,919,889
平成28年度	2,829,530
平成29年度	2,385,248
平成30年度	2,782,487
令和元年度	5,242,885
令和2年度	16,694



出典：東京都港湾局資料より作成



注) この図は乗船場との接続を示したものであり、実際の航路とは異なる。

出典：水上バス会社HPより作成

図 1-13 海上バス（3社）の運行ルート

◆海岸におけるイベント（本編P 1-36）

<運河ルネサンス>

魅力ある水辺都市の実現に向け、地域主体の取組みにより運河を観光資源として有効活用する「運河ルネサンス」を都は推進してきた。

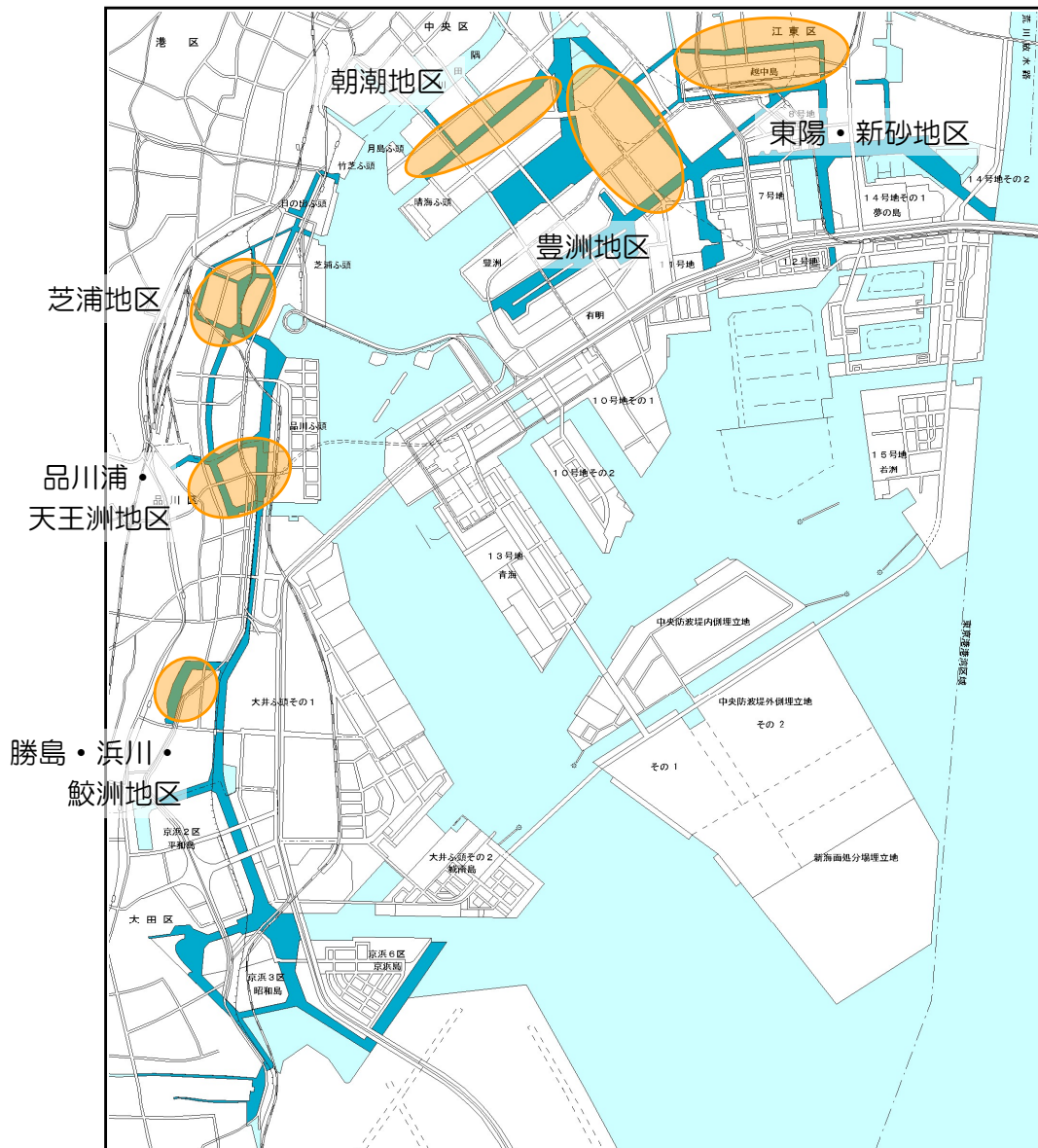
これまで6つの推進地区が指定され、水域占有の規制緩和により民間主体による観光栈橋が整備され、イベント等の地域の取組みも相まって新たな水辺の魅力と賑わいが創出されてきている。都では引き続き、「運河ルネサンス」の取組みを推進するとともに、新たな運河の活用策について検討を行い、運河の魅力や賑わいを臨海部全体へと発展させていく。

「運河ルネサンス」におけるこれまでの取組みの一例

出典：東京都港湾局資料



「運河ルネサンス」推進地区



出典：東京都港湾局資料

図 1-14 「運河ルネサンス」推進地区

表 1-12 海上公園でのイベント (H31.1月~R1.12月)

公園名	主なイベント
お台場海浜公園	<ul style="list-style-type: none"> ・お台場ビーチクラブ ・お台場プラージュ ・芝浦港南地区 第13回水辺フェスタ ・第25回日本トライアスロン選手権
シンボルプロムナード公園	<ul style="list-style-type: none"> ・第47回 Sweets Marathon in 東京 ・第30回お台場マンスリーマラソン ・有明レトロフェスティバル ・Tokyo Vision ~500 Days to Go! Night~ ・Tokyo ふしぎ祭(サイ) エンス 2019 ・100杯乾杯有明夏祭り ・スポーツ&フラワーフェスタ 2019 ・ダイバーシティ東京プラザ 鉄道博 ・お台場レインボー花火 2019
若洲海浜公園	<ul style="list-style-type: none"> ・押し花教室~母の日にプレゼントを作ってみよう!~ ・クリスマスリース教室 2019
潮風公園	<ul style="list-style-type: none"> ・Sunset Yoga in 潮風公園 ・第24回シーサイドライダーズカップ
辰巳の森海浜公園	<ul style="list-style-type: none"> ・【満員御礼】第3回「みんなのラグビー小学校」 ・ドッチビー&BBQ in 辰巳の森海浜公園 4/21
東京港野鳥公園	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回東京港野鳥公園フェスティバル ・第8回里地里山フェスティバル ・Befinner Bird Watching(英語でバードウォッチング)
大井ふ頭中央海浜公園 なぎさの森	<ul style="list-style-type: none"> ・「なぎさの森のネイチャークラブ」会員により、野鳥観察会やアウトドアクッキング教室等のイベントが定期的に開催されている。
晴海ふ頭公園	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年10月より開園
葛西海浜公園	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報ひろばイベント ・水仙まつり ・春のバードウォッチングフェスティバル ~シギ・チドリまつり~ ・七タイイベント ・サマーフェスティバル ・野鳥のためのクズ取り&クリスマスリース作り ・ガイドツアー
新木場緑道公園 夢の島緑道公園	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回緑と潮風のガイドツアー

※開催回数は複数の公園にまたがって開催された重複開催を含む。

出典：東京都公園協会HP、東京港埠頭株式会社HP

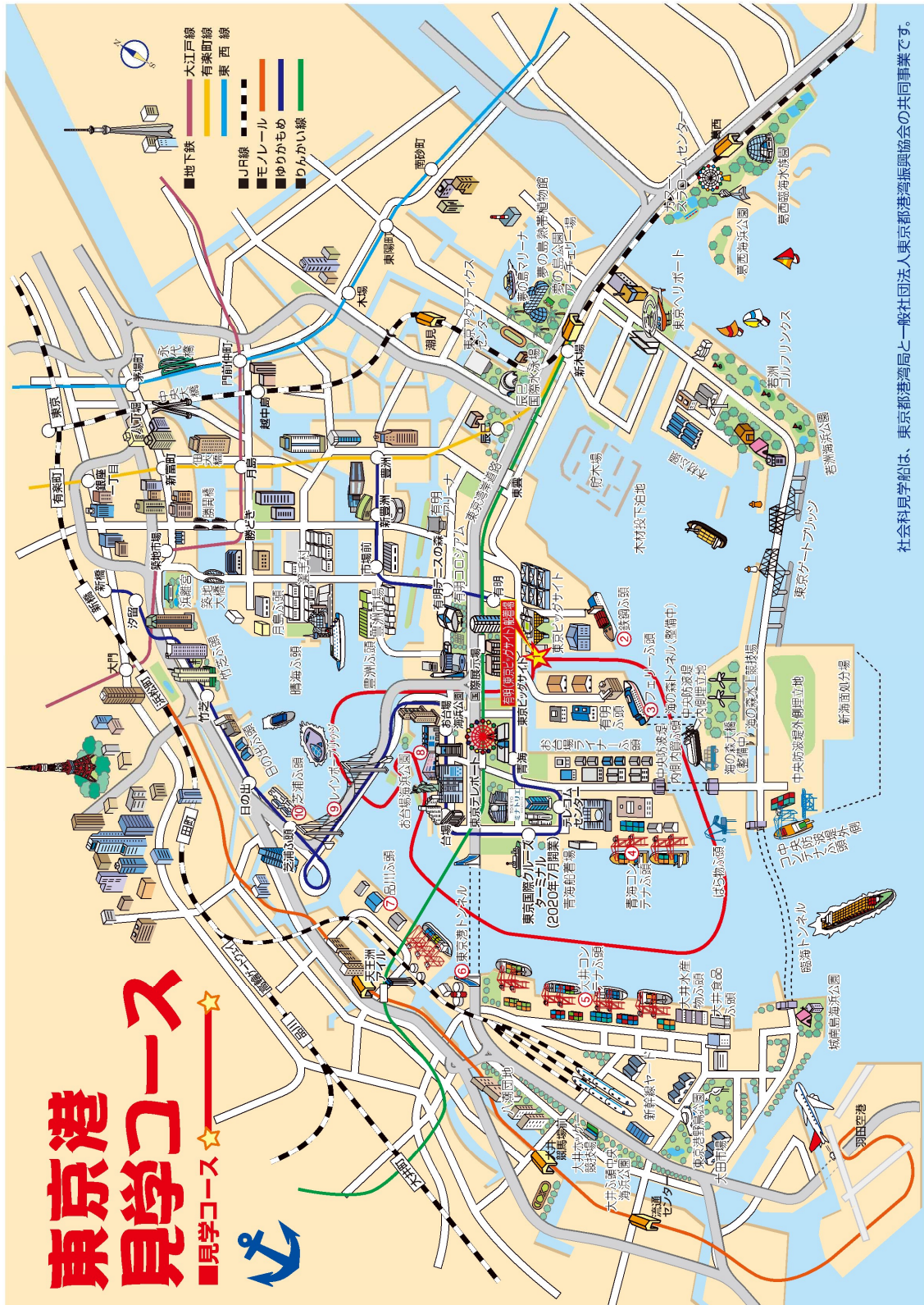
◆学習施設など（本編P1-37）

表 1-13 東京港施設見学案内

施設名	内容	見学方法（問合せ先）	
中防見学ツアー・清掃工場と中防見学会	東京都では、ごみの排出を制御していくこと、資源を有効に使うことの大切さを理解してもらうため、埋め立て処分場関連施設を一般向けに公開しています。	●対象	16歳以上の方（7月・8月は小学生以上の参加が可能。保護者同伴原則。ただし、中学生はグループでの参加が可能。）
		●見学時間	6時間
		●受付方法	電話申込み
		●連絡先	（公財）東京都環境公社・中防管理事務所見学担当（3570-2230）
豊洲市場	マグロのせりや見学者デッキから青果のせりを見ることが出来る。	●対象	制限なし
		●見学時間	0.5時間～
		●受付方法	イベントにより ・インターネット申込み ・電話申込み
		●連絡先	豊洲市場管理課庶務担当（3520）8213
東京港野鳥公園	野鳥を保護しながらみんなで鳥の生活を観察することができます。	●対象	制限なし
		●見学時間	1時間程度
		●受付方法	イベントにより ・電話受付・当日受付 ・往復はがき受付
		●料金	一般¥300 65歳以上・中学生¥150 小学生以下・都内在住在学の中学生無料
●連絡先	管理事務所（3799-5031）		
「第五福竜丸」展示館	1954年ビキニかんしょうでおこなわれたアメリカの原ばく実験の際、被害を受けた日本漁船「第五福竜丸」が展示一般公開されています。	●対象	児童生徒、市民の団体見学
		●見学時間	1時間程度
		●受付方法	電話による問い合わせ
		●連絡先	東京都立第五福竜丸展示館（3521-8494）
東京港社会科見学船	海上バスに乗って港の施設や役割を紹介する。	●対象	都内の小学校4年生～中学校3年生
		●料金	無料
		●所要時間	1時間程度
		●連絡先	一般社団法人 東京都港湾振興会（6380）7450
東京港の行政視察	海上から東京港の物流拠点等の見学。	●対象	15歳以上（中学生は除く）の団体または個人
		●料金	無料
		●所要時間	1.5時間
		●連絡先	東京都港湾局 総務部総務課 広報・国際担当（5320）5524
レインボーブリッジ	東京湾の大パノラマを、レインボープロムナード（遊歩道）からみられます。	●対象	制限なし
		●見学時間	4/1～10/31（9：00～21：00） 11/1～3/31（10：00～18：00）
		●料金	無料
		●連絡先	（5463）0224

出典：東京都中央卸売市場HP、公益財団法人 東京都環境公社HP
東京都港湾局HP、東京都立第五福竜丸展示館HP

■東京港社会科見学（対象：都内 小学校4年生～中学校3年生）



社会科見学船は、東京都港湾局と一般社団法人東京都港湾振興協会の共同事業です。

東京港 見学コース

■見学コース

出典：東京都港湾局HP

■東京港の行政視察（対象：15歳以上（中学生は除く）の団体または個人）

【視察コース】



出典：東京都港湾局HP

■利用マップ

東京港の沿岸のレクリエーション施設や海上公園は沿岸域各区のHPや公園管理者などのHPで利用マップや観光ガイドとして紹介されている。

江東区の観光イラストマップ



江東区の観光イラストマップの裏面には、おすすめ観光スポットの概要などを紹介している。

深川エリア

粋と人情の下町散歩

清澄庭園
深川3-3-9 ☎03(3641)5892
深川大工戸建・東区450年下町散歩
清澄園内散歩30分
江戸大工の町・清澄園(深川)内・有名な長十郎(中村)本町の趣があり、50余年前の町並りが残る。清澄園は江戸時代、芝居町として栄えた。清澄園内には、清澄園の歴史を伝える「清澄園の歴史館」があり、清澄園の歴史を学ぶことができます。

のらくろ館と 工芸館(たぐのやかた)
深川1-12-7 下町下駄センター
深川1-6-3 ☎03(660)8666
都立新橋・深川戸建(下町)散歩8分
のらくろの町・清澄園の歴史を伝える。工芸館には、江戸時代の工芸品の展示があります。

芭蕉記念館
常盤1-6-3 ☎03(363)11448
都立新橋・深川戸建(下町)散歩7分
俳諧文化の中心地・芭蕉の故郷。芭蕉の生家跡を再現し、芭蕉の生涯や文学の背景を学ぶことができます。

富岡八幡宮
富岡1-20-3 ☎03(3642)1315
都立大工戸建・東区メトロ東区線
江戸時代、富岡八幡宮は、50余年前の町並りが残る。富岡八幡宮には、江戸時代の歴史を伝える「富岡八幡宮の歴史館」があり、富岡八幡宮の歴史を学ぶことができます。

深川神明宮
深川1-1-1
都立新橋・深川戸建(下町)散歩2分
寛政7年(1896)年、この山王前代は、深川の大工町に祀られた。深川神明宮には、江戸時代の歴史を伝える「深川神明宮の歴史館」があり、深川神明宮の歴史を学ぶことができます。

深川江戸資料館
深川1-3-28 ☎03(3630)8025
都立大工戸建・東区メトロ東区線
江戸時代の歴史を伝える。資料館には、江戸時代の歴史を伝える「深川江戸資料館の歴史館」があり、深川江戸資料館の歴史を学ぶことができます。

成田山 深川不動堂
富岡1-17-13 ☎03(3641)8288
都立大工戸建・東区メトロ東区線
江戸時代の歴史を伝える。不動堂には、江戸時代の歴史を伝える「成田山 深川不動堂の歴史館」があり、成田山 深川不動堂の歴史を学ぶことができます。

東京都現代美術館
深川1-1-1 ☎03(5245)4111
都立大工戸建・東区メトロ東区線
現代美術の展示を行う。東京都現代美術館には、現代美術の展示を行う「東京都現代美術館の歴史館」があり、東京都現代美術館の歴史を学ぶことができます。

深川シャトル急行06系統
深川地区と臨海副都心をつらぬき直行

都バス士・日・祝日運行
大人210円 こども110円 (IC 105円)
シルバー・SIー一日乗車券PASMO・Suica使用可

城東シャトル急行05系統
城東地区と臨海副都心をつらぬき直行

城東エリア

寺社と賑わいのまち散歩

電戸天神社
電戸3-57-1 ☎03(3681)0010
JR総武線・東横線(電戸)駅徒歩15分
電戸天神社は、江戸時代の歴史を伝える「電戸天神社の歴史館」があり、電戸天神社の歴史を学ぶことができます。

香取神社
電戸3-57-22 ☎03(3684)2813
JR総武線・東横線(電戸)駅徒歩10分
香取神社には、江戸時代の歴史を伝える「香取神社の歴史館」があり、香取神社の歴史を学ぶことができます。

中川船番所資料館
大船1-15 ☎03(3636)9091
都立大工戸建・東区メトロ東区線
中川船番所資料館には、江戸時代の歴史を伝える「中川船番所資料館の歴史館」があり、中川船番所資料館の歴史を学ぶことができます。

砂町銀座商店街
砂町3-3-35
砂町銀座商店街には、江戸時代の歴史を伝える「砂町銀座商店街の歴史館」があり、砂町銀座商店街の歴史を学ぶことができます。

城東エリアその他のみどころ
電戸銀座商店街 電戸3-5
江戸前最盛期の賑わい。電戸銀座商店街には、江戸時代の歴史を伝える「電戸銀座商店街の歴史館」があり、電戸銀座商店街の歴史を学ぶことができます。

天祖神社 電戸3-38-35
江戸前最盛期の賑わい。天祖神社には、江戸時代の歴史を伝える「天祖神社の歴史館」があり、天祖神社の歴史を学ぶことができます。

仙倉堀川公園 北船19-1-1
江戸前最盛期の賑わい。仙倉堀川公園には、江戸時代の歴史を伝える「仙倉堀川公園の歴史館」があり、仙倉堀川公園の歴史を学ぶことができます。

南砂緑道公園 南砂3-3-35
江戸前最盛期の賑わい。南砂緑道公園には、江戸時代の歴史を伝える「南砂緑道公園の歴史館」があり、南砂緑道公園の歴史を学ぶことができます。

荒川・砂町水辺公園 南砂3-3-35
江戸前最盛期の賑わい。荒川・砂町水辺公園には、江戸時代の歴史を伝える「荒川・砂町水辺公園の歴史館」があり、荒川・砂町水辺公園の歴史を学ぶことができます。

旧中川川の水
都立大工戸建・東区メトロ東区線
江戸時代の歴史を伝える。旧中川川の水には、江戸時代の歴史を伝える「旧中川川の水の歴史館」があり、旧中川川の水の歴史を学ぶことができます。

富岡八幡宮
富岡1-20-3 ☎03(3642)1315
都立大工戸建・東区メトロ東区線
江戸時代の歴史を伝える。富岡八幡宮には、江戸時代の歴史を伝える「富岡八幡宮の歴史館」があり、富岡八幡宮の歴史を学ぶことができます。

電戸梅屋敷
電戸3-57-22 ☎03(3684)2813
JR総武線・東横線(電戸)駅徒歩10分
電戸梅屋敷には、江戸時代の歴史を伝える「電戸梅屋敷の歴史館」があり、電戸梅屋敷の歴史を学ぶことができます。

歴史3館共通入館券
都立大工戸建・東区メトロ東区線
江戸時代の歴史を伝える。歴史3館共通入館券には、江戸時代の歴史を伝える「歴史3館共通入館券の歴史館」があり、歴史3館共通入館券の歴史を学ぶことができます。

城東エリアその他のみどころ
電戸銀座商店街 電戸3-5
江戸前最盛期の賑わい。電戸銀座商店街には、江戸時代の歴史を伝える「電戸銀座商店街の歴史館」があり、電戸銀座商店街の歴史を学ぶことができます。

天祖神社 電戸3-38-35
江戸前最盛期の賑わい。天祖神社には、江戸時代の歴史を伝える「天祖神社の歴史館」があり、天祖神社の歴史を学ぶことができます。

仙倉堀川公園 北船19-1-1
江戸前最盛期の賑わい。仙倉堀川公園には、江戸時代の歴史を伝える「仙倉堀川公園の歴史館」があり、仙倉堀川公園の歴史を学ぶことができます。

南砂緑道公園 南砂3-3-35
江戸前最盛期の賑わい。南砂緑道公園には、江戸時代の歴史を伝える「南砂緑道公園の歴史館」があり、南砂緑道公園の歴史を学ぶことができます。

荒川・砂町水辺公園 南砂3-3-35
江戸前最盛期の賑わい。荒川・砂町水辺公園には、江戸時代の歴史を伝える「荒川・砂町水辺公園の歴史館」があり、荒川・砂町水辺公園の歴史を学ぶことができます。

まちあるきガイドサービス

江東区文化観光ガイドサービスを実施しています。まちあるきガイドサービスは、江東区文化観光ガイドサービスを実施しています。

お問合せ・お申込み
江東区文化観光ガイドサービス係(江東区観光案内所)
Tel. 03-6458-7410 Fax. 03-6458-7420
9:00~17:00 土日祝、年末年始
公式ウェブサイト: https://www.koto-kankei.jp/

江東区内東京2020オリンピック・パラリンピック会場一覽

1 有明アリーナ	2 有明体育館	3 有明アリーナ	4 有明アリーナ	5 有明アリーナ	6 有明アリーナ
7 有明アリーナ	8 有明アリーナ	9 有明アリーナ	10 有明アリーナ	11 有明アリーナ	12 有明アリーナ

湾岸エリア

潮風薫るタウンウォーク

パレットタウン
湾岸1-15 ☎03(3529)1621 (半蔵門線)
パレットタウンには、江戸時代の歴史を伝える「パレットタウンの歴史館」があり、パレットタウンの歴史を学ぶことができます。

東京ビッグサイト
湾岸11-1-1 ☎03(5530)1111
東京ビッグサイトには、江戸時代の歴史を伝える「東京ビッグサイトの歴史館」があり、東京ビッグサイトの歴史を学ぶことができます。

日本科学未来館
湾岸3-6 ☎03(3570)9151
日本科学未来館には、江戸時代の歴史を伝える「日本科学未来館の歴史館」があり、日本科学未来館の歴史を学ぶことができます。

東京お台場大江戸温泉物語
湾岸2-3 ☎03(5500)1126
東京お台場大江戸温泉物語には、江戸時代の歴史を伝える「東京お台場大江戸温泉物語の歴史館」があり、東京お台場大江戸温泉物語の歴史を学ぶことができます。

湾岸エリアその他のみどころ
お台場SKYラインタワー
湾岸1-1 ☎03(3570)9151
お台場SKYラインタワーには、江戸時代の歴史を伝える「お台場SKYラインタワーの歴史館」があり、お台場SKYラインタワーの歴史を学ぶことができます。

夢の島熱帯植物館
夢の島1-2 ☎03(3522)0281
夢の島熱帯植物館には、江戸時代の歴史を伝える「夢の島熱帯植物館の歴史館」があり、夢の島熱帯植物館の歴史を学ぶことができます。

芝浦海鮮公園
芝浦1-1 ☎03(3534)1111
芝浦海鮮公園には、江戸時代の歴史を伝える「芝浦海鮮公園の歴史館」があり、芝浦海鮮公園の歴史を学ぶことができます。

東京ビッグサイト
湾岸11-1-1 ☎03(5530)1111
東京ビッグサイトには、江戸時代の歴史を伝える「東京ビッグサイトの歴史館」があり、東京ビッグサイトの歴史を学ぶことができます。

芝浦海鮮公園
芝浦1-1 ☎03(3534)1111
芝浦海鮮公園には、江戸時代の歴史を伝える「芝浦海鮮公園の歴史館」があり、芝浦海鮮公園の歴史を学ぶことができます。

東京ビッグサイト
湾岸11-1-1 ☎03(5530)1111
東京ビッグサイトには、江戸時代の歴史を伝える「東京ビッグサイトの歴史館」があり、東京ビッグサイトの歴史を学ぶことができます。

湾岸エリアその他のみどころ
お台場SKYラインタワー
湾岸1-1 ☎03(3570)9151
お台場SKYラインタワーには、江戸時代の歴史を伝える「お台場SKYラインタワーの歴史館」があり、お台場SKYラインタワーの歴史を学ぶことができます。

お台場エリア

お台場には、江戸時代の歴史を伝える「お台場の歴史館」があり、お台場の歴史を学ぶことができます。

お台場エリアその他のみどころ
お台場SKYラインタワー
お台場SKYラインタワーには、江戸時代の歴史を伝える「お台場SKYラインタワーの歴史館」があり、お台場SKYラインタワーの歴史を学ぶことができます。

湾岸エリア

お台場エリア

お台場には、江戸時代の歴史を伝える「お台場の歴史館」があり、お台場の歴史を学ぶことができます。

お台場エリアその他のみどころ
お台場SKYラインタワー
お台場SKYラインタワーには、江戸時代の歴史を伝える「お台場SKYラインタワーの歴史館」があり、お台場SKYラインタワーの歴史を学ぶことができます。

湾岸エリアその他のみどころ
お台場SKYラインタワー
お台場SKYラインタワーには、江戸時代の歴史を伝える「お台場SKYラインタワーの歴史館」があり、お台場SKYラインタワーの歴史を学ぶことができます。

◆海域の浄化能力向上のための主な干潟、海浜等の整備（本編P1-38）

① 東京港豊洲運河、昭和島

水生生物の生息環境を向上させるため、平成19年度より海岸保全施設の一部をミニ磯場や緩傾斜護岸として整備している。



豊洲運河



昭和島

② 東京港中央防波堤東側水域

生態系に配慮した自然環境の再生・創出のため磯浜の造成を行っている。期間は平成18年度から整備を行い、平成26年度まで予定している。



③ 東京港羽田沖

生態系に配慮した自然環境の再生・創出のため、平成15年度～平成19年度に、浚渫土の活用による浅場の整備を行った。



出典：東京都港湾局資料

2 海岸区分と海岸保全施設

◆排水機場（本編P1-50）

高潮発生時の閉鎖水域は江東地区、中央地区、港地区の浜離宮地区と芝浦地区の4箇所となる。

江東地区は、辰巳排水機場により排水を行う。中央地区は排水機場による排水は行わず貯留面積（運河部）で対応している。芝浦地区は、芝浦排水機場で排水を行う。

なお、排水機場の排水能力は、閉鎖水域の水位が A. P. +2.5m 以下となるように設定している。

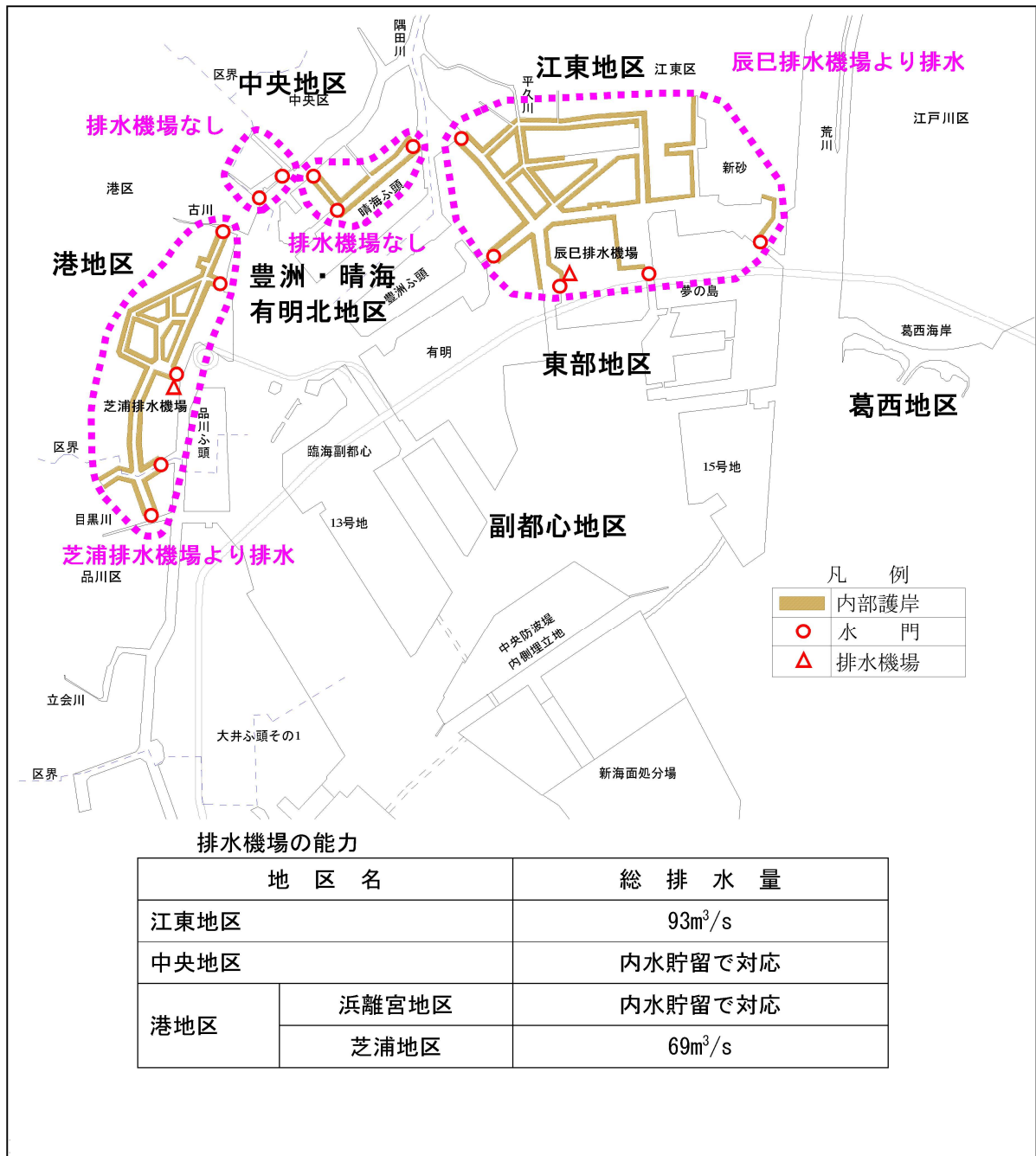


図 2-1 内部護岸、排水機場の役割

3 海岸保全の方向性

◆今後 10 年間（令和 4 年度～令和 13 年度）の整備概要

気候変動の影響に対して段階的に対応していくことから、今後 10 か年の整備について以下のとおり推進していく。

概算整備費用

約 1,500 億円（うち気候変動対策費約 300 億円）

整備内容

表 3-1 整備内容

	気候変動対策	耐震対策	耐水対策
防潮堤	約 24 km	約 4 km	
内部護岸		約 15 km	
水門		1 施設	
排水機場	2 施設		

※事業費には施設の維持管理費を含む

※気候変動対策と耐震対策の重複区間あり

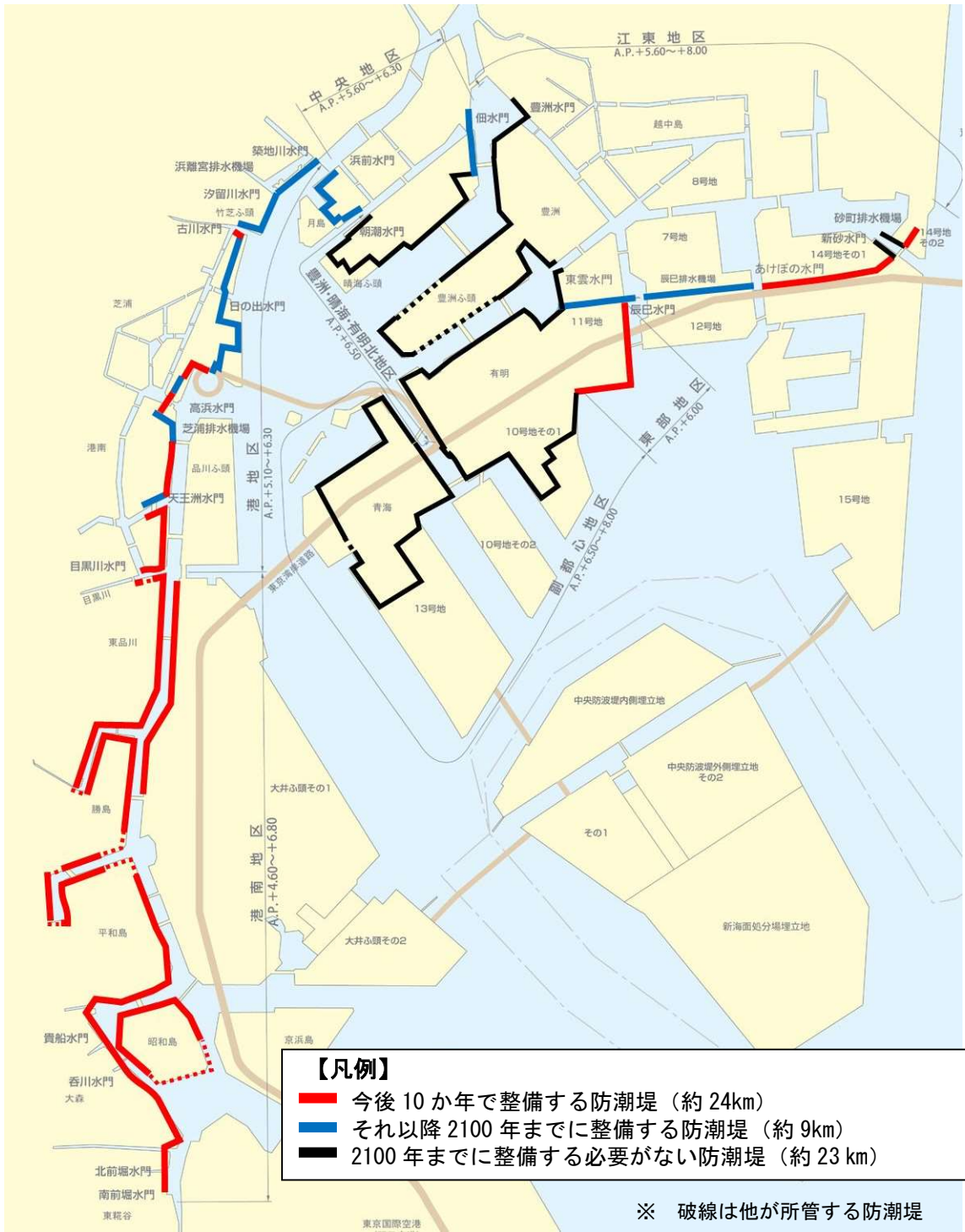


図 3-1 気候変動の影響に伴う防潮堤嵩上げ位置図